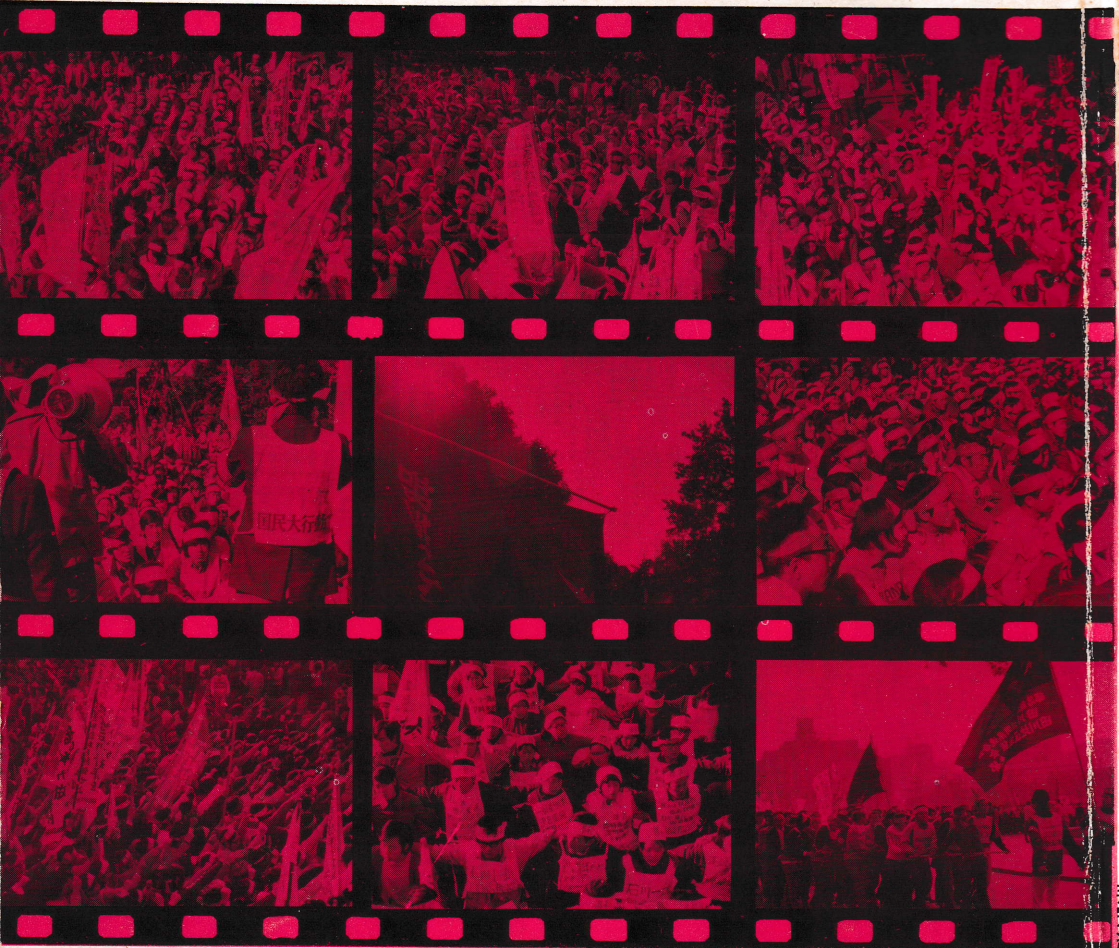
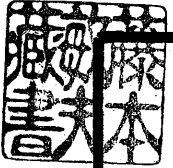


# 荊冠

No. 4 1971. 12



荊冠編集委員会



# 武と内乱

津久井良策著・七〇年

- 四 侵略と内乱の時代の、帝国主義の思想的政治的社会的動員との諸戦線における激闘
- ①七〇年代は社会のあらゆる地点での死闘期であり、プロレタリア解放—全人民解放のための闘いの時代である—労働者運動と革命②入管体制との闘い③部落解放闘争④女性解放闘争をめぐる諸問題⑤いくつかの重要な戦線での闘い⑥天皇制と天皇制イデオロギーとの闘い
- 第二部・現代帝国主義の危機と内乱的死闘の時代
- 第三部・「十一月」の地平と七〇年六月安保決戦
- 十一月決戦の成果の全人民的平準化と党のたのめへの深化。安保—沖繩闘争論の鮮明化と十一月決戦の政治・軍事論文。七〇年代の総路線二論文、沖繩奪還論、叛軍闘争論などの深化
- 第四部・日帝のアジア再侵略阻止・入管体制粉砕
- 『前進』五〇六号論文など、「七・七」以後の入管闘争の深化と発展のための五論文。七〇年代革命の不可欠の課題との対決の足跡

# 理論の装

代革命の総路線

前進社刊

絶賛発売中

四六判上製美装  
本文 五〇四頁

価 一三〇〇円

(〒200)

## ●本書の内容

### 第一部 書下し二〇〇枚

### 七〇年代革命の総路線

—現代帝国主義とプロレタリア革命

I 69年10、11月から71年秋

にいたるわれわれの歩み

II 内外情勢の現段階とわれわれの戦略戦術的任務

—国際情勢の特質—ニクソン新政策の本質

①全体の様相—破局のはじまり②ニクソン新経済政策と戦後世界経済体制の崩壊のはじまり③ニクソン訪中計画をめぐる諸問題

二 日本帝国主義の危機とアジア侵略

三 日帝のアジア侵略を内乱に転化せよ

①日帝の政策的破綻と人民の永続的反抗の対決②革命の路線を全人民的に提起し、七〇年代、内乱的死闘のヘゲモニーをにぎれ

③大衆的政治的高揚、その武装的發展とゲリラ戦の闘争形態の有機的統一について

## 部落解放のために

### 第一部 部落問題とわれわれ

われわれが死をもって訴えるものは何か  
部落解放闘争を推進せよ—自己批判と闘いの決意  
事実経過

### 第二部 部落解放・日帝打倒へむけて

部落は告発する  
荊の道

今日の部落と狭山差別裁判糾弾闘争  
革命的暴力は闘う部落民の根源的な権利だ

狭山差別裁判実力糾弾への道  
「橋のない川」徹底糾弾/上映阻止にむけて

大阪地裁公判闘争への基調  
日本帝国主義と70年代部落解放闘争の革命的展望

部落解放運動への連帯とは何か

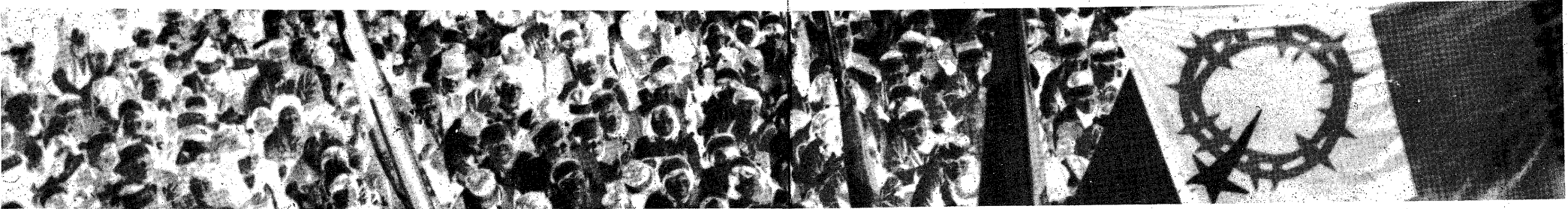
### 第三部 闘いの記録

### 第四部 資料

価 250円

## すべての戦士へ 本多延嘉

羽田以来の日本階級闘争の起伏にみちた永続的な激動の日々は、われわれが達成しようとする世界革命の壮大な展望を尺度とするならば、たしかに序曲という名にも値しないであろう。にもかかわらず、戦後世界の根底的動揺と、それを基底とした国際的内乱の時代の到来を前にして、三大陸人民と連帯し帝国主義本国をその内部から根底的に変革せんとする革命的誓ひとつが、日本階級闘争のこの歴史的現実のなかで準備されていることもまたうたがうことのできない真実である。日帝のアジア侵略を内乱への革命総路線を確固として堅持し、六九年十一月決戦から死闘的調整期を経て、七一年秋の大爆発—七〇年代革命闘争に飛躍する階級的攻防の経験と、それを戦略的に規定している思想的、組織的総路線の深化の闘いに正しく学びうるものだけが、勝利の展望に立脚することができる。階級平和に安住した既成左翼はもとより、反「革命主義」者、右派ブロックの駄弁や、空論的軍事主義者の言説がみごとに色あせはじめた今日、あくまで実践の重みに踏まえながら、内乱にむかって政治と軍事を高度に統一した戦略思想の構築を一貫して追求しつづける各論文の努力は、その解答の方向を明示している。七〇年代革命闘争の担い手たらんとする戦士諸君に無条件で本書を推せんする。



アピール

来年2月  
東京高裁 狭山差別裁判結審を粉碎せよ!

全国部落青年戦闘同志会 ..... 4

部落解放同盟綱領批判ノート

全国部落青年戦闘同志会 ..... 6

闘いのスローガン

全国部落青年戦闘同志会  
全国部落解放研究会連合 ..... 8

狭山差別裁判糾弾闘争の  
歴史的意義と我々の任務

水島道夫 ..... 12

- 序
- 第一章 狭山差別裁判の背景と糾弾闘争の意義
  - 第二章 高松差別裁判糾弾闘争の意義
  - 第三章 帝国主義戦争と全国水平社
  - 第四章 狭山差別裁判糾弾闘争の勝利を  
日帝のアジア侵略阻止にむけて  
(第二章以下は次号)

天皇制ボナパルティズムと  
部落問題についての断草

袴梨祐保 ..... 44

書 評

賀川豊彦「貧民心理の研究」批判 ..... 61

資 料

- 1 高松差別裁判糾弾闘争方針書 ..... 69
- 2 部落解放同盟綱領・要求と活動の基準 ..... 79
- 3 高松差別裁判判決文 ..... 82

編集後記 ..... 84

(表紙写真及び本文中の写真は全て七一年十一月  
狭山差別裁判徹底糾弾・石川一雄氏即時奪還ノ東京高裁糾弾公判闘争)

来年2月  
東京高裁

# 狭山差別裁判結審を粉碎せよ！

## 狭山差別裁判糾弾闘争の勝利を

### 日本帝国主義のアジア侵略阻止へ！

#### 狭山差別裁判徹底糾弾！ 石川一雄氏即時奪還！

今なお続く差別と屈辱の中に苦しみ、洋々たる前途を差別の暗幕に閉じられて、憤り、突破しようと苦闘する全国の部落の青年諸君！我々は、生活のあらゆる面で不当な差別を受けてきた。学校で、病院で、職場で、街頭で、地域周辺で、市役所や、裁判所、警察や選挙や議会自衛隊や寺社や、祭りや、土木工事や行政施策、生活環境、はては災害に至る迄……。就職と結婚の時には、必ず、「部落民」という屈辱の拒絶に会って来た。

今我々のその一切の差別を一身に背負って狭山事件で犯人にデッチ上げられた兄弟石川一雄氏が、東京の小管拘置所に檻禁されている。何の証拠もなく強制せられ、矛盾に満ちた「自白」以外には、警察と検事、判事の「悪いことをするのは部落民に違いない」という予断と偏見しかないのだ。石川氏は東京高裁で九年目になる独力の闘いを生死の境に立って闘っている。全国の差別に義憤する部落の青年諸君！石川氏の闘いを我が闘い、石川氏の運命をおのが運命六千部落三百万の運命と受けとめよ！一昨年浦和地裁占拠闘争を受けつぎ断固来年二月の結審に際し、狭山差別裁判徹底糾弾！石川一雄氏即時奪還の闘いを巨大な全国的運動に盛りあげて勝利させようではないか。自主的で創造的で勇氣ある青年よ団結せよ！敵、日本帝国主義の圧制と差別をうち砕け！

#### 日本帝国主義打倒！融和主義粉碎！部落絶対解放！

封建的身分差別である部落差別を、日本帝国主義は温存し強化して、人民の分裂支配に役立ててきた。それは、裁判所や警察などあらゆる政治機構や行政施策、教育によって差別を拡大し、あおり立てて来たのだ。故に我々は、現代の支配階級日本帝国主義を打倒しなければ、部落民の解放はありえないと主張する。どのような小さな要求でも、この帝国主義の祖先機関「行政」を糾弾し押しまくらねば、勝ちとることができないのである。誰かの手によって、我々は解放されるのではない。我々は我々自身の、自主的団結力によって労働者人民と共に政治

権力を奪い取り、自らをおさめ支配することによって自主解放を成し遂げねばならない。故に我々は、日本帝国主義打倒！融和主義粉碎！部落絶対解放の三つの旗印をかかげて進まねばならないのだ。狭山差別裁判のように直接、権力による差別事件はもとより、どのような生活の問題でも、政治闘争に絶えず引き上げ、結合させて闘うのである。部落民が差別されているのは、支配階級から政治の力をうばわれ、生産と労働が奪われているか、又は極めてみじめな形でせられて、法的政治的に封建的な「社会的身分」差別を受けている所にある。政治の力と生産と文化の力を全て奪い返すために闘え！全国の熱ある青少年よ！

#### 沖縄「返還協定」を粉碎せよ！入管法を国会に上程させるな！

佐藤栄作ら日本帝国主義者共は、「沖縄返還」と称して、実はますます、米軍と、自衛隊の基地の島、アジア侵略の拠点として一大強化を目論んでいる。又、戦前何千万人も中国、朝鮮の人民を殺し、田畑を荒し自然を破壊しておきながら、罪をつぐなう所が強制連行した日アジア人の一切の民族的、民主的権利を抑圧し、監視し、差別と抑圧を日常的に加え、日本人の排外主義をあおってきた。さらにそれを一段と強化すべく入管法の国会再上程をねらっている事実について、今こそ、我々部落民は、抑圧民族の自己を厳しく反省し糾弾しながら、この法案を断じて粉碎せねばならない。我々はどのような事があっても、戦前の水平社のようにアジアの侵略戦争に参加してはならない。それは天皇の下の暗黒と圧制であり、アジア民衆に対する野蛮な殺人行為であることを歴史は教訓している。部落解放を労働者階級人民全体のものに、全ての人民と一致団結し、日本帝国主義とその象徴、天皇制を打倒して、労働者、農民、部落民、在日中朝人民らによる権力！プロレタリア独裁を極く一部のブルジョワ反革命に対してうちたてて、一切の差別と搾取のない新しい社会の建設にまい進しようではないか。戦前の高松差別裁判の勝利がしかし、決して、日本帝国主義のアジア侵略の攻撃に打ち勝つものでなかった苦杯をのんで、狭山の闘争の勝利で、地域を固め、日本階級闘争の最前列で最もよく闘い抜くことを、全国部落青年戦闘同志会とともに貫徹せよ！

三百万の兄弟姉妹よ、団結せよ！  
部落解放同盟に総結集しこれを戦闘化せよ！  
狭山の闘争の勝利を日帝のアジア侵略阻止へ！

#### 全国部落青年戦闘同志会

- 関西地方部落青年戦闘同志会
- 九州地方部落青年戦闘同志会
- 中国地方部落青年戦闘同志会
- 四国地方部落青年戦闘同志会
- 東海地方部落青年戦闘同志会
- 関東地方部落青年戦闘同志会
- 被爆部落青年友の会

# 部落解放同盟綱領批判ノート

## 全国部落青年戦闘同志会



### (一) 前文について

我々は一九六〇年、第十五回大会で決定された現綱領前文を根本的に批判する。

それは第一にアメリカ帝国主義のヴェトナムに於ける決定的敗退を契機とする帝国主義のアジア後進国、植民地支配の崩壊の危機とドル危機に象徴される世界帝国主義の経済的發展の行き詰りと解体的分裂という時代的な激変、その中で日米共同声明と沖繩「返還協定」をテコとして、アジア侵略に大きく進むことによつて危機の帝国主義的打開を図る日本帝国主義に対して、現綱領は何ものも明らかにせず応えていないばかりか依然として「アメリカ帝国主義に従属する日本の独占資本」という極めて抽象的な規定に終始しており、帝国主義としての日本資本主義でさえ認めていないのである。こ

の綱領は明らかに日本共産党の路線転換―反米反封建から反米・反独占・反封建に合わせてデッチあげられた代物でしかなく、従つて「平和と独立と民主主義」から社会主義へという二段階「革命」路線のやき直しであり日本人民全ての闘いを一段階おしとどめ部落解放運動をもつての低次の段階に反動的に低め抑えつけようとするものなのである。

今や誰の眼にも明らかなのは、世界帝国主義の有数の帝国主義国としての日本が、経済的政治的破局の中で天皇をかつき出し破防法体制の強権をふるい、戦闘的労働運動を企業意識―国益意識―排外主義の下での右翼編成を強行し、日米安保条約―沖繩返還協定等を軸としてアジアの諸国民に暗黒の侵略主義を以て臨みつつある現実なのである。日本帝国主義を打倒すること、日帝のアジア侵略を内乱へ転化しアジア諸国民の民族解放闘争に連帯すること、プ

ロレタリア日本革命とそれをテコとするアジアのプロレタリア的解放が欧米のプロレタリアートの革命的決起と結合するプロレタリア世界革命の現実的切開と完遂、その過程に於ける国際スターリン主義の打倒、まさにこれらを決定的第一段階とするプロレタリア独裁の権力の樹立と社会主義の建設こそが現代の人類が直面している侵略と戦争、搾取と貧困、抑圧と差別破壊と混乱と腐敗、人間の自己疎外の一切を克服し危機を救い未来を力強く築き展望する唯一の道なのである。内乱による帝国主義の打倒とプロレタリア革命―独裁これが日本の全ての人民に課せられた当面する実践的急務なのである。そのために我々は全人民の全ての戦線を指導し戦闘的勝利を貫徹する革命党の建設とそれによつて指導される武装自衛、武装闘争の大胆な展開が不可欠の必要事なのである。

現綱領はこれらのことが何一つ明らかにされていないばかりか「日本の真の民主化」などというブルジョワ的幻想を、何らの具体的方策、展望もなしに語っているにすぎないのであり、部落解放運動を一般民主主義運動に解消してしまおうとするものなのである。さらに又第二に何よりも部落問題について極めて部分的現象的な認識しかされて居らない事実である。部落民は「身分的差別と階級的搾取」を受けていると云っているが、差別と搾取とを「身分的」と「階級的」に分けては、差別の具体的内容である搾取という重大部分を「身分的差別」から分離し欠落させ、帝国主義段階における「封建的」遺制としての部落差別の全体的把握を不可能にし残る身分的差別を極めて観念的な偏見か政策かに帰せしめるのであり、体制の根

本の変革としての解放運動ではなく資本主義体制内に於ける手直し、施設―予算の増、政策転換の次元の問題―いわゆる「民主化」策にすりかえごまかすものとなっている。従つて部落差別の規定も極めて部分的現象的であり「居住、就職、結婚などの市民的権利」や、土地所有、部落産業、失業、環境等があげられているが、部落民の政治的無権力、差別的法的地位、生産手段の略奪という差別の根本的事象とそれをもたらした日本帝国主義の体制を明らかにして始めて就職、結婚等の差別の現実が明らかにされるのである。「明治維新の変革によつて封建的身分制は廃止されたが部落民は悲惨な生活と最低の社会的地位から解放されなかった」という。しかし事實は、「エタ解放令」にもかかわらず、それを打ち消し無視する判決や通達、戸籍が法的制度的に確立され、今だに部落民の「社会的身分」は撤廃されていないのである。明治維新の「変革」は天皇制絶対主義の確立であるから封建的身分差別は廃止されうるはずがないのである。日本資本主義の発展は、しかし何ら農村の封建性を根本から解体したり差別を撤廃するものではなかった。高度の金融資本を頂点としてアジア最大の工業国、帝国主義に迄発展しながら農村に広範な過少農や、失業者をブールしあらゆる封建的人間関係を形式的にし近代化せず温存して来た。部落差別も又そうであった。

部落は再編され拡大され全社会的問題に発展した。さらに一九二二年全国水平社の創立と解放運動の激烈な展開は、如何なる意味に於ても、部落民の解放が支配階級の手によつて解決されえず、ただ部落民三百万の団結と徹底した自主解放闘争による以外にない事を明

らかにしたものであった。

だが、戦前に於ける水平運動は天皇制ボナパルティズムの弾圧によって粉碎され、部落民は日帝のアジア侵略に加担した。

戦後の解放運動はこの敗北の徹底した総括と反省から出発すべきであったにもかかわらず、依然として二段階「革命」論的な一九三三年の、「部落委員会」の方針を復活させ「民主主義」運動の低次の運動としてしか部落大衆の闘いを収約して来なかったのだ。

一九六〇年の現綱領は、動評闘争、安保闘争という巨大な部落民の政治闘争の経験や司法権力への激しい糾弾闘争の歴史的高まりを帝国主義打倒の方向に正しく位置づけず、その革命的エネルギーを抑圧しねじまげるものであった。

### (二) 要求と活動の規準について

我々は現綱領の革命的批判の立場で、実践的要求項目も体系的に再編し、これ迄の部落大衆の闘いの教訓を發展させなければならない。現綱領について直に気がつく事は、例えば、狭山差別裁判糾弾などの実践的課題が何の項目に当るのか明確でない事である。何よりも現綱領には権力に対する闘争項目が不分明である。

① 資本、権力に対する闘いの項目。警察、検察庁、裁判所、法務省等司法権力による差別捜査、逮捕、テッチあげ、差別裁判に対する糾弾、要求が全然ない。

議会、選挙に於いては無数の重大差別事件がひん発しているし、部落民の政治への参加という重要な分野でもあるがこれについても

何の項目もない。

軍隊（自衛隊）にも大きな差別事件が常に起り、又は内包されているがこれも何もふれる項目がない。

企業、資本家の差別についても重視し、明確かつ具体的に要求、糾弾項目を設ける必要がある。行政や教育機関と併せて、警察、検察、裁判所、軍隊、天皇制、議会、企業の差別に対する闘いの項目を真先にとりあげて掲げなければならない。

② 次に部落民の生活や仕事、環境の項目について、さらに整理する必要がある。それは、

- ① 社会保障の充実
- ② 環境整備、住宅
- ③ 公共施設
- ④ 税金の減免
- ⑤ 生協施設
- ⑥ 土地、海、山の解放
- ⑦ 零細商工業の防衛
- ⑧ 就職差別の撤廃、失業対策

の各項目にさらに細目に渡って検討されねばならぬ。

③ 現綱領にぬけている点に特に重要なのは組織防衛に関する項目である。解放運動の途上で最も困難な課題として、部落解放同盟や全国水平社の団結、糾弾、交渉が権力や差別者に認められず、門前払いをくらわされたり、相手にされなかつたり、その行為を犯罪視されたり迄して来た事実である。

## 闘いのスローガン

### 全国部落青年戦闘同志会

### 全国部落解放研究会連合

- 狭山差別裁判徹底糾弾！石川一雄氏即時奪還！
- 東京高裁の早期結審—死刑判決を許すな！
- 警察・検察庁の部落民への差別捜査・不当逮捕・拘留粉碎！
- 裁判所の部落民を理由とする差別判決粉碎！
- 部落民への封建的「社会的身分」差別を撤廃せよ！
- 議会における差別発言糾弾！
- 選挙活動における差別的宣伝、妨害を粉碎せよ！
- 部落民に教育の機会均等を保障せよ！ごまかし融和教育粉碎！
- 部落生徒の解放運動の自由！
- 企業・資本家による部落民への就職差別、首切り反対！失対事業の打ち切り反対！
- 低賃金—不安定な就労条件を撤廃せよ！
- 部落民に土地山林を解放せよ！
- 入会（海）権、水利権の差別を撤廃せよ！
- 部落への差別行政反対！融和政策（事業）による部落の破壊、立のきを阻止せよ！
- 部落解放への抜本的行政対策を構ぜよ！
- 部落の零細商工業を防衛せよ！
- 皮革産業等部落産業への差別偏見を一掃せよ！無（低）利子の資金を融資せよ！
- 部落零細商工業農漁業への税金を大中に減免せよ！所得、土地への課税を免除せよ！
- 部落の生活と健康を守れ！

我々は少くとも、

- ④ 部落民の自主団結権
- ⑤ その糾弾権及び交渉権
- ⑥ 不当弾圧への弾劾権

を、確立し防衛し発展させなければならぬのである。これがないならば、部落解放を自主的に推進し、自主解放の実を達成することは出来ないのである。

④ 最後に部落民の政治的課題についてもなお明確にせねばならぬ。

① 何よりも部落民の政治的法的経済的な身分的差別からの解放

② 日米安保条約の粉砕

③ 日帝のアジア侵略の阻止、入管体制の解体

④ 人民の政治活動の一切の自由等が、少くとも掲げられねばならぬ。

### (三) 部落解放同盟の「綱領」について

我々が問題にしている「綱領」とは、むろん、革命党の如何なる綱領でもない。しかし又、労働組合やその他の大衆団体のように部落民の闘いは単なる規約だけでは律することは又不可能である。それは部落民という一つの社会層（その中には様々な要求や意識をもつ部落大衆がいる。農民、労働者、失業者、中小企業経営者、店主、生保者、青年、婦人、等々）全体をまとめ統一した闘いを、差別反対のスローガンの下で進めて行く場合どうしても経済的のみならず

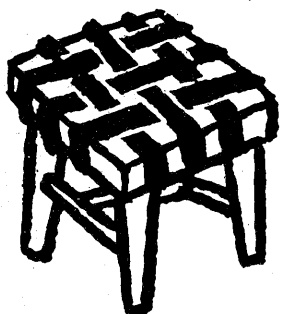
政治的な指導者と規範を必要とするからである。

従って解放運動の活動家、指導者は、部落内外に於て極めて広い知識と経験、判断が要求され、それ自身として一つの全体性をもたなければやっていけない。即ち、今日に於ける部落問題の実践的解決が帝国主義打倒とプロレタリア革命の道以外にないことと併せてそれ自身の闘いに於ても前衛党的な役割を要請されるのである。

現綱領は速かに改正され今日の革命的部落青年と大衆の闘いの真に実践的規準とならなければならないのである。

今日において大衆団体が革命的なスローガンを掲げるのはおかしいのではないかなどという平和ボケした連中は、やがて間もなく彼らがバカにしていた大衆の革命的行動の怒と波に一抹のしぶきとなってけしとばされるであろう。

一九七一年十二月十日



生活保護、医療など社会保障を拡充せよ！

■ 部落の道路、下水、側溝などの環境を整備せよ！

■ 公設無（低）家賃住宅を大量につくれ！隣保館、保育所をつくれ！

■ 結婚差別反対！封建的家族制度を解体せよ！

■ 女性に対する一切の差別、抑圧を根絶せよ！

■ 部落民の団結—糾弾権を確立、防衛せよ！解放運動への不当弾圧を許すな！

■ 日本帝国主義打倒！部落解放！融和主義粉砕！

■ 沖繩奪還！安保粉砕！日本帝国主義を打倒せよ！

■ 沖繩「返還協定」を粉砕せよ！軍用地強制収容法案粉砕！

■ 日本帝国主義のアジア侵略を阻止せよ！

■ 入管法の国会再上程を許すな！日韓条約を粉砕せよ！入管体制を解体せよ！在日朝鮮・中国人民の闘いに断固連帯せよ！

■ 三里塚軍事空港実力粉砕！砂川、北富士、能勢、

全ての軍事基地演習場を撤去せよ！

■ 自衛隊を解体し、兵士を人民に獲得せよ！自衛隊の沖繩派兵、海外派兵を許すな！四次防を粉砕せよ！治安出動を許すな！

■ 原水爆に反対し、被爆者の闘いに連帯せよ！

■ 身心障害者への差別に反対せよ！コロニーを解体せよ！

■ 天皇制の復活を阻止せよ！

■ 建国記念日—紀元節粉砕！

■ 破防法を実力で粉砕せよ！機動隊をせん滅せよ！

■ 闘う部落青年は全国部落青年戦闘同志会に結集し、

部落解放同盟を強化せよ！

■ 日共の分裂策動を粉砕せよ！

■ 権力の分裂支配をうち砕き、全ての人民は部落解放運動に連帯せよ！全国部落研連合を強化せよ！

■ 反帝国主義・反スターリン主義の旗の下、全ての部落大衆、労働者、人民は団結し、日本革命に勝利せよ！日本革命をアジア革命の根拠地とせよ！

# 狭山差別裁判糾弾闘争の

## 歴史的意義と我々の任務

司法権力との死闘が

部落大衆を鍛えその革命権を武装させる！ 水島道夫

### 序

沖繩返還協定をめぐる日本階級闘争の11月は、支配階級の一大弾圧体制を突破して、未曾有の、文字通り内乱として展開されている。沖繩・東京は相呼応し、火が火を呼び合うように、力が力を誘うように、もはや何人もとどめることが出来ない勢いで爆発と誘爆と大ごう音が展開している。腐敗した老人に代って、清烈な青年が、あらゆる歴史の危機に際して見るように、社会全般の動向を一つ一つの政局に至るまで、領導せんとしてつづつある。社会党、共産党から既成左翼らが、戦後の平和と民主主義というワク内で、反体制運動を推進して来た限界は、60年安保改訂という支配階級の攻勢の前に、何ら現体制のプロレタリア的打破の力を示すことなく敗退した時に一挙に露出した。それは無論、彼らが生じた敗戦直後の戦後革命の混乱期に、巨万の日本労働者人民の革命的エネルギーを、うちの

めされたブルジョアジーの経済復興した民主日本の建設「平和憲法」に売り渡し、裏切った出発点から首尾一貫したものではあつた。しかしそれがそれとして露出したのは、彼ら既成左翼のぬけがらを破つて「革命」という言葉を文字通り信じ、今実践しようとする荒々しい青年の一群の登場によつてであつた。今やこの勢力は日本社会の重大な政治勢力となり、戦後の平和的發展の行詰りの危機にのたうつ日本帝国主義に対する一大脅威として發展した。社共は不熱心な体制内の抗議団体であるかのようにあるに比べ、この革命的左翼の行動は、明らかに誰の眼にも、体制打破の不屈の軍団として映るのである。これらが、我が部落解放運動に何を提起しつづつあるのかを真剣に問う事がないならば、他の人民階級の権力争奪戦に、我々はとり残され、部落民解放の具体的展望を、こ

の日本列島以外の島に求めに行かねばならなくなるのである。否、このような考えは愚かである。すでに解放運動の内部には、革命的共産主義の核がすえられ、確固として發展しつづつあり、独自にして創造的な一步一步を痛切な部落民の差別への怒りの導きの糸となりつづつ自ら貫徹しつづつある。我々は、革命的共産主義の思想の実践を、部落外の他者として措定しえないのである。部落民青年は、それを自己の闘いの歴史の根拠として、出発点として、自ら語るこ

### (一) 革命的共産主義の大衆的發展

69年11月14日の浦和地裁占拠闘争はこの内の事実を告げ知らせたのであつた。だが、いう迄もなく、共産主義は、プロレタリアートの自己解放の哲学であるが、プロレタリアートは、一切の抑圧された人民の諸階層、身分、民族の解放の原理を体現し、全ての者の解放の利害を貫くことなしには、自己を解放しえない存在なのである。

そういう意味に於て、プロレタリアートは、一切の身分の解消形態なのである。部落民がプロレタリアートの根柢的解放の思想を、誇らかに自己の思想と宣言することは、全く正当であり、不可欠なことである。むしろこういう思想的立場は、真に部落民という立場と一般民、あるいは、他民族との関係という歴史的存在条件を無視し解消してしまつてよいという早計ではない。狭山差別裁判糾弾闘争の歴史的意義を明らかに展開する上に於て、部落解放運動を共産主義運動の重要な戦線として展開しつづつある我々は、今日の共産主義運動の飛躍的前進の情勢をあらかじめ、明らかにせねばなるまい。

①それは何よりもソ連―中国のスターリン主義者によるマルクス主義思想の客観主義―生産力理論への墮落、一国社会主義論による世界革命路線の放棄、帝国主義との「平和共存」と暴力革命の否定に立つ議會主義への歪曲、その日本「二段階革命」的歪曲路線の適用という国際共産主義運動の救いようのない腐敗に抗し、初期マルクス主義の思想的苦闘を媒介しながら革命的ヒューマニズムの復活に基づくプロレタリア自己解放の主體的確立とロシア革命後の社会主義への過渡期を固定し、逆転させ、今や帝国主義の世界支配の一大補完物に転落しているスターリン主義の實踐的打倒をかかげつづつ

②現在世界帝国主義体制の、根底的動揺、腐敗、分裂という、人類史的危機の把握と、その革命的解決の立場の鮮明さに於て、革命的共産主義は、最もリアルな認識を示すことに成功している。とりわけ、第二次世界大戦後、帝国主義世界に圧倒的支配を示してきた、アメリカ帝国主義の、ヴェトナム侵略戦争の決定的破綻による帝国主義の植民地―後進国支配の崩壊と、帝国主義の戦後経済体制の基軸であつたドル危機による世界経済の分裂、解体の危機、そして、日米安保の傘の下で安定した経済發展をむさぼつていた日本帝国主義の危機も、この真只中に於て、あるという認識、総じて、一九三〇年代へのラセン的回帰の危機の認識、そこから一切の圧制と、人民への抑圧と搾取、矛盾の転嫁が現われるのである。③この危機に對する支配階級の新たな帝国主義的争闘戦―植民地―後進国



支配の再分割、侵略の激化に道をあける社民や、スターリン主義者ではなく、帝国主義の危機、戦争の危機を、階級決戦による内乱を通じて体制の転覆—プロレタリア社会主義革命の遂行でもって応え、プロレタリア人民の手で勝利的に解決するというマルクス・レーニン主義の實踐を宣言し、着手しつつあるという点に於て革命的共産主義は唯一人民の取るべき道をさし示している。日帝打倒、安保粉碎・沖繩奪還のスローガンは最も人民の課題する所を指示しているのである。④さらにこのような時代認識と実践的指針を保持し貫徹するために、彼らは革命党の建設と、それへの大衆的結集を着々と推進し、きたえつつあるという事実である。革命党を武器としながら、あらゆる人民の諸戦線を形成し発展させる不屈の組織活動が、合法・非合法的に、現実の大小の闘争の鉄火で身をうちながら押し進められているのである。反戦派として登場している戦場的労働者は、今日の青年労働者運動の量的質的中核として職場と街頭で大胆に進出し資本と権力との衝突を果敢に展開し、又、大学、高校に於ける運動は、爆発的に噴出し続け、三里塚の農民、沖繩県民の闘い、在日朝鮮・中国人民の闘いそしてわが部落民の闘いに最もよく連帯し、推進する立場的、実践的行動を展開しているのである。

「先鋭な闘いの全人民的発展が「党のための闘争」と「党としての闘争」として貫徹せられているのである。その実践的気はくの疑うべくもない証左は何百年間、日本人民にとって禁断の果実であった武装という闘いに於て大胆に示されている。⑤とりわけ一九六七年十月八日の羽田闘争は、実に日本人民の屈従の歴史に決定的な終止符

を打つ快挙であったが、それは、石・鉄パイプ・角材・火炎ビン・爆弾という風に、武器のエスカレートを描しながら、組織の軍事的再編という事態に進展し、デモ、ストライキの平和的合法的戦闘から公然と市街に於ける暴動をも含む機動隊との死闘に発展し、しかもこの発展をプロレタリアートの革命的な一斉武装蜂起への過渡として革命的共産主義は明確に展望していること、暴力革命の厳格な実践と、その準備が社共既成左翼や小ブルラの悲鳴や非難に容赦なく進められているのである。

破防法や騒乱罪、爆取法の連発を以て応える支配階級ならずとも事態は全く明瞭であろう。

日米安保条約の下に発展して来、ゆきつまった帝国主義の体制的危機と、権力のボナバルティズム的再編のり切り、機動隊万能の压制と、旧体制への復古—天皇制とそのイデオロギーのかつぎ出しによる民衆の収約とまん着、それら一切を帝国主義国間の巨大な争闘とアジアへの帝国主義的侵略にもって行こうとする日本帝国主義がまさにその対立物として育成し、成長させたものが、この事態の到来を必然たらしめたのである。否応なく我々は此処に立っている。

## (二) 政治闘争と部落解放運動

現在の解放運動の中では、革命という言葉を使うには、一つの覚悟と勇気がある。政治問題を語るといふこともそうである。あるいは、革命というのはあたりまえだよなどといって政治問題の話しや

闘争の呼びかけを軽くないす連中もいる。積極的に解放運動は政治活動ではない、民主主義運動であると主張する人も最近多い。それは、あるいは、行政権力に対する政治的ギマンをかけているかの如くにも理解されうるが、多くの場合本気でそういつているのである。実際、政治活動に無関心であるからである。

この点については、我々は何度も明らかにしている。①部落民への差別は、政治権力を完全にはく奪されている事実が、最大の理由

の一つであること 何よりも②このブルジョア社会に於ては、政治闘争は、あらゆる階級に公然と許されておりブルジョアジーとプロレタリア人民の二大階級による階級対立、闘争は、大きな範囲に渡って合法化されているのである。欧米に於ては、人民が武装するこ

## 解放歌

あ、解放の旗たかく  
水平線にひるがえる  
光と使命をにないたつ  
三百万の兄弟よ  
今やドレイの鉄鎖断ち  
自由のために闘わん

われらははかつて炎天下  
地に足やきしはだしの子  
ざんぎやくのむちふるう時  
鮮血かざすけいぎよくの  
断頭台下露しげく  
鬼こくしゅうしゅう地は暗し

鬼神もおののく迫害や  
天地もふるう圧制に  
たましい砕け胸やぶれ  
恨みをこめてとこしえに  
憤墓にさらす死かばねの  
上に築きしドレイ国

疾風林雨千余年  
九天めぐる太陽も  
そうきうさゆる月さえも  
われらがために照らざりき  
狂妄乱無と散る花も  
われらがために咲かざりき

あ、しいたげに苦しめる  
三百万の兄弟よ  
ふみにじられしわが正義  
うばいかえすは今なるぞ  
涙はうれいのためならず  
決然立ちて武装せよ

一致団結死をちかひ  
堂々正義の道ゆかん  
行手をさえぎるものあらば  
断々乎として破碎せよ  
われらをはばむ者あらば  
一刀両断あらんのみ

あ、友愛の熱き血よ  
結ぶわれらの団結の  
力はやがてうれいなき  
全人類の祝福と  
かざる未来の建設に  
殉義の星と輝やかん

とはもとより、武器をもって反乱する権利でさえあるのである。このような時代に於て、部落民は政治運動とは関係ないのだ、やっつてはならないなどというボスがいるとすれば、これはまさに、部落民だけを封建社会の政治的無権利の状態にひきもどし、権力者に対し奴隸的屈従を強いる極めて反動的な政治的陰謀という他にない。③同じ政治的攻撃や弾圧でも、他の人民階層と部落民は同等の打撃を受けるという訳にはいかない。さなきだに差別圧迫にしいたげられていた階層は、より上層の階層よりもはるかに決定的な打撃と犠牲を強いられるのである。元々10個の権利をもつ人民と3個しかもたない部落民が、同じ3個の権利ハク奪の政治的攻撃の犠牲を強いられたとするなら、部落民の側は零となり死滅の危機にひんするのである。従って部落民や下層の人々、民族であればある程自己の主體的危機をかけて、政治的攻撃に立ち向うのは事物の当然の帰結でなければならぬ。にもかかわらず、地域闘争と対立させたり、闘争者を非難したり排除したりする者は、自己自身の死に至る腐敗に他人をもまき込み、部落民三百万を暗黒と戦争と絶望にひきずり込むサタンの使者であるのである。我々はこのような輩に我々の大事な人生を任せる訳にはいかない。部落に正しい政治方針や、現代社会生活の根本的変革の展望を我々が徹底的に入れ込み、貫徹しなければ、部落は、ブルジョアマスコミテレビ、新聞、ラジオ、週間誌を通じて支配階級の政治宣伝の充滿するままに放置されるか、創価学会や国家の独占する所となるであろう。部落解放運動は、部落民にとっては全人間的な闘いであり、その中に一切の闘争の内容が展

開される一世界なのである。政治闘争はどっかの党派でやり、婦人問題は他の団体、農民問題は一般農民組合へというようにやるのではない。むしろ部落民が労組や、一般市民運動の団体に加入して闘うことはもとより盛んに発展させねばならないが、解放運動自身が諸階層、諸要求のそれぞれの闘争組織を部落問題として組織すると同時に、組織全体が全人民的政治闘争を課題とし、闘争には参加しなければならぬのである。先日の第三回全国奨学生大会の分科会「平和運動」に於て、以下の如きでたけな提案が出された。

「一九六九年十一月の日米共同声明は、沖縄返還と日米安保の継続を決定した。その時、佐藤首相は、安保体制下に入る沖縄に、自衛官を駐留させると米側に約束し、安保に関するかぎり本土と沖縄の区別を消滅し、沖縄を安保体制化に入れることで日本本土の核基地化がすすめられようとしている。」この提案者は、日米安保体制の最大の拠点である沖縄がこれまで、日米安保体制下に入っていないかたど考えていたのである。そしてこの口ぶりには「返還協定」によって沖縄が本土に「復帰」することを迷惑がっているのである。

「いま、臨時国会で審議の主題となろうとしている第一点は、サンフランシスコ条約によって本土から隔絶され、冷戦下における米極東戦略の「かなめ石」として運命づけられてきた沖縄が、どのような再生の展望を持って本土に復帰するかということである。」このいふりの何たる本土的、没主体的であることか。沖縄に対する部落民をも含めた本土人民の責任と反省、本土復帰、基地撤去、永久核基地化粉碎、沖縄を奪還するという主体的立場は少しもない。「沖

繩問題をどういうふう処理するかが、日中復交の道を開くか、閉ざすかの岐路となる。?! この考え方は、明確に自民党的立場であって、沖縄問題を、外交的国策の一懸案とみなし、「処理」することを恥じらいをもなく口にしていっている。沖縄百万県民の苦闘する現実の立場を何一つ学ぼうとしない。「アメリカ帝国主義を中心とする戦争勢力も世界侵略戦争には、容易にふみきることができない情勢をつくりあげている。その情勢の下におけるアメリカ帝国主義の日本の基地は、帝国主義の世界戦争における世界制覇の軍事基地としては、ほとんど用をなさない条件におかれている。」というのも「ソヴェト、中国など社会主義共同体の勢力は、経済的・政治的にも、資本主義のそれとは逆に大きく発展している。そうした社会主義国の経済的發展は、科学、技術の上でも、戦争手段の上にも、もし世界帝国主義が侵略戦争を挑発するならば、世界の人類を消滅させるのに必要な量の十数倍にあたる熱核兵器が、双方に所有され、一度あやまれば人類を滅亡におとし入れる危険な状態をつくりあげている」からであるという。これは恐るべきである。中・ソのスターリン主義者もおどろかねばならない。彼らは帝国主義が侵略してくれば、人類を「滅亡におとし入れる」とまでは考えでないからである。

日本にある米軍基地は無用の長物であるなどというのは、沖縄県民の闘い、岩国や砂川等周辺住民の闘いを、何よりも、中国、朝鮮アジアの民衆の闘いや抗議を笑殺することに等しいのである。この提案は徹底的に追求され粉碎された。

しかし、このような無茶苦茶な誤れる方針が政治闘争への無関心とは又別に八千五百の部落の青年に示されるのである。

さらに我々がすでに明らかに示して来たことは、我々の解放運動と政治闘争と切り離すことの誤りの第二として、部落解放運動そのものを非政治化して落しめようとする策謀である。

部落問題そのものが政治的体制としてつくられ、政策されて来た歴史的事実に於て、この解決が必然的に政治闘争として発展し、勝利することなしにはありえないことは余りにも明瞭である。我々は①狭山の闘争を始め、あらゆる部落解放運動を第一級の全人民的政治闘争として発展させ、位置づけることを主張している。これは部落民にとつてのみならず他の人民に於ても、これまで米騒動に経験して来たように部落差別の分裂支配、陰謀に落ちいるならば、だれどころに自己の階級的責務を忘れ歪曲せられ闘いが部落民迫害化して終そくせられて行くのである②さらに日常不断に生起する切実な生活や人権に関する要求、糾弾闘争は、それがささいであり、小規模である中は大衆闘争によってある程度まで行政は譲歩するけれども、それが大きくなり広範囲にわたる要求となり、巨額に達し地方自治体の福祉政策的に処理出来なくなる限界に至るや否や、強権が発動され、政治闘争に転化される。「行政闘争」は、それ自体として厳しい政治闘争に発展させざるをえない状況は、日本帝国主義の経済的破綻の中で、特に切迫し、とりわけ高度経済成長の中で肥大化して来た行政機構の財政的ひっ迫によって畧乗化されて、激発し現出するにちがいない。「二段階革命」論や「部落委員会」方式は

日共と社民によって、部落解放運動を政治闘争より一段低い民主主義運動に落し込める理論的背景であり、また逆にこのように低められた部落解放運動を口実にしてこそ、民主主義闘争からプロレタリア階級闘争へと風な「二段階革命」論が根拠づけられ横行しているのである。完ぶなきまでにこの反革命理論を解放運動の中から一掃せねばならないのである。我々のいう政治闘争とはむろん、今

## 第一章 狭山差別裁判の背景と

### 糾弾闘争の意義

日の共産主義の唯一のものであり、現代世界の、危機と腐敗とを根底的に止揚する革命的共産主義が、領導しプロレタリア独裁による社会主義建設による国家の死滅によって死滅する政治闘争の謂であることは云うまでもあるまい。

それらは現在部落解放運動を如何なる政治闘争として発展させ展開するかを今や具体的に語らねばならない。

#### (一) 狭山差別裁判の一般的根拠

石川一雄被告にかかる狭山事件、いわゆる善枝ちゃん殺し（昭和三八年五月一日埼玉県狭山市）をめぐる差別裁判は、部落解放運動史上空前の闘いに発展しようとしている。今さら詳述するまでもなくこれは、裕福な一般農家の娘の身に起った事件であるに聞わらず部落民に不当なる容疑がかけられ、石川氏が「真犯人」にデッチあげられたものであるが、警察から裁判所に至り、判決が出、控訴して現在の闘争まで九年目になる。

警察の犯人とり逃がしという大失態とこうごうたる非難の中でくり広げられた①警察の捜査、②疑い濃い者が他に居るにもかかわらぬ公判闘争を眼前に見ながら、この狭山事件の問題を何一つとりあげようとする姿勢にみるように、当時マスコミも、部落民石川の「犯行」を大々的に報じ、権力の恐るべき暗黒裁判に協力し続けて来たのである。我々はこの差別裁判の真相を「荊冠No.3」及び「狭山差別裁判」（部落解放同盟中央本部出版・一九七〇年十二月）に於いて、具さに見る事が出来るであろう。その際注意すべき事は、松川事件など戦後起つた大裁判闘争に発展したえん罪事件は、いづれも、戦後間もなく警察の旧態依然たる自由中心の捜査の強行デッチあげに原因を有するものであったが、狭山事件は、六〇年代に起り、警察の前近代的な捜査には、相当な国民的ブレイキがかけられ警察も裁判所も、強引な自白のみによらずある程度迄、客観的物証を以って、公訴し、判決するという風を装って来ていたのである。特に松川事件、八海事件に於ける公正な裁判への国民的世論がわき起っていた時代的背景の中で、この狭山事件に関しては警察、検察や裁判所はいちじるしく様相を異状にしている事実である。そこにはやはり、一般的司法権力の差別的伝統を感ぜざるを得ないのである。狭山事件の数年前に起つた列車転覆事件でも、石川氏が何の根拠もなく容疑をかけられ、不当な取調べを受けた事実を忘れてはならない。

#### ① いわゆる「部落差別の本質」について

我々はすでに、荊冠No.1.2.3.に於て、就中「アジア侵略に抗し、日本帝国主義を打倒する部落解放運動」に於て、部落問題の全面的

ず、容疑者の部落民への限定、③別件逮捕、④長期拘留と、⑤デッチあげ「自白」の強要、⑥そのための警察や拘置所での暴行、詐術・甘言、「物証」の工作、⑦検察庁の起訴状、⑧裁判所での審理の形態と内容とくに事実調べ、証人調べのズサンさと結審の速さ、⑨「自白」しか証拠のない判決文の内容、⑩そして又、控訴趣意書に於いてですらも、これら全てに司法権力の、無告の一部落民の人権を徹底的にじゅうりんし、差別的偏見の処遇と、法によらない無慈悲な論理で死刑に追いやる権力の姿が、生々しく貫かれているのである。今日朝日や毎日、読売等の大新聞が、解放運動の大きかりな

把握を試み、融和主義者や、国家権力の誤りとギマン性を明らかにしてきた。同対策審議会答申に見るように、国家権力機構の差別の実態には全く何もふれずに、部落と一般民それぞれの前近代性に全てを転嫁し、その両者のあつれきの解消、せいぜい環境の整備に於て「国の責務」を強調する部落問題の歪曲とごまかし—融和主義を我々は徹底的に衝いた。そして又それは次の如き主張をも批判した。「部落差別の本質は、部落民に民主主義的権利の基底をなす市民的権利—就職の機会均等・教育の機会均等・居住の自由などの権利—が行政的に不完全にしか保障されていないことであり、とくに差別の本質は、これらの市民的権利のなかでも就職の機会均等の権利が行政的に不完全にしか保障されていないことなかにみることが出来る。それは、すなわち部落民が差別によって主要な生産関係から除外されていることである。このことが差別のただ一つの本質である。」（第3回部落解放奨励学生全国集会—討議資料）

「部落民が差別によって」という、まさにこの差別、部落民をして生産関係から排除し就職の自由平等、教育の機会均等を行政的に保障しない差別の根因について、部分的恣意的にはなく全面的に明らかにして来た。即ち部落差別とは、私有財産制に基く、資本主義（帝国主義）の階級的支配とその特殊日本の構造によって位置づけられた部落民の①政治的無権利、②法的地位に於ける旧「エタ」の封建的差別身分（ちなみに身分的差別反対と差別身分撤廃とは大きな違いがある。後者は身分制そのものの直接廃止を要求するに對し、前者は、差別は禁じても必ずしも身分制度の廃止までも要求し

ないかの如くである。)の不徹廢殘存、③生産手段の完全な剝奪と経済的地位の極端な不平等が④中央、地方の行政当局、⑤議會、⑥裁判所檢察庁警察⑦軍隊、⑧学校そして⑨企業、⑩マスコミ民間団体諸地域、個人等によつて部落民への人権じゅうりんと迫害と侮蔑——生活人命の直接破壊から、あらゆる政治的社会的文化的、生産的進出の疎外の形をとつて政策的に追求せられ、それが、国民的偏見、慣習にまで「無意識」に常識化せられたものである。

従つて差別は、それを惹起した行政当局や、学校や、諸個人に於て、終局的に解決されるのではなく、それぞれの権力機構や差別者との闘いを通じ、又は飛躍して、基本的に①、②、③の問題を完全に解決することなしには、解消しえないのであり、そのためにそれ自身、すでに階級的差別の実体であるA B C D 等の帝国主義的権力の革命的転覆、粉碎、ないしは徹底的民主化を断行し、プロレタリアート人民の独裁権力を樹立する必要性があるのである。

にもかかわらず、我々は未だ次の如き謬論を克服することがまだまだ出来ていない。

「狭山差別裁判の本質は、一般的、普遍的に存在する社会意識としての部落民に対する差別観念による偏見と予断によつて警察・檢察が無実の石川一雄を刑事経験則によつて犯人にデッチ上げ、裁判所にもせの自白にもとづいて発見されたといういわゆる物証を唯一の手段にして、わずか半年で死刑の判決をいわたし、マスコミや一般市民も、これら司法当局のやりかたに同意と支持をあたえ、石

川青年の無実をつよく主張した弁護士すら一時、石川犯人説におちいったところにある。」

即ちそれは狭山差別の本質は、「一般的普遍的に存在する社会意識としての部落民に対する差別観念による偏見と予断」に警察檢察が犯され、彼らの「刑事経験則によつて犯人にデッチ上げ」たという所にあるという。それは、「部落民は、差別によつて生活ならびに環境が極度に圧迫されている。そのことがこの事件によつてみられるごとく部落はつねに犯罪の巣くつとして、また、部落民ならどのような極悪非道な犯罪も犯しかねないと、警察はもとより一般市民からも、つねに社会意識としての差別的偏見と予断をもつて見られている。」からであるとするのである。だから狭山事件は、要約すると、①差別によつて部落は、②悪い環境になり③悪い環境が一般に反映して差別になり……という①②③循環のくり返しの中で生れるとするのであり、部落差別が超階級的な「差別観念」という空中浮遊物によつて生ずるかの如く奇怪な空論に發展しているのである。これを環境が意識を決定するという「唯物論」とでも思っているのだろうか。

我々はくり返し明らかにする必要がある。

それ自身が差別の実体の一つであり、差別身分を含む階級制度の擁護者であり、弾圧と差別の実体的担当者である警察檢察国家権力こそ部落差別の一元の根源であつて、部落の環境を悪い所に追いつめたのも、狭山差別裁判をつくりあげたのも、差別的偏見をおおっているのも、他に循環転稼することの許されない国家的罪惡なので

ある。成程事実、差別事象相互の間に差別を相乗的におおひ、發展させる関係があるからといつて差別の階級的根源をいつの場合でも押さえることを怠つてはならないのであり、又、むしろこの相乗的差別の發展には必ずや権力の介入が巧妙に働いていることを見ること出来るのである。狭山差別裁判の部落問題としてのいわば全般的な位置づけを我々は正当にしておかなければならない。

### ㉑部落民の法的地位について

明治四年の Eta 解放令以来、旧「Eta・非人」の身分差別制度は法制上なくなつたが、経済的不平等がなくなつたので実質上部落差別は残つたというのが通説である。果してそうだろうか。そうではない。実質的にも形式的にも、部落差別は温存されて来た歴史的事実がある。

先ず第一に、云わずと知れた「壬申戸籍」がある。明治五年に出来たこの戸籍には職分が氏名の肩書きに明記され、官員・兵隊、家族、士族・卒・祠官・僧侶・農・工・商・雑業という身分的序列がはつきりと分明された。元々この戸籍は、前年四月四日布告の戸籍法に依つてゐるが、その第三十二則に於て、「穢多非人等平民ト戸籍ヲ同フセサルモノノ如キハ其最寄ノ区ニテ其戸長ヘ名前書ヲ出サセ……」というように部落民を「臣民一般」とは例外規定を設けようとしていたのであるが、同年八月二十八日の「Eta 解放令」により失効に歸したかと思われた。しかし事實は、部落民の身分族称の肩書きに元穢多とか新平民とするものや、未で以て明らかにそれと

分るようにしたものやその箇所の抹消痕の歴然たるものが記入せられているといわれる。身分、職業、住居地、犯罪歴、氏神、寺等を觀察すれば、特別の記しはなくても、部落民かどうかは判別出来るのである。壬申戸籍は実質的に明治十九年の戸籍制度大改革迄使用せられ、なおかつ数年前迄、全国の市町村の役場にて自由閲覧に供せられ差別者の聖典とされ今なお封印されているとは云え、時節をうかがいながら各府県の法務局の蔵で差別的な息づきをしているのである。この差別戸籍は、徴兵制度や行政諸制度の基本台帳として最も重要なものとして位置づけられ、部落民の政治的社会的地位に決定的なダメージを与え続けたのである。むしろ、壬申戸籍だけではない。およそどの戸籍でもそれが国家権力の論理と社会的、家族の実体を反映する以上差別戸籍として現出せざるを得ない。旧戸籍のどれも身分族称が記入されているのである。これらは除籍簿として今日、広く簡単に利用されていることは周知の通りだ。

第二に、解放令にもかかわらず中央政府や各府県の発行する布達や資料には、旧態依然たる身分差別が貫徹されている事実である。例えば明治十三年司法省発行の「全国民事慣例類集」の第一章には「穢多・非人ハ人民中ノ最賤族ニシテ、殆ンド禽獸ニ近キ者ナリ」と書いてあつたという。又明治五年愛媛県の達には「穢多」と平民との争いに關し「旧穢多共、非常の御仁沢に乘じ前日の身分を顧みず、礼儀を弁えぬより粉情を引起し候……甚だ不心得の儀に候。銘々昨日迄の身分を顧み万事平民の先達申さぬ様致すべし。若しこれに違背する者は屹度申付くるべきの事」とか同県明治八年には「從

来穢多と唱ふる者は人間の権利なく多く他人に金穀衣食を仰ぎ見聞として恥る色な……」いにもかかわらず「旧来の身分を忘却し動もすれば郡村の宿老を凌ぎ常に相抵抗するの弊之ある趣、以の外の事に候」と布達しているのである。彼らは天朝の法令をもないがしろにしてあく迄部落民を旧制の圧迫下に置こうと逆行したのである。

第三に裁判に於てである。明治三五年、広島控訴院で、夫が部落民であることを理由に離婚を申し立てた女性に対して「抑々穢多は往古より最も卑賤の一種族とせられ、一般人民に齒するを得ざりしもの……」として離婚を認めた。さうに昭和八年高松地裁は部落民と一般女性の結婚にかかわる事件で「特殊部落民でありながら自己の身分を故さらに秘し……甘言詐謀を用い彼女を誘拐したるものなり」と公然と理由づけて部落青年を懲役刑に付したのであった。

昭和二十九年、福山に於ても法廷に於いて、「部落民なるがために非常の手段を用いて結婚を強いた」として起訴せられたのである。裁判所における身分差別的判決は部落民の法的地位確定に決定的であることはいう迄もない。

第四に憲法第十四条や労基法第三条・教育基本法第三条に見るように差別してはならないとは云うが「社会的身分」そのものの廃止については何も語っていない事実に見る通り、むしろ「社会的身分」制度が確認されていると見なければなるまい。我々はその証拠をすでに手に入れているのである。

即ち、雑誌部落解放本年10月号に明らかにされたように昭和四十四年九月二十五日労働省発行の「労働基準法手続便覧諸手続とその

解説」中労基法第三条「使用者は労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について差別してはならない」を解説するのに、社会的身分を「社会的事情によつて、なかば永久的に他人と区別される地位のことをいい、部落出身者のようなものはその典型的な例です。しかし、事業における職制上の地位、たとえば職員と工具、常用工と臨時工というようなものは、ここである「社会的身分」には含まれません」と。

「社会的事情によつてなかば永久的に他人と区別される地位」として部落民が規定されているのである。百年前の差別法令が、今なお脈々と権力の中に受継がれている事実をはつきりと明証しているではないか。

第五に、何よりも我々は、戦前はもとより今日も中央地方の行政や教育機関に於て、公々然と「融和」あるいは、「同和地区」なる用語を多くの文書に見ることが出来るであろう。例えそこに官憲の善意・温情があるとしても「同和地区」「一部小数同胞」などと呼称せられるものは、すでに、身分的特殊視の対象となつているのであり、明白に一般地区住民と別個に取扱われているのである。「同和住宅」「同和奨学金」それは権力の中に於ては、差別用語以外の何ものでもない。

第六に、直接の権力機構ではないにしても、それに準ずるものとして、寺院の過去帳があり、又、興信所や官公庁、企業の身元調査書がある。



狭山差別裁判の被告石川一雄氏にかかる部落差別の全般的圧迫の中でも、特に部落民の法的な社会的な身分の差別的実態は重要である。

①一般市民の偏見

国家権力の差別は、それ自身によつて部落民に迫害を加えることで以て終わらない。差別偏見を民衆にあり、偏見に毒された一般民と部落民の分裂対立に発展させることこそ、彼らの第二の目的であり、又その迫害を最もよい条件で貫徹することが出来る。一般民が

どのような差別的観念をもっているかはいく尽くせないものがあるが、彼らの「ザング」することを聞いてみると真にすさまじいものがある。彼らが描く部落民像は奇怪千万である。ある物が、それは全く関係のない別個のある奇怪なものに描かれるとするならば、そのある奇怪なものとは、それを空想するその人自身の内的表現物に他ならないことを先ず確認して置こう。決して部落の悪さなるものを反映してそのような偏見が生ずるのではない。一般民の部落民への偏見は①汚い②恐ろしい③劣っている④せいぜいあわれみであるという彼らの劣情が、部落民の生活、言動、住居、仕事に貫かれ、部落を忌避すべきものとして、生れが違う、人種が違う、人間ではないという偏見に発展固定するのであるが、それはむしろ階級支配による精神労働と肉体労働の分裂、「貴い」と「賤しいもの」という貴賤上下、差別の階級観念、士農工商エタ非人の身分的序列、とくに「穢多非人」への苛酷な身分的拘禁と、一般民に対立する行刑吏への使役、仏教の殺生思想に反する皮革業への従事、部落民と一般民との通婚の厳禁等、という部落差別の体制と政策によって、醸成され発展せられたものである。そしてその象徴が国家社会による部落民への劣悪な居住地域への限定と「賤業」とされる職業への緊縛、差別身分という「三位一体」なのであった。支配者にまん着された一般人民は、部落民を差別することによって彼らのしいたげられた生活のいささかの慰安と負担の転嫁をえ、ますます分裂支配のワナに入って自由と利益を喪失するのであるが、そのことは大いに内容を変ったといえども、今もなお形は変わっていないのである。特

#### 小さな祠の境内(夢)

民夫たちは、まちえを担いで来る。そこに孝二がいた。民夫たちはまちえを孝二に押しつけて逃げ去る。

まちえは孝二を見て驚き、そして怒り、

.....

このシーンは、明らかに、美しい一般嬢まちえを部落の青年が待ち伏せ、襲い、思いを暴力的に遂げようとする略奪結婚、いわゆる「嫁さんかつぎ」である。高松の事件、福山の事件等の差別裁判の予断と偏見の原型であり、「善枝ちゃん殺し」、狭山事件で石川氏にかけられた容疑のものと、正にこのシーンは部落民は尋常の手段では一般民と結婚、交際出来ないで甘言をろうし、待ち伏せし、襲撃して強姦することによって思いを遂げるしかないという偏見と同じだ。むろん事実は正に逆であって一般民が、部落の女性の身体をもて遊び、子をはらませても責任もとらないのが通常となっている。

#### (二) 狭山差別裁判の警察的根柢

さてこそ我々は次に於いて部落民の法的地位、前節で明らかにされた事態を司法警察の動態に於いてさらに具体的に知ることができ

#### ① 警察の部落民への差別的暴言行

この差別に分類される第一は、警察官が部落民に差別暴言行を易々として直接こける事実である。大きな糾弾闘争に発展した主なもの

殊部落」この一語は、あらゆる悪の代名詞として、有無通じている

その最も体系化されたものを我々は賀川豊彦という「社会主義者」の著作「貧民の心理」なる本に見ることが出来るであろう。それは貧民の心理では断じてなくて、キリスト者賀川豊彦の中にギマン的な慈善活動の日常でつちかわれた民衆に対する恐怖にみちた暗黒の心理の自己バクロ以外の何ものでもないのである。

従って彼らは、部落民の解放は神を信ずる程に教養身につけ、金持になることなどと説教している。(ねず・まさしの「日本現代史」には、この「貧民の心理」が高く評価されている。水平社が糾弾したことをねずは「水平社の態度は誤解」だと非難している。)このような偏見を権力は「学問」的に意義づける。

去る68年12月に部落解放同盟の文部省交渉で、文部省は「みなさんは、現在、たしかに日本国民である。しかし「答申」は人種起源説を否定していない」という暴言をはいたのである。

さて、狭山事件に対する予断と偏見の具体的内容は、部落民は恐ろしい、狂暴である。「犯罪種族」であるというものであるが、それは次のような差別観念と結びついて、差別的な一般民に焼きついてくる。即ち「橋のない川」第二部には、米騒動の場面を始め多くの差別シーンが登場してくるが、次のような場面がつけられている。

#### 33 坂田の裏道(幻想)

杉本まちえが来る。と、もの陰からおどり出た民夫、源吉、伸之吉が驚くまちえの袴の裾をまくりあげて、頭まですっぽり包み、抵抗するまちえを二人で担いで走る。

のを、解放新聞等を通じて示すと、①一九五四年(昭和二十九年)六月九日堺市警不法発砲事件。ある部落民がふるの帰りに、廃材の山から腐った棒切れを拾っただけなのに、彼を日頃から熟知しているにかかわらず耳原派出所の巡査らが、不当な取調べをなし、逃げようとした部落民に発砲し、背中から腹部にかけて貫通、出血多量でなお苦悶中の被害者を手錠をかけ暴行。

②一九六四年十月十八日、大阪府富田林で祭りの地車の曳行中、特に部落民の地車だけをねらって、府警機動隊がこん棒をふりあげ突如襲撃、多数の重軽傷を出した。一般地区の地車には大いに道路の境界線を超えた行動をゆるしながら、部落民だけには、ささいな違反一越境にも暴庄をふるった。古来から祭りに於ける部落差別は絶えない。

③一九六三年一月十七日、奈良市内の劇場でささいな口論をした事から部落民がつまみ出され、顔や頭をめちゃくちゃになぐられ、足払いで転倒され、靴でふまれたり、けられて、重傷。その際警官は抗議されると「やまいわノドエツタめ、牛殺し、馬殺し、お前ら死んでしまえ」と、悪バをかけた。

④一九六八年五月十五日、高知県土佐郡田井に於いて本山署の巡査がバーで酒を飲んでケンカしているのを、駒野の青年が仲裁に入ったが、両巡査はこの部落青年になぐりかかり、さらにその数人の部落青年を派出所に連れ込み、「お前ら駒野の者が、田井へ来て大きな顔が出来んようにしてやる」といつてさらに暴行を加え「柔道を教えてやる」とか顔や眼がはれているのを、「肥えた所がよけか

わい」とか警棒をかまえて「やっつけてしまおうか」などといって、一青年には両耳の鼓膜を破り、重傷を負わせた。高知県警には、一九五七年に、「エタは殺してやる」という片岡警部補差別暴行事件という大きな事件が起っているし、同年大阪富田林でも、府警機動隊が部落少年を集団で袋だたきにして事件があった。又、最近一九七〇年六月十八日、兵庫県尼崎市で、ある軽食喫茶店を警察が捜査しに来た際、何の関係もない客(部落民)を連行し、手錠をかけ警棒で首をしめ、気を失わせ、「こんなもん虫けらや、ガタガタにして踏んでしまえ」といって集団リンチを加えた。等々……。

それらは全て、罪にもならない極くさ末なトラブルにかこつけて差別暴言をはきながら、警察が部落民に非道な暴行を加えるという司法権力の端的な差別であり、部落民はどう扱ってもいいのだという彼らの考えを野蛮に示している。一般市民は、これ程迄も、差別行為をすることはまれである。

差別暴言行の第二は次の如き事例である。①一九五七年八月二十三日山口市で、解同山口県連の幹部の娘に対し山口署の巡査が公衆の面前で彼女の父親を「いくら肩書きをならべて威張っても金本は十王町の出身ではないか」と差別発言した事件、②一九六五年五月二十四日堺市で交通整理の巡査が交通違反のやりとりで互いに非難する言葉として「お前こそヨツカ」とい合った事件、③一九六八年岡山市に於て交通事故に会った部落民が被害調査書作成のため牛窓署に出向いた際、その警部補は、加害者の差別偏見と共謀して逆に「君は新平をネタに強迫するの」と洞かつを加えた。④又高知県

トに同居したが、彼女の母親がひきずるようにして彼女を連れ去りさんざん差別しておどして、部落の青年と家族に「今後T子さんと絶交する」という誓約書をかかせた。しかし二人は再会して弘中部落に住むようになった。土佐署森山駐在所の巡査らは、差別者に加担して「戸籍調べ」と称して弘中部落を一軒一軒捜索し、彼女を発見。早速親に知らせて真夜中に車二台に乗り込んで襲撃しかつぎ去つたのである。

#### ③ 差別的デッチあげ

狭山差別裁判はいうまでもなくこの部類に属するが①一九五八年三月十日夜、兵庫県下で「有馬街道自動車強盗事件」が発生し、ある男のお告によって部落青年、徳本吹喜雄氏が不当にも逮捕せられた。本件は三人組によってなされていたにもかかわらず、そして徳本青年のアリバイがはっきりしており、何の証拠もないのに、警察は彼をとらえ犯人にデッチあげ、否認し続ける彼を八年間もブタ箱に閉じ込めた上、裁判所は有罪の判決を下した。

徳本氏は獄中、有馬街道で連続自動車強盗をやっていた男を発見し、保釈されてから、その三人組を捜して追及、その結果、真犯人らは犯行を自白しテープにまで収めた。が、警察は初めから徳本君のアリバイ証言をする関係者を次々とおどし、不当留置して偽証を強要してきたが、この決定的な真犯人の登場で窮地におち入り、突如数十名の警官隊で徳本氏を「強要、脅迫、監禁」容疑で逮捕しようとした。徳本氏は最高裁迄争ったが七年の懲役を確定された。一九六六年一月二十一日神戸地裁で、この事件の再審

長岡郡大豊村で一九六九年十月のはじめ、部落民がけくずれたため危険な住宅を移転しようとする、その隣りに住む南国署の巡査部長夫妻がいやがり、地主に圧力をかけたたり、敷地の入口をふさぐなどして住居移転を妨害した等々。第三、さらにこれらは以下の如きすさまじい差別事件として発展している。①一九六七年六月、滋賀県八日市に於て、警察が部落青年と一般女性の恋愛、結婚事件に強引に介入し、いやがる女性を強引にパトカーで連れ去った。二人の恋愛に対し一般女性の家族の方は「たとえその日の食に困るような家でも、子供がそこまで思うのなら貰っていただくが部落へはどんな立派な家でもお断りする」と差別的な猛反対をして彼女を監視していたが、彼女は脱出して部落青年の家へとびこんだ。こうしている中に、八日市署は「家出人保護」と称して彼女の両親と一緒にパトカーで来て「こんな可愛い娘さんを連れ出したりして、親の独断で悪いことをしとるやないか」とおどしたり、「この人間と何ぼ物をいうてもうるさいばかりや、相手にせんと早よ娘を連れて帰ればよい」などと共謀して連れ去ったのであった。②一九七〇年七月七日、夜中、高知県吾川郡春野町弘中部落の青年は、反対を押し切って一般女性と恋愛、同居していたが、その家に土佐署の巡査が数人の暴力団の男と差別的な親を連れて乱入、家屋を破壊し、青年になぐるけるの暴行を働き「帰らたくなかぬ、助けて」という娘をムリヤリかつぎあげて車に放り込んで連れ去った。弘中のK青年は七〇年一月頃から、T子さんと恋愛、女性の両親が「部落のものだ」という差別的反対にもかかわらず、二人は高知市内のAパー

を請求し「自動車強盗事件は無実である。」との判断をかちとったが、「徳本は部落民であつたために、ひどい目にあつた」と兵庫署の刑事はもらしたという。②一九五五年四月十日夜京都市で「五番町事件」という大事件が起り、在日朝鮮人、部落少年四人が殺人犯にデッチあげられた。(雑誌「部落」七十九号)

事件は、通称「五番町」という繁華街で夜10時半頃(一)最初木下某ら四人はある貸席で酒に酔い佐藤某になぐりかかり、ケンカとなつたが、仲裁が入つて収まった。(二)木下らは別の店に入つて出て来た所、通りかかった部落の少年、在日朝鮮人四人にやになぐりかかりさらにけりにかかった。部落の少年らは遂に我慢が出来ずなぐり返し「ケンカ」となった。(三)この四人と四人のケンカに、ある男が入つて来た。木下某はこの男になぐりかかったが、この男はポケットからナイフをとり出し、木下某の股を二回刺した。木下は出血多量で死亡。四少年は、このことは知らずに逃げた木下らの他の連中を追いかけていた。追いかけて帰つて来る途中白いトックリシャツ、紺の背広を着、黒っぽい中折れ帽子をかぶり半長靴をはいた例の男が逃げて行くのに出合った。(四)四少年は木下某の刺されている現場にもどつた。そこで彼のズボンに血が流れているのを見てびっくりして帰つた。(五)ちようどこの事件の直後、村松という娘さんが妹と平野神社の夜桜の見物の帰途、ある公衆便所で、無言で血のついたナイフと手ぬぐいを洗っている男に会い急いで帰り、途中佐藤という知り合いの娘さんにその恐ろしさを話した。その男は、紺の背広、白いトックリシャツ、中折をかぶり、半長靴をはいていたと

いう。それが、その当夜の事実であった。ところが西陣署は、四少年を殺人犯としてデッチあげ逮捕した。四少年は、ケンカをした事事は認めたが殺人については否定した。警察はこの少年らに差別暴言と、やったというにせの自白強要のための暴行を連日深夜に渡って開始した。「Aは朝鮮人だからAが刺したと言え、そうすればあいつはどっちも本國送還になり、お前も出られるし、みんな無きずになるじゃないか」といって、部落少年に朝鮮人差別をそのかしようその供述を言わせたり、「お前は部落のものだろう。お前の先祖は何だか知っているか」と責めた。警察の拷問はさまざま八寸位の白サヤのドスを抜いて少年の脇腹に突きつけ「さあ云え」と殺人的強迫までした。部落の少年らは在日朝鮮人Aが真犯人であるかの如く供述させられ逮捕後一週間目、Aも又犯行を「自供」させられた。さらに一週間後Aは身に覚えのないナイフのありかを問われて再度無実を主張した。少年らは家裁に送られ、少年鑑別所に移された。家裁での第三回目の審判より、少年らは無実を主張し、一九五五年六月二十二日第一回公判が小田裁判長のもとに開かれた。そうした中でさらに、真実のためにたちあがり証言をした村松さんに対して検察庁は、何の理由もなく偽証罪といって深夜一時頃に裁判所の判事がいやがるのを無理に談じ込んで令状をとって逮捕したその他の証人に対しても逮捕するぞ、とどどしたり、実際に逮捕拘留して、被告の真実の供述も第三者の真実の証言も偏見にみちた強権で圧殺しようとした。

だが、青天のへきれき、翌年四月四日、真犯人佐藤久夫がこつ然と

に來、又ラジオ京都が録音方を申入れて来ましたが上司の命がないと駄目だと云って断り、部外に対する弁解は一切致しませんでした。

一、四月十二日法務省刑事局横井刑事課長が京都地方検察庁へ調査に見えると云うのでその前夜私は、検事正が村松逮捕の経過一切を知って居られるだろうか。若し存知なければ困る。当時の状況と私の消極的な立場全部を検事正に報告して中央に真実をありの儘に進言して貰わねばならないと考え十二日午前五時頃起床し五時半の始発電車で京都へ出て午前六時三十分頃検事正官舎に入り、村松逮捕時の経過詳細と当時の私の立場を全部に亘って逐一報告致しました。

検事正に

すべて僕に委せておけ

と云われましたので安心して次第であります。

一、私は検事正を全面的に信頼していましたが、横井課長には私の立場も十分に報告して戴けたものと思ひ益々劇しくなる部外からの非難に堪えて来ました。

一、処が四月十六日の京都新聞の夕刊(四月十七日付)に参議院に於ける松原法務政務次官の答弁として、

この事件の責任検察官は京都地検の森島検事である  
と判然り掲載されて居ました。

之を見た私は急に心の寄り所を失ってしまいました。部外から私の私に対する攻撃が劇しくなりつつある今日私が最も信頼する法

自首して出た。権力の硬直した偏見と差別の上のフレーム・アップは一挙に崩壊した。

参議院法務委員会やマスコミで検察と警察は厳しく責任を追求され、色を失った。その事情について京都地検五番町事件担当検事森島忠三というとんなな検事の「上申書」が発表されている。これは検察庁の親分が自分に転嫁した罪悪の責任を親分に返しているけつたいな状況だ。それによると彼森島は、証人にたった村松という娘さんを夜中に逮捕するのは無理だと思つたが、「君は無能検事だ」と次席検事にどなられたのでやむなく逮捕したと弁解している。さらに彼は「辞表提出に至った事情」として、次のようにのべている。

「一、突然余りにも突然のことです。四月九日の朝出勤する際自宅で朝日新聞を拵けて見ると五番町事件の真犯人自首と大きな見出で書かれて居り、検察庁の大きな黒星だと掲載されて居りました。

一、自首した真犯人は村松の証言通り中折帽に白トックリシャツと紺の背広を着、同色のズボンに半長靴を穿いた男である事実が判り、その頃から真実を証言した森島検事は人権を無視したものだ、との非難が高まり新聞ラジオ等によって私に対する攻撃が劇しくなつて来ました。

然し、私は真相を知らない部外の人々の攻撃に対しては当時耳を傾けませんでした。真相は上司が知っている、と思つて安心して上司を信頼していたのであります。その頃日本放送が私の録音をとり

務省も事件の責任を私一人にしてしまった。自分一人が矢面に立たねばならない。

信頼する我が検事正は横井課長にどんな報告をされたのであるうか。私はどうすれば良いのかと云う追込められた気持ちになり結局自分が自分を助ける為に自からの立場を社会に表明するより他に道はないと考えました。

一、そこで四月十七日夜村松証人逮捕の詳細な経緯を書面に作成した私は、四月二十日朝、法務大臣、検事総長、検事長、法務省刑事局長の各長官宛てて之を郵送し検事正にもその一通を渡ししました。今日まで総べてを堪え忍んで来ましたが、この時私は辞職を決意したのであります。 — (中略) —

一、以上縷述の通り窮地に陥った私は、己むに己まれぬ気持ちから私自身を自から救う手段として、また上司の命を受けた第一線検事が安心して仕事が出来得る為に辞表を提出しその範囲に於て事実を發表した次第であります。

昭和三十一年五月三日

右 森島 忠三

差別と迫害に対する四少年の闘い、彼らの母親達の闘い、真実の証言を守った市民の力、世論の高まりの中で権力が如何に孤立し敗北して行くか、まざまざと見ることが出来る。

③一九七〇年五月十八日、福岡県田川郡川崎町で「川崎署差別捜査事件」の発端となった小事件が起つた。

それは、その夜部落内で結婚披露宴があり、その帰り道にいさか



いが起り、何ものかが、歌がうまいと思つて出しやばるなどいって刃物で切りつけ花ムコのいところ軽傷を負わせた事件であるが、この小事件（犯罪という程のものでない）に事もあろうに川崎署は他からの応援をえて何十人もの警官を動員して部落を包圍襲撃し、花嫁の実弟材木徳松君を何の根拠もなく強制的に連れ去り逮捕した彼には、兄とずっと一緒にいたという確たるアリバイがあるにもかかわらず、何の証拠もなくデッチあげられたものであるが、一九六六年、同町で起つた少女殺し事件でも、彼を含む中学生二人がとり調べられ犯人に仕立てられる所を真犯人が出たことであやうく逃れたのであつた。今日の警察の差別捜査、逮捕、このケンカ事件が極めてささいな部落の内輪ゲンカであり、示談ですむようなものであるにもかかわらず、（実際示談で済んだ。）大量の警察隊を動員して大がかりに襲撃して来たのは、実は、今年四月同町で起つた強盗事件の容疑を部落にかけ、その口実、別件としての内輪ゲンカに介入する必要があつたからなのだ。その証拠に材木君は又もやこの強盗事件でも取調べられているのであつた。そして、今や「真犯人」なるものが現われ「自首」して出て来た事によつてこの警察の差別的デッチあげは決定的に瓦解した。

我々は部落内の矛盾やいさかいに権力の一切の介入を許してはならないし、その介入の背後にある暗黒の差別的陰謀を正しく見ぬいて打ちくだかなくてはならない（この事件で自首した「真犯人」なるものが部落民であつた事実について一言云うならば当夜のカスリ傷程度の酔つた上でのイサカイは犯罪として扱われるべきでは断りかねない。

最後に多数のこの種類に属するものの中では、特にぬかせないのは、⑤一九五〇年二月二日、滋賀県能登山駅付近で「かつぎ屋」取締り警乗中の福井県国警部補ら五名が「かつぎ屋」を含む乗客多数により反撃、ふくろだたきにされる事件が発生したが、国警本部は、「かつぎ屋」は部落に多いという理由を以て武装警官五百名で滋賀県下の三つの部落を包圍襲撃し、十四名を手当り次第逮捕し去つた。

逮捕された部落民のほとんどは何の証拠もないばかりか、当日現場に居なかつたり、居ても別の車両に乗つていた者ばかりというデタラメな差別捜査、検挙が後に判明した。権力は、食うに困つた部落民や一般人民が、やむなく米などのかつぎ屋をやつてこ口をしのいでいる現実に何の対策もせず、警官を張りめぐらして列車の一斉取締りと称し、この当日八十俵もの米を略取し、遂に怒つた民衆によつて反撃されたのだつた。しかしこれに対する警察の大きかりな報復は部落にのみ集中し、部落民なら誰でもいいという徹底したデッチあげ差別逮捕、人権じゅうりんを敢えてやるものだつた。

#### ④ 糾弾行為を「犯罪」として扱う不当性。

この種の弾圧デッチあげ「犯罪」は数えればきりががない。

①一九四九年八月六日福岡長糸村に於て、糸島中央中学校で差別事件が発生。村内民主化のため村長を委員長とする「白糸会」がつけられたが、何者かがこれを妨害するため、「特殊部落民に申す」という差別掲示が立てられた。その下手人を追及し、白状させたが

じてなく、すでに示談も成立してある以上は権力の縛につく必要は毛頭ないのである。部落内の矛盾あつれば、部落内で解決しなればならない。権力へ訴えたり、かつその介入を許してはならないのである。）

④これ又大きな糾弾闘争に発展した事件であるが一九六〇年五月二十二日、高知県安芸郡奈利町で小学六年生の部落の少女が突如警察につかまり連行され、時計ぬすみの犯人として自白を強要されいちじるしい強迫が加えられた。児童の人格をふみにじり、心配しでかけつけた親類らをも「共犯か、逮捕するぞ」とおどかした。河原で時計をなくした者が、多勢いる中で特に部落の少女二人を指さし不当な容疑をかけ、警察がことさらに彼女らの家をさがしたが見つからなかつた。そこで、一年もたつて、お使いに出ていた少女を引きずつて派出所に連れ込み「お前等が盗んだことは警察に判つておるんだぞ」「ウソ発見器も魔法の鏡もあるきにそれにかけるぞ」といつていたいけな少女を犯人に仕立てようとした。それは教師にも家族にも何も連絡しない児童への不法行為であり、それは「部落民が盗んだ」という悪質な差別偏見は町中に広まり少女は学校にも行けない状況にされた。実際このような無数の事件で部落民は職場を追われ、学校を追われ、しまいには自殺に迄追いやるれることしばしばであるのだ。がこの事件は一般市民や企業でのこうした類の差別を法的にうらづけ微罰し、さらに差別を拡大させようと図つたのである。警察は解放同盟や部落大衆の糾弾の前に降参したが、高知県警は少しも改善されない差別的体質がこびりついて

その間の糾弾闘争に警察が介入、青年団長ら部落民を一方的懲役刑に罰した。

②一九五六年六月七日和歌山県日置町に於て度重なる差別事件に抗議した部落青年らが暴力行為の科で処罰された。事件は宮本某という青年が酒のみ、安宅部落の青年に向つて露骨に「エッタボシ」と差別言辭をはいした。この事実を解同日置支部は宮本某の差別を確認し本人を説得し差別の不当なることを知らしめ、本人も悔いて再び誤ちをくり返さぬことを誓つた。ところが宮本某はそれにもかかわらず、酒に酔つて祭りの中、多勢の見てゐる所でケンカしふたたび「エッタボシ」という差別言辭を連発した。その際には警官がずつと彼と一緒にいたが何も注意しなかつた。それを知つて部落の青年達は、日置小学校の映画会の際、宮本某を糾弾したが彼は、「そんなこと知らん」などと開きなおつた。そこで激昂した青年達は宮本をこらしめるため殴つた。その後、青年達と宮本に加えて問題の巡查や教育長、人尊会長らの出席のもとに話し合いがもたれ、教育長「殴られるのは当然だ」といい、宮本も「悪かつた気のすむまで殴つてくれ」と泣いて謝つた。皆はそこで握手をし、夜食を食つて帰つた。ところが解同日置支部は反省会を開「どんな理由があるにせよ暴力は悪い」と話し合い、十人が警察に自首して出た。日置署と地検田辺支部は、さんざんに差別暴言をはい起訴し田辺簡易裁判所と共謀して一回も公判も開かず略式裁判による罰金刑を課した。取調べ中、青年達が一生懸命差別の事実について訴えているのに耳をかさず、「理屈こくな、ここへ来ておとなしく

せんと罰金重くなるぞ。今日はしばつたつてくれ。」朝鮮人は朝鮮人といわれたらおこる。それは文化も低いし貧乏だから。アメリカ人はアメリカ人といわれてもおこらん。それは文化も高いし金持ちだから。君たちは差別されんこと思つたら金持ちになれ」とか、「君らはとりつけられたもんやから解放委員会がいくらのさばりかえつてもあかん」とか「差別者の罪よりもお前らの犯した罪の方が重い」といつて一方的かつ露骨な差別的おどしを加えたのであった。解同や部落大衆の抗議によつて開かれた公判廷に於ても、検事は終始差別者の擁護と一方的「犯罪」のデッチあげを固執し「事件の差別事象は犯罪と考えない」と強弁した。なおこの事件の担当検事は次の如き重大な差別事件の直接の責任者であった。即ちこの日置事件の頃に、和歌山県日高郡丹生川村で、部落の青年が一般女性と彼女の両親の反対を押し切つて同棲、やがて彼女が妊娠したが、彼女の実家の家族は「子供を堕したら結婚させてやる」とだまし墮胎させた。しかし娘を実家に連れ戻した。部落の青年が、それに抗議するや、これを「脅迫」だとして警察に訴え、彼は逮捕された。警察は差別的な取調べをし、菊地検事は一万円の「罰金」を強奪して、この二人の仲を裂き、結婚差別に法的正当性を与え、差別を助長したのであった。

③ 一九六二年七月四日、高知県興津小室部落への武装警察二百五十名の襲撃は最もすさまじいものであった。小室部落は全国で最も貧しい漁村部落の一つであったが解放運動が起つた。特に動評闘争を闘う教師と結びついて同和教育の要求が高まっていた。しかし、マイクをしながら百三十五名の警官がわずか百戸ばかりの浜辺の部落に音をたてて侵入して来た。借りていたたつたの三十脚の机などをとり戻すことを口実にして、裁判所の仮処分申請もなしに直接不法な権力の行使であり、婦人や子どもをつきとばしなぐり溝へ落とし込み、逃げようとする少年を手錠をはめるなど暴虐の限りをつくし少年三人を含む十六人を、公務執行妨害などで逮捕し去つた。この闘争は裁判闘争に発展し、さすがに町教委や警察の実力行使は違法、不当とされたが、しかし部落民に暴行傷害の罪をかぶせた。

④ 一九六三年八月二十日山口県玖珂郡周東町に於ける部落大衆の町議に対する差別糾弾闘争と行政闘争に百五十人の警官を以て部落を襲撃、監禁、辞職強要、建造物不法侵入などの罪名で九名指導者を逮捕した。同町の町議国原某は一九六二年七月頃、犯人は自分の実弟であったにもかかわらず、「部落の連中が山林盗伐する」とデッチあげ部落の婦人を不当に警察に逮捕させるというあるまじき差別を行なっていた。これに対し解同東部地協は国原を糾弾辞職させた。それから九カ月後の八月二十三日、自民党、同和会と共謀して警察は解放同盟と全日農をぶつつぶすために襲撃して来たのである。

この種の不当弾圧、逮捕は枚挙にいとまがないが、⑤ 一九六三年十一月十三日、香川で失対打切り反対闘争の全日自労の部落民三名が不当逮捕された。知事との団交を求めて来たが、知事は姿を隠し警備の警官が「汚ないからどけろ」と暴言をはいしたこと、大衆が庁内へデモをかけた際に逮捕してきたものである。⑥ 一九六四

反動的な教委や学校当局は同和教育に熱心な教師を配転させ、教師と部落民の闘いを分断し抑圧して来た。一九六一年、これに対し小室部落の小中学生七十六人、中学生五十三人は三日間の同盟休校を闘いぬいて配転させられた二人の教師を呼び戻すことを町教委に約束させた。しかし町教委は約束を果さなかった。そのため翌年にかけて幾度かの同盟休校が闘われた。教師の職場復帰がなされないため始められた盟休闘争は、学校から机やイスを借りて部落の消防会館で自習をする迄に達した。小室部落の少年達や解同興津支部、興津小中の教師らの闘いに対して、差別的な一般民やボスらは町当局や警察と一体となつて同和教育に熱心な教師に暴行を加えたり、正当な抗議交渉闘争を暴力的に破壊し部落の婦人や少年を傷つけ、ついに中学校長は又六月十九日盟休闘争中の生徒との交渉の中で、武装警官の出動を背景として「エッタボシの君らには用はない。消防会館へ帰れ」と差別暴言をはいした。

学校は百人の警官とボスや右翼反動の父兄らによつて占拠され「学校長の許可したる者以外立入り禁止」がはり出された。七月二日、県教委は小中の教師を集めて四日から授業をはじめるといい、又、小室部落に机とイスを返せと通告して来た。

七月四日早朝六時十分、町教委の不法な要請に依つて武装警官隊は近藤検事を陣頭指揮にして百十五人が部落を包圍、出入口をふさぎ、町教委をたてて八トン 積みのトラックをかこみながら窪川警察署長を先頭にして「無用な抵抗はやめろ」と、

年七月、広島市福島南町が集中豪雨の被害多大のため、市役所で解放同盟や福島病院らが要求交渉をしていたが、市役所の糸島課長は誠意も示さず、「用があるから退席する」とごうまんに云つて立ち去ろうとした。その際解同が厳しくつめより、説得して解答を約束させたが、糸島課長は、「暴行を受けた」と称して警察に告訴し、七月二十八日、県連委員長が不当にも逮捕された。これに対する広島西署への解同らの抗議に対して警察はこん棒をふるつてとくに婦人を突く殴るなどし多数の負傷者を出した。

⑦ 一九六七年六月五日京都府八木町で、部落民への水利権の差別に抗議中の解同幹部が「傷害」罪の名で不当逮捕された。⑧ 一九六九年二月二十二日徳島県小松島で、小松島市議の悪質な差別事件糾弾中の解同幹部が「脅迫、暴力」のデッチあげで逮捕された等々。又、若干これまでの事実とは質がちがうけれども、解放運動内の矛盾に権力が積極的に乗り出し、差別に加担し、一方を「犯罪者」として、増々矛盾と分裂を深めさせる。一九六六年、一月京都の文化厚生会館事件や、一九六九年の矢田教育差別事件がこれである。日共や同利会の策謀はますます権力の弾圧をひき込むことによつて自己の地歩を確保しようと躍起になるであろう。

#### ㊦ 部落民の被害に対する警察の故意の放置

これまでの事実はこの項の差別的事実によつてさらに一段と差別性が確認される。即ち部落民が一般民によつて害を加えられている場合、警察は何ら救済の措置をとらないばかりか、加害者を罰することもしないで放置、容認する事実であり、これはほんのささいな

いさかいを起しただけでも部落民を不当に徹底的に逮捕する権力の姿勢とは、いちじるしい差違を示すものである。

①一九五〇年八月二日栃木県女浅間山事件

部落の娘さんが何ものかによつて殺され、その容疑者らしきものが死体のそばに居たことが目撃されているにもかかわらず、警察はこれを「あんな娘は死んだ方がよい」とか「特殊民だから」といつて自殺者として事件を処理した。②一九五〇年七月末、京都市伏見区城南宮に於て阪妻、山田五十鈴らの夜間口見物中、一般民が、何者かに殴られたことからありあわせた竹田の部落青年が何もなかった「竹田のものなら」ということで二十数人に袋だたきにされたが、警察は部落民から訴えが出ているにもかかわらず加害者を放置容認し、あまつさえ、最初の暴力事件の犯人を竹田部落の者であるかの如くあつた。③一九六〇年五月三十日高知県安芸郡安田町で部落の青年が一般青年二人に尾行され、映画館で呼びだされて、八幡宮で殺害された事件に於て犯人のウソの供述——部落青年に呼び出されたので仕返して殺した、を何の根拠もなく採用し審理もたった二回のうちに執行猶予の刑をいい渡して放免した。④一九六〇年九月二十五日大阪府八尾市に於て右翼暴力団井上会の手下が、八尾駅附近にて解同府連の宣伝車に暴行を働いた。それに抗議した同盟員に対して井上会手下は「お前ら西郡やろ、西郡はエタやないかエタは明治になって人間の仲間に入れたんやないか、人間以下のやつらがえらそうなことをいうな」とさらに暴行を加えた。眼の前にポリボックスがあり、人だかりがしているのに警察は知らん顔をし

ていたが、被害者を保護すると称して、左右から腕をつかまえ、ポリボックスではなしに、逆の方向の薄暗い路地につれこんで井上会の暴力のなすがままに供した。解同の抗議に対して警察は「差別は親告罪だから告訴がなければとりあげることは出来ない」と聞きおった。

⑤一九六八年七月三日、大阪府大東市野崎隣保館に於て、話し合いの解同同盟員に対して融和反対派が押しかけ暴行を加えた。パトカーが負傷した婦人を運ぶ途中、十数人のものにとり囲まれ、パトカーから婦人がひきずりおろされて又暴行を受けたが、パトカーは「殺されることはない」といつて立ち去ろうとし、現場にいた警官多数も差別的に放置した。等々。

⑥又、一九五七年一月群馬県相馬ヶ原の米軍演習場に於て、弾丸拾いをしていた部落婦人坂井なかさんが、憎むべき米兵ジラードによつて射殺された。前橋地検は、ジラードの殺意を立証出来ないなどいつて犯人を擁護し、ジラードは懲役三年執行猶予という微罪で解放され、日本を去つた。

我々は戦後大きな糾弾闘争に迄発展した重なる警察の差別的事件について、それぞれの種別いくつかの例を示したにすぎない。戦前に於てはもつと露骨な形で無数のいたましい犠牲者があつただろう。戦後のこの他の事件でも我々の手に判明しているだけでも五十件位がある。糾弾闘争として社会的に明らかにされていけないものを取り出せば、星の数程無数といわなければならぬ。これを種別イロハ二ごとに綜括するならば即ち④警察の差別暴言の直接性は、国家

の部落民に対する身分的差別待遇の端的な現われであつて、司法権力の行為であるが故に警察官の不満のはけ口であつてもその行為は現体的には権威で以て「正当性」を民衆に示すものであり、差別を實質的に合法化する。

それは民衆の差別偏見の見本として差別の宣伝となり、又部落民の自主解放への予防的抑圧として権力への恐怖、身分差別への屈従を強要するものである。

②デッチあげには、何よりも部落民を監獄にとじ込め刑を課して肉体的精神的に苦しめ④の如く部落民の人間的地位回復に打撃を与え「前科者」というさらに差別的レッテルを加えるとともに、さらに、部落を「犯罪の巣くつ」の如くに一般的に恐怖を呼び起し特殊化し差別をまかり、そうして一般民の犯罪を追求せず部落民になすりつけて免罪し、自らの警察的捜査の無能をきりぬけようとする陰謀であるといわねばならない。

③の部落民の糾弾行為を「犯罪」にデッチあげて弾圧するのは⑤の役割に加えて第一に、権力や一般民の差別を不問にすることによつて差別を正当化し、第二に何よりも部落民の自主解放を直接禁圧するということと同時に権力がなすことによつて部落民は決定的に屈辱的地位の固定化にとじ込められる。

④の部落民への加害者の放置、容認において④⑤の事実は逆に強く明証され、部落民をどう扱つてもいいんだという差別者の人権生命の破壊の自由が限りなく解放されることによつて国法—刑法がただ、部落民を身分的差別にさらに拘禁し、そのためにあらゆる機

会を通じて検挙し懲罪を加え、声を出さしめないという差別のためにもあり、決して部落民の人権生命の保護のためには発動しないことを冷厳に示しているのである。

まさに部落民は一般民の七分の一の生命の軽さしかないという封建的尺度が今なお無数の事実で以て、我々に知らしめていのである。

それは、現象的に部落民に対して権力の、訴追強度が高いという統計的批判（法律時報三三一号）によつては何ら根本的に解明されえず、部落民の法的地位という政治的社会的歴史的批判によつてはじめてこの権力の差別の事態は明かになるものなのである。憲法第十四条によつては何故今迄差別者が罰せられることがなかったかは以上の論によつて明かである。又、刑法に於けるいわゆる期待可能性の思想、その適用は、部落に対しては全く論外であつたのであり差別をこのままにしておいて、その思想—差別を受けたのでやむなく糾弾し相手を傷つけたとか悪環境に育つた故にかくかくしかじかの部落民の行為は罰しえないなど云う考えを権力が容認するならば、部落民の闘いは無限に解放され刑法は無効となり部落民による国家の革命的転覆も制御しえなくなるであろう。余裕と教養があり「人格高潔」ではない部落大衆の「確信犯」の立場によつて国家の温情的な刑事政策の思想は碎かれよう。

⑥警察の部落民への行政的介入

警察の部落への差別については、なお重大な分野が残されている。即ちそれは、⑥警察の部落への行政代行的介入の事実である。警

察の幹部が部落のボスと手を組んで融和団体をデッチあげたりして部落内の自治を蹂躪したり、又、そうして差別糾弾事件を融和的にもみ消したり、さらには行政と手を組んで、又は行政権を侵犯して部落の民主的医療活動への弾圧（一九六五年一月二四口奈良県桜井市）、部落の生保者への弾圧調査（一九六四年末大阪府布施市北蛇草）等をあえて行なうに至る事例であり、戦前特高警察が部落に配置され、警察によって部落問題が担当せられていた名残りが依然として本質的に巧妙に生かされて全国の部落民の生活を直接的に圧迫し部落民の日常的監視と解放運動への弾圧を策謀し続けているのである。

さらに今一つの残された分野は①、②の分類に属するとは云え、それとは画然と区別すべき規模と質を有する治安上の差別的分裂策動の事実であり、米騒動などに於ける事件がこれである。これは他の節で明かに説かれるだろう。

狭山差別裁判の差別的不当捜査、デッチあげ、暴行、自白強要等の背景は実にこのようなものであり、決して石川氏に偶然性にかかれていないのである。むしろ又警察検察の所業が捜査や逮捕、拘留等を通じて基本的には裁判所によって支持されているということはいちもない。第三回全国奨学生大会の前掲資料の如く警察の単なる「刑事経験則によって」石川氏がデッチあげられたのではないのである。

階級分解は進み、故にプロレタリアートは後者を支持し、地主のすべての土地没収などの土地革命をなした上でプロレタリアートの解放闘争が日程にのぼるという「二段革命」論の直接の前提であるがそれらは、ロシア革命の実践的現実の中でレーニン自身の手によって、即ち、「帝国主義論」の執筆と社会主義労働同盟によって克服されたものである。それは、世界資本主義の不均等の発展の差異によって、いわゆる後進資本主義に於ては資本家的工業の規模の小ささ有機的構成の高い資本の導入の結果、農村からの労働力の工業への転化が極めて限定され、イギリスのように、農村の封建的土地所有等の封建的関係の徹底的解体が形式的にしか進歩せず、いわゆる原始的蓄積の過程が漸次的なしくずしであり、一方に於ける高度な金融資本の成立をみながら他方、決して小農経営を資本家的農業経営に転化させ農村がブルジョアジーとプロレタリアートとの自由な階級闘争の場として発展分裂しえないという帝国主義段階の農業問題の特殊性を把握しえていないのみならず、そこから、むしろ帝国主義が、農村に滞留するばう大な過剰人口を安い労働力の給水資源として、帝国主義軍隊の基盤としてさらに超反動的な愛国侵略主義の思想的地盤としてばう大な予算をかけて政策的に温存するに至るのであり、半「封建的」な地主小作関係や地縁的、血縁的關係を温存する事実をみていないのである。

農産物の商品化はもとより、農業機械、肥料等を資本主義的に把握することによって農村を全体的に帝国主義の網の目でおおい、そして地主の土地、山林そのものをも都市の金融資本は、担保として

### (三) 司法権力による差別への闘いの革命的意義

さて我々はこの章の最後に、狭山の闘いを軸とする司法権力への部落民の闘いの革命的意義について明らかにしよう。

差別の完全撤廃は如何にして可能かが、先ずこの章の第一節「狭山差別裁判の一般的根拠」になされた差別についての本質的把握の実践的解消であることはいちもない。帝国主義打倒とプロレタリア人民の独裁権力の樹立はそうして始めて打ちたられ、同時に正にそのためにこそ遂行されねばならないことを幾度か明らかにしてきた。今は、それを特に歴史的に明らかにする。

#### ① 部落問題の一般的革命的根拠

一九六八年解同運動方針に見られる、部落差別が残存した歴史的背景として、日本の資本主義は「レーニンが規定している資本主義的発展の二つの可能な道」プロシヤ的な道とアメリカ的な道」のうちのプロシヤ的な道「すなわち保守的な道」によっておこなわれた」ので、「明治維新の改革は、従来の封建主義を止揚するに至らず、半封建的なものとして強化されたので勤労人民の徹底した身分的解放を妨げたのである」という考えを二段階「革命」論「部落解放は革命によらず民主主義の徹底によって達成される」という考えの基として先ず明らかに粉砕しておかねばならない。初期レーニンの極めて現象的なロシア農業の分析によって設定された「二つ道」論は農業の資本主義化のタイプが地主型（プロシヤ型）と農民型（アメリカ型）があり、後者の前者に対する闘いによってより一層農民の

掌握してしまっているということにもかかわらず、農村の民主的な発展は停滞させられるのである。帝国主義は資本主義としては腐朽しつつあり歴史的使命をすでに喪い、あらゆる反動、遺物、迷も、汚物腐敗、そして戦争と圧制を生産し再生産して延命しようとしかしないのである。正にこのような事態の認識は、遅れた資本主義が進んだ国の方に発展するなどという「二つの道」——「二段階革命」論などは何の根拠もないのである。半封建的な雇役制度の下の農民や、小作、貧農、小農らの土地革命の「民主主義」要求は、帝国主義と正面から物質的利害に於て衝突し、帝国主義打倒というプロレタリアートと一致するばかりでなく封建的制約をうち破つて「アメリカ型の道」——ブルジョア的農業企業家の道へ発展するというのではなく、「土地の社会化」「土地の共同耕作」という農村共同体の高度な型態、社会主義的農業の建設に自己の要求「土地革命」を昇華させていく中で、労働者農民による社会主義革命の戦略が確定されたのである。従って部落問題も又特殊日本的な封建的身分差別が農村又は一部都市近辺部落にそのまま解体されず残され帝国主義の発展の中ではかえって「エタ非人」の身分的差別が強化されて人民分裂支配の犠牲に供されて来たのであった。それは決して資本主義の発展、農業のアメリカ型発展に移行することによって即ち「二段階革命」的には解消され得ず、差別を政策的に追求する帝国主義権力との直接的な対決、その打倒なしには差別解消の障壁をとり除き得ないばかりか、封建的身分差別に代って資本の前のプロレタリア的奴隷の道を今さら選択する愚さではなく「完全解放」即ち一

切の差別、圧制、搾取のない戦争のない状態への飛躍をかけるという点に於て、あたかも、一八四四年のマルクスが描いたドイツのようには、又は一九一七年のロシアのように、まさに「命がけの飛躍」をもって一般プロレタリアート人民と共に労働者、農民、部落民、被抑圧諸民族による社会主義革命をこの今に於て直接課題とせねばならないのである。部落民は、社会主義権力の下に於てのみ完全に就労を勝ちとる。社会主義権力の下でのみ完全な教育の機会均等を得、完全な環境、衛生の設備、住宅を得ることが出来る。社会主義権力に（参画することに）よって始めて部落民は政治権力を手にし生産手段の所有に与り、法的身分差別的撤廃を宣言し、あらゆる社会主義権力を通じて差別の実体を一掃し、差別廢滅の教育を全国的に貫徹しう。土地なき部落農民は、社会化された共同耕作地や山林、原野に於て土地を得、入会地や水利権をめぐつての差別的排除は解消せられる。自衛隊や警察は解体されて赤軍となり、又は、自衛民兵に代えられて、部落民や労働者にはなく没落しつつあるブルジョアや旧いボスらへの取締り弾圧機関となる。現在の解放同盟綱領のほとんど全ては、社会主義権力によつてはじめて完全に達成されるのである。当初の「民主的」課題は、帝国主義段階に於てはその解決に於て、社会主義的課題としてしか解決されえないのである。

### ① 司法権力への闘いの革命的意義

さらに我々はこれに焦点をしばつて考察すれば、他の権力や資本家らによる差別の中でも司法権力（裁判所、検察庁、警察）による

閉じ込め、この身分を規準にし、婚姻の忌避などを通じて、これに近き者から順次遠のくに従つて賤しい者から貴き者への序列が組み立てられ、人品骨柄がさらに色づけられるのである。

それ自身によつてのみならず、部落差別、部落民の存在に對比しそれを参照することによつて品位を保持するとする階級的身分制であれば―即ち一貧乏農民が、自分是如何に貧しくみすばらしく零落しようとも決して、あの「特殊部落民」などではないのだという必死の面目も含めて―部落民の身分的拘禁突破の解放闘争は階級制度の番犬である司法権力と実体的に対決し、多かれ少かれ、全ての階級的身分と対立し、その一支柱を揺さずにはおかないであろう。そしてさらに部落民の「差別撤廃」の闘いは「エタ非人」の身分から農民又はプロレタリア一般の階級的身分への上昇を単に要求するのではなく「あらゆる差別の撤廃」「差別のない社会」の要求を掲げるに至るならば（実際に今日資本主義下の部落民は無産プロレタリアート一般としても賤しめられているのであるからそうする以外にはないのだが）一切の階級支配の廢滅をめざす社会主義革命であるより他にないのである。

さらに司法権力に対する闘いの革命的意義は次の事実に於て極めて直接的に鮮明になる。すなわち人民の革命的闘いの高揚する中で司法権力によつて、騒乱の中の部落民が特に指さされて分裂策動の犠牲にされる場合の部落民の闘いである。

戦前の一九一八年米騒動に於て、又最近の一九六八年の新宿騒乱闘争に於て、又一九五三年の三重県破防法裁判に於ける検事の差別

部落民へのさまざまな差別は、とりもなおさずそれが、部落民の社会的身分的拘禁―階級的分裂政策としての一つの刑事政策即ち刑罰であり、部落を一つの一大社会的監獄として位置づけるものとしてとらえねばならない。従つてこれに対する闘いは、司法権力が露骨な前近代的階級支配の内実をもつていふことの暴露や、警察行政の重要な分野を喪わせそれを突破口として部落民の「犯罪」―糾弾の野放しによる階級支配の不貫徹の危機を招来させるのみならず、身分的拘禁を受ける部落民への身分差別の存在が他の人民の階級的序列づけに極めて重要な基準として意義づけられている事実に対決するものとして注目せらねばならない。一般的に何かと云えばすぐ「特殊部落のようだ」といつてレッテルをはつたりののしり合うのは学校に於て、工場に於て、地域に於て、軍隊に於て、「特殊部落民」の実体的存在を全階級の最低限に見たてた上で、それを規準としてお互いの序列を評価したり、苦しめたり、優越を感じたりしているのである。司法権力によつて支持せられる差別事件の中でも特に厳しく身を裂く如きものに結婚問題があるが、実に封建時代から今日に至る迄、結婚は、両性の意志感情を越えて、身分的序列の相互確認行為であり、一つの身分、一つの階級を種族的、血縁的結合体に迄高めうち固めようとする社会的當為なのであり、これに違背する感情、意志はうち砕かれねばならなかつた。その今日に於ける迄最も酷烈な事例が部落民と一般民との結婚に於て根強く展開されているのである。資本主義体制による階級的、身分的、民族的差別序列の形成を逆用して部落民を司法権力らが差別的身分的拘禁にさらに

事件などに於て司法権力が戦う人民の内部に部落差別をもち込み、闘いを分断し、反目させて、権力への闘争を鎮静しようとすることへの闘いは、かえつて闘いの正当性の下に人民の革命的団結を呼び起し、差別撤廃の闘いが直接その全人民的闘いの不可決の要素として設定されるに至るのである。云う迄もなくその逆の事例は全人民的闘いの敗北であり、部落差別の固定である。明治初期の農民騒擾録の中の百姓一揆とその傷しい敗残の姿は一揆軍の旗に、徴兵反対や年貢減免とともに「エタ」解放反対の差別スローガンが全国各所に於て見られたのであつた。

### ② 法廷に於ける革命的立場

さて司法権力の陰謀や弾圧によつて部落民は法廷に立たされるのであるが、裁判所による部落民の運命規定に対決する闘いは幾分かに分かれる。

①一九五〇年六月十八日、徳島県那賀郡長生村字本庄に於て部落の青年数人が一般民所有の山も約五升を勝手に取ろうとして見つかかり、その山もものかごを山ももの木の所有者岡田某に差し出し陳謝した所「お前らのちぎつた物は汚い喰えるか」と暴言をはいてそのかごをひっくり返し、あまつさえ岡田は草刈ガマを腰から抜こうとした。そこで憤激した部落の青年は岡田某の手を押さえ反撃し、その結果岡田は若干日の傷を負つた。権力は部落青年を森林窃盜、傷害などという大げさな罪で起訴した。十月二十日徳島地裁富岡支部で開かれた公判に於て裁判官は「お前は本庄の部落の者に違ひないか？部落に違ひないね。お前は差別差別というがこんな破廉恥罪

を犯すから差別せられるんだぞ、差別せられても当り前ではないかよいか悪いか考えて見よ、どうだ文句があるか」という驚くべき暴言をはき、被告人、弁護人の判事の忌避も却下し、翌年四月四日、部落青年に懲役一年の判決を下した。弁護側は直に高松高裁に控訴した。その趣旨は「本件原審に於て裁判官は犯罪の動機に誤認がある」とし被告人が部落差別に憤激して傷害に至ったと説き「三百万部落同胞が差別に対して実に斯くの如き非憤の涙を絞りつつある事を察せられ、私の如く慈悲の目を以て本件犯行当時の情景を想像せられんことを御願ひ致したい」と述べ、さらに補足弁論では「盗取行為を発見せられたる後岡田弘に暴行を加へ、結果傷害を与ふるに至るまでの経過を分析する時、期待可能性の有無については慎重に考察せねばならぬと思ふ。即ち被告人の当時の心情に於て他に適當な行為を期待し得たであろうかという点を御賢察願ひたい。勿論窃盗行為については弁解の余地無く遺憾なるも、爾後の行為についての刑事責任を負はしめるのは果して如何であろうかと思ふ」と論じた。それに対する判決は九月二十一日に下された。

#### 正文

原判決を破棄する

被告人を懲役六月罰金貳千円に処する、但し本裁判確定の日から貳年間右懲役刑の執行を猶豫する(以下略)

#### 理由

本件記録を精査し各證據を検討し諸般の情状を考察するに、本件は被告人がその弟中村利幸従弟秋田忠則と共に謀して岡田仁平所

有の山林内で木から「やまもも」約五升を盗み、その場でこれを右岡田仁平の息子弘に発見せられて右窃取果実を同人に返したところ、岡田弘がいわゆる差別的言動を以て右「やまもも」の入っていた籠をひたくり返えしたため、痛く被告人等の感情を傷付け、加うるにその際岡田弘の態度も穩かでなかつたがために、被告人等が岡田弘に対し原判示のような暴行に出で負傷せしめた事実を認めることができるのであつて、原審の審理に不盡の点はない。伊東弁護人の論旨のように、被告人等に対し右の場合右の暴行に出ないことを期待することができなかったものとは認め難いけれども、原審が被告人を右森林窃盗及び傷害の罪につき懲役壹年に処し桃籠を没収したのは、その量刑が過重と認められるので刑事訴訟法第三百八十一條第三百九十七條によつて原判決を破棄し、同法第四百條但し書によつて右の通り判決する。

この裁判に類似した事件として一九六六年、徳島市に於いて結婚差別を受けた部落青年が相手の女性に抗議し殺し自らも自殺しようとした事件に於て「本件は、被告人が被害者と相思相愛の間柄にありながら自分が所謂部落の出身であるという一事のみによつて同女との結婚をその家族から強く反対され……………所謂部落問題をめぐる一般社会の墮習と偏見とが生んだ悲劇であり、犯行の動機に多々同情すべき余地が認められる。」として高松高裁は一番判決を減刑した。これらに見られるのは、部落民の死をもかけた糾弾行為を権力は直接正当であるとはしないまでもその量刑に於て考慮せざるを得ないがしかし、やはり裁判官の同情をこい又は、期待可能性によ

る弁護で以てしては、何ら部落民の糾弾や法廷闘争を正当化し完全勝利一部落民が無罪を明らかにするには遠く及ばないのであり、せいぜい寛刑を頂第するにすぎないのである。何故ならば弁護側は前者に於ては「傷害」の犯行を後者に於ては「殺人」を是認していたからである。山ももの事件に於ては、明らかに凶器を伴う差別暴言に対する糾弾行為であり、全くの正当防衛であるし、又後者は明らかに供述されているように単なる殺人ではなく、お互いの首を締めあつて死のうとした心中、即ち家族や社会の二人の結婚に対する差別圧迫への死の抗議の結果であつた事実は被告人の行為が何ら罪とされるべき行為ではなかつたことを示している。部落問題は権力による同情によつて解決せられるのではない。同情も又部落温存の一政策であるからである。

②一九五四年九月二十六日広島県の芦品郡近田村に於て昭和部落の青年が隣人の紹介で一般女性と合意の上結婚していた所、その娘の兄が福山警察署の巡查高橋ら家族のものが部落を理由にして反対しその娘を連れ戻そうとしたが娘は拒否して帰らなかつた。九月二十九日、そこで差別者は警察と共に謀して彼女を強引に連れさり、部落青年を「不法監禁」で告訴させた。その後での娘の方の「告訴」は取り下げられ両家の間に和解が出来たが権力は無法にも十月九日部落青年とこの結婚をとりもつた隣家の部落民を「不法監禁」「不法監禁幫助」で逮捕した。さらに地検福山支部の石井検察官は青年を「強姦致傷」で追訴し、又その年老いた両親迄も逮捕した。「部落は部落じゃけん無理は無理よ」などの警察、検察庁における取調

べの際の差別暴言も併せて最も悪質かつ野蛮な権力の差別行為であるが、これは又さらに発展した。十月三十日付の広島地検福山支部の検事内山豊碩によつて作成せられた起訴状は一九三三年の高松差別裁判に匹敵する露骨な差別とデッチあげにみちたものだった。即ちその「公訴事実」は、「第一、被告人和田利明はかねてから芦品郡服部村大字服部本郷一〇六番地、高橋早子(当二〇才)に対し秘かに思いを寄せていたが、被告人が同郡近田村昭和にあるため、俗に昭和部落と世人よりひそかに蔑称せられ、一般社会との交際疎遠である所謂特殊部落内の一家であるとの觀念のもとに、尋常の手段方法では到底同女との結婚は至難であると思念し、之が方策に苦慮して居つたが、偶々同部落高田清子が前記早子と以前懇意であつたことを知り、之を奇貨に右清子及同女の夫久等とはかつて、虚言を用いて前記早子を自宅に伴い以つて結婚を強要するに如くはなしと思考し……………」

この起訴状は激しい糾弾を受けて差別的な文章を削除せざるを得なかつたが広島地検福山支部の裁判長河相らによつて一九五六年六月一日、結婚誘拐罪で有罪とせられ三人の被告に懲役一年(一人は執行猶予)の判決が下された。同年十二月広島高裁でも弁護側の控訴は棄却された。一九六〇年六月十日、さすがに最高裁では「本件は親告罪であるが第一審判決および原判決は、本件公訴前に告訴の取消があつた事実を看過し、実体判決をして違法がある。」として結婚差別の法的確立、部落民の身分的差別確立のために示した権力のしぶとさは自らのよつてたつ法を忘れ前後のみさかしく狂つた

かの如くであったが、部落民の闘いの前に挫折した。だが、彼らは何一つ失うものはなかった。最高裁もこの事件の発端である結婚差別や警察検察の差別暴言や、差別起訴状は不問に付している。「差別偏見のもとにデッチあげられた裁判を破棄せよ」という弁護人の主張は、正に結婚差別をした相手側とともにその差別偏見そのものの罪責を追求し断罪を要求しなければならなかった。出したものを引っこめばそれですむというものではないのである。

部落差別に対する闘いは一つの防衛的闘いであるとしても、その闘いの局面局面に於ては常に攻撃的積極的に打って出なければ、かえって敵の不当な侵略性を明らかに出来ないのである。失った地を回復するのは決して勝利ではない。その過程の犠牲をも敵からとり返し賠償させ、侵略の下手人を処刑しなければ先地の完全な回復にはならないのである。福山差別裁判において、若い青年の結婚は引き裂かれ、不当な逮捕拘留を強いられ、なわ目の恥を受け差別暴言をあげせられ……これらを一体どうしてくれるというのだ。寛刑や無罪によつては、なお部落民の遺恨は晴らされない。

③一九六三年の狭山差別裁判―一九六九年の浦和地裁占拠闘争は部落民の司法権力に対する闘いを大きく飛躍させた。無実の石川一雄氏にかけられた差別的なデッチあげ裁判は、石川氏の獄中の闘いに加えて一九六九年十一月十四日の浦和地裁実力占拠弾闘争によつて直接実体的に断罪された。狭山事件の公判に於て無実が証明され権力のデッチあげと差別偏見が暴露されるのに呼応して浦和地裁占拠事件の公判においては、さらにその権力の罪責が追求され断罪が

要求せられる。司法権力の無法と差別に対しては、部落民の武装闘争の正当性が堂々と明らかに宣言された。狭山差別裁判の不当性と浦和地裁占拠闘争の正当性が部落民解放の原点を力強くうちならしているのである。そこには裁判官の同情の余地もなく、期待可能性の思想もない。石川氏は全くの無実であり、浦和地裁占拠闘争の被告は「確信犯」であるからである。それは、法廷の中の闘いを否応なく法廷外に引きずり出し又は法廷外の闘いを法廷に引っぱり込みして裁判官が部落民の死闘としていずれも完全な勝敗が決する迄終ることのない闘いとして続行するであろう。この闘いの歴史的意義は、次章の高松差別裁判糾弾闘争の評価によつて確定せられねばならない。

司法権力の差別に対する闘いは、部落解放運動に於ては、行政権力や学校教育に対する闘いとともに最も重視され、大衆の怒りの爆発となつてきたがその革命的意義は全く無条件である。それは司法権力が国家の最も端的な実体の一つであり、その如何なる差別行為も、直接的に反権力の意識を憤激させ反権力闘争を呼び起すこと司法権力が人民の解放運動の弾圧機構である故、それに対する反発は自主解放の組織防衛上極めて高い警戒心を育て、さらにそれが法の護持を看板にしている故にその無法な差別はかえつて法そのもののじゅん守を部落大衆に軽んじさせ武装している彼らに対しては、武装した闘いを決意させ、実行させるに至らざるを得ない。正に司法権力は差別を蓄積しエスカレートすればするほど部落民の革命的決起の反撃に合わざるを得ないのである。今や七〇年代、我々はこ

の事実を学び逆規定して部落解放運動の武装闘争の発展を準備しなければ我々の初志を貫徹しえない時点に立っているのである。

- 日本帝国主義打倒／融和主義粉砕／部落解放！
- 警察・検察庁の差別的見込み捜査、逮捕、デッチ上げ、暴行暴言による取り調べ粉砕／検察庁の一切の差別起訴を阻止せよ！
- 裁判所による差別的審理・判決を許すな！

- 部落民の不当逮捕者、政治犯全ての釈放／解放運動の活動家への弾圧逮捕を許すな！

- 警察による部落児童少年の逮捕拘留、鑑別所、少年院、学園等矯正施設への収用阻止！

- 警察の差別的身元調査・住民監視、医療・生活保護等、社会福祉行政への介入阻止！

- 警察の地域住民自治への介入干渉、融和分裂策動粉砕！
- 結婚差別等の差別に基づく一切の不当告訴を許すな！

- 刑務所、監獄の差別待遇粉砕／一切の政治活動の自由、待遇の抜本的改善、監獄法を粉砕せよ！

- 差別を犯した全ての警察官、検事（検察事務官）、裁判官（裁判所書記官）を免職追放せよ！

- 壬申戸籍・除籍簿等、旧戸籍の差別的閲覧、利用阻止／官公庁企業、興信所の差別的身元調査粉砕／国民番号制反対！

- 部落民の基本的人権を防衛せよ！人権擁護委員の徹底民主化、民主的活動の強化！

- 公安条例、破防法、騒乱罪粉砕／治安処分等の刑法改悪反対！

火炎ビン法、爆取法、凶器準備集合等、治安法とその立法粉砕  
／死刑廃止！／司法の反動化阻止！

- 自衛隊の治安出動、治安訓練粉砕！
- 部落民への封建的「社会的身分」差別を撤廃せよ！
- 狭山差別裁判徹底糾弾！石川一雄氏即時奪還！

(以下次号)

## 第二章 高松差別裁判糾弾闘争の意義

## 第三章 帝国主義戦争と全国水平社

## 第四章 狭山差別裁判糾弾闘争の勝利を日

帝のアジア侵略阻止へ向けて



# 天皇制ボナバルティズムと 部落問題についての断草



天皇制は部落を蹂躪してそびえたつた  
袴梨 祐保

## (一) 天皇制と部落

明治初年の天皇制絶対主義は、日清日露の両侵略戦争を経て、大正期には、なしくずし的に金融資本にその根幹をおき、なおかつその金融資本（このそれぞれの系列としての財閥）と、都市プロレタリアート貧民、尠大な農山漁村の過少農漁民部落民と、そしてアジアの被抑圧民族の大衆への抑圧、敵対、争闘の上に、「絶対的」に君臨し、抑圧し、搾取と分断支配する天皇制ボナバルティズムに発展し、強大化した。

その支柱は日本のすみずみ迄、はりめぐらされた官僚機構であり強大かつ野蛮な帝国陸海軍であり、その頂点としての天皇の神聖な不可侵であった。この前には人民も議会も、おしなべて無力な、「赤子」に過ぎなかった。天皇―官僚―軍隊は、菊花と日の丸の紋章を

つけた絶対性であり、如何なる社会の転変にも不変であり連綿であると誇号された。議会は内閣を指名することは出来ず、予算にはい

ささかのケチしかつけえず、勅令は議会の立法権をふみくだけ、統帥権の干犯の脅カツで、軍隊はしたい放題、内閣をもふつとばすことが出来、侵略戦争も勝手に押し進めることができた。

資本家、地主連中は、むろんこの天皇―官僚―軍隊の錦の御旗をおし立てて、労働を強化し、農民を苦しめ、日本民族をかりたててアジア侵略に出、アジアの民衆をさらにしぼり、土地や生産物を略奪し、自然や文明を破壊し、はむかう者を量殺して利益をむさびつた。（日本の労働者も、農民も、部落民や婦人の闘いも、ただこの分捕り品の分け前をあらそう群盗の内ゲバをくり返していたにすぎないとも見える。

日本人民の第一の規定性は、菊花の紋章をつけた天皇制下抑圧民

族である。

このことは、その階級、身分、性別の差異はあるにしても、アジアの諸民族に対する日本全人民の第一義の存在規定である。

ところで、天皇制ボナバルティズムの外的強圧体制や、その封建的、神話的な「無知も味」な思想形態にもかかわらず、何故に、多くの貧しい民衆や、左翼の（共産主義者も含む）思想家達が天皇制維持―アジア侵略に勇躍して、従い、そのイデオログにさえもなつていったが、このことは単に弾圧の激しさと、意志の軟弱によつても説明しきれないものがある。

とりわけ私が、論ずる水平社運動の指導者が、部落差別の元凶、その対極とまで憎んできた天皇制を、逆に部落解放の立場から何故に積極的に受け容れ、擁護するに至つたか、そして如何にみじめにも皇軍の突撃隊に身をおとし、奮行を敢てし、自ら「散華」に至つたか、この内的論理を明らかにせねばならないのである。

## ① 雑誌「部落解放」(第十八号)

一九七一年九月、雑誌「部落解放」第十八号は、画期的な内容をもつて現われた。特にその中で、「解放令」公布から百年」と題する座談会は、天皇制を公然と評価し、戦前の融和事業を意義深く論じ、革命を真向から無縁であると放談している悪らつな内容にみちたものである。奈良本辰也、渡辺徹、原田伴彦、林紳一、いづれも高名な歴史学者又はジャーナリストであり、戦後の部落問題の研究、啓蒙に功績ある人士である。今でも解放運動のいろいろな集會

に現われて講演している。それをぬき出すと、

渡辺 ……：天皇制の方から言つても、国民は天皇の赤子で、天皇は一視同仁というたてまえから、部落問題が表向き問題にされれば、天皇制も困るわけです。部落問題は、天皇制の恥部ですね。

原田 逆説的に言えば、国民が部落を差別するということは、天皇制に抵抗しているということになるんですかね。(笑)

渡辺 経済制度としての資本主義反対で政治体制に対しては、それほどではないということですね。忠君愛国と必ずしも矛盾していません。それを、資本主義反対だから何もかも反体制のすじが通つているという風に思い込むと、解放運動の評価なんかもおかしくなるんです。

渡辺 社会情勢が変つて共産党では解放の見込みがないと思われ、天皇制ファシズムの胎頭期になると、おそらく屈服したという意識ではなくて、橋本欣五郎などの天皇ファシズム運動の方が解放に近づきうるのではないかと、いわば馬をのりかえたのではないかと思うのです。

渡辺 だから、逆に言えば、阪本さんでも、西光さんでも、木村さんでもそうだが、右翼の橋本欣五郎なんかといっしょにやつたということで彼らの果たした役割のすべてを全部駄目だとはいえませんよな。

渡辺 だから天皇主義の立場から見ても、天皇制がファシショ化すればするほど、部落問題が残つていることが思想悪化の



根元になるわけですね。……  
 そうすると部落差別を置いとくことはまずいという、なくしたいという願望は強かったでしょうね。  
 やっぱりこれも水平運動の影響ですかね。

此処に於て明らかなことは、何くわぬ顔で、一見過去の運動の評価をしているようであるけれども、水平運動の指導者の功績をたてとし、「彼らの果たした役割のすべてを全部駄目だとはいえませぬ」ということによつて、即ち、水平運動指導者の敗北を肯定し、同時に、秘かに自分達の、戦時中の敗北を免罪し、さらに、現代及び将来、政治制度には関係なく、天皇制の下でも部落解放は可能であるという風に積極的に主張しているのである。「天皇主義の立場からみれば」という限定をつけているこの「民主主義者」の本質は、天皇制ポナパルティストがふりまいた「一君万民」「赤子一如」のうそ八百の幻想を真実の如く信じ、宣伝することによつて彼ら自身、「天皇主義」者そのものであることをバカロしている。

「天皇制があるから部落がある」「貴族あれば賤族あり」「上は天皇下は部落」このような言葉を彼らは教壇に於てかつて人に教えていた。これは全く正しい。

天皇制は部落があれば困るのであろうか。あるいは又、天皇制は資本家と労働者の階級対立があれば困るのであろうか。とんでもない。明治四年「エタ解放令」を出したとはいいいながら、翌年の五年には「壬申戸籍」なるものを作つて明瞭に部落民への身分差別を記し

国家の各省、学校、軍隊に於ける支配の台帳に使い、明治十三年、司法省から出されたある資料には、「穢多非人ハ人民中ノ最賤族ニシテ、殆ド禽獸ニ近キ者ナリ」と規定した。又明治初期農民騷擾事件に於て、巧みに農民の反政府暴動を「エタ狩り」に転化してきた。大分県別府の的ヶ浜に於て、一九二二年、皇太子（現天皇）の通過の目ざわりだとして、部落全部が一夜の中に官憲に焼き払われた。この痛恨の事実を見よ！

## (二) 神武天皇陵と部落

私はさらに天皇制と部落の関係を端的に物語る事実を、雑誌「部落」の一九六八年二月号から見る。

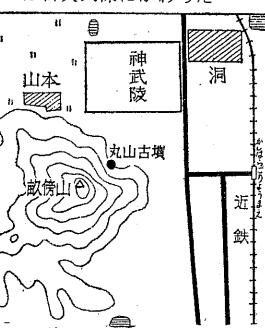
奈良の橿原市にある神武天皇陵のデッチあげにからむ部落差別事件である。元々この、神域にされている、うねび山の山すそ（畝傍山の東北）一帯は、洞と称する二百戸余の部落とその田園であつた神武天皇なるものは、紀元前六六〇年に畝傍橿原神宮で即位したということである。こんなことはまったくのうそっぽちであることは、紀元前七世紀の時代、原始時代を考えれば分る。天皇もなければ、天皇の墓もありえない。ところが日本書紀や、古事記をかつぎ出して、神武天皇や、その陵が事実であるかの如く江戸時代の勤王家連中が言い出した。とりわけ文久年間、幕府は、皇武合体の折から、山陵奉行をして歴代天皇陵を修理することを命じた。当時、神武天皇の墓などは何処にもなかった。本居宣長などの学者の間には六ヶ所位その候補地があつたという。

その中で有力なものとしては、丸山古墳と「ミサンザイ」という地名の洞部落の田園で、この中には二つの小さな円い塚―これは中世の古寺の土台跡ではないかといわれている―であつた。普通なら丸山古墳を天皇陵とすべき所が、その古墳のまわりは地図に見るように、洞という部落があつた。明治回天の切迫した政治情勢の中、孝明天皇の攘夷断行のため、神武天皇陵に行幸するという中で、とても洞部落を移転させる時間がなかつたためか急拠「ミサンザイ」なる訳のわからぬ土盛りを天皇陵にデッチあげたのである。この墓

神武陵の古図（幕末）



現在。ただし部落の地名は新大久保にかわつた



此にいたりては言語同断なり。……こんな速度で進行したら、今に霊山と御陵との間は、穢多の家で充填され、そして醜骸はおいおい霊山の全部を侵蝕する。(雑誌部落54P 重引)

天皇制ポナパルティズムの強化と荘厳化の中で、この差別意見は実際に宮内省と奈良県庁の手によつて移転強制となつてあらわれる。洞部落が神武陵を見おろす位置にありおそれ多いことである。洞部落三万坪の代りに、わずか六千坪の土地へ移転させられ、半数近くの家は大阪方面へ移住という過酷なものであつた。宮内省諸陵頭は、奈良県知事にあてて、洞部落の場合、墓石のみならず地面の骨も残らず掘りかえせと命令した。この移転にあつて周辺一般農民達が、又、部落民に交ることを増々嫌悪して差別が高まつたといわれる。まさに「天皇制がファッショ化すればするほど」神域は拡大し、部落は追われいよいよ、差別がおおられるのである。あらゆる権力機構の中に天皇―皇族、その藩べいたる華族という

の選定の朝廷の調査の折、部落の全ての家をムシロでかこつたといわれる。しかし、天皇陵は洞部落の下方の山すそに作られた。

明治天皇は、紫宸殿から拝み、又、全国民も神武陵に向つて拝まされた。明治五年、神武帝即位の日が一月二十九日（翌年二月十一日と改称）に定められ、官幣大社以下各神社の儀式とせられた。明治二十三年、畝傍山東南に橿原神宮が又、デッチあげられた。

そうした時、大正二年「皇陵史稿」という本の中に「驚くべし、神地聖蹟、この畝傍山はなほだしく無上極点の汚辱をつけている。

「貴い」身分が収まり権威づけられる。激しい部落民への身分差別が行われていた軍隊に於て、多数の無能な皇族連中が軍刀と勲章をぶらさげて長官に飾られているのは絶対的、血統的、身分的重しを以て、命令と服従を最も強力に貫徹するものであった。神聖なる天皇や貴族こそは、部落民を最もいやしみながら、しかし実は、彼らは、いやしむべき者の存在の故に、その存在をつくることによつてのみ照り輝くのである。

### (三) 天皇制

#### ① 解同綱領

戦後、解放運動の中に於いて天皇制の問題がどう扱えられてきたかひびつてみると、昭和21年、二月十九日、京都市の新聞会館に於て、全国水平社運動の指導者と、融和運動の指導者が集まり、「部落解放全国委員会」を結成した。翌二十日五百名の全国部落代表者と、民主団体ら八百名は「部落解放人民大会」を開催し、戦後解放運動を出発させた。

この時の決議文の中に「一、われらは華族制度、貴族院、枢密院その他一切の封建的特権制度を廃止して、身分的差別の徹底を期す」とあり、「又、華族制度及び、貴族院、枢密院その他一切の封建的特権制度の即時撤廃」という一項が決定された行動綱領にあった。昭和三十年、大阪市中の島公会堂に於て、第十回大会が開かれたがその大会宣言の中に、「天皇制と天皇・皇族の身分的特権と半封建的土地制度は、売国的独占資本とともに占領制度のもっとも重要な

支柱として、新しい形で残された」と糾弾している。さらに、昭和三十五年の、第十五回大会に於て綱領が改正されたが、「要求と活動の規準」の中で「四、平和と独立と民主主義のために」の第六項に「天皇制の廃止。一切の貴族の特権の完全な廃止」がうたわれている。ところで不思議な事は、この綱領は現在もお使われているが、この項目の字句が現在の解放同盟中央本部らが発行するものと微妙に違っている。即ち中央本部発行の「七一年部落解放運動」に掲載されているのは「天皇・皇族など一切の貴族の特権の完全な廃止」となっている。これは微妙だが大きな違いである。

②この他に第十五回大会決定と附記されている現綱領は、これ迄幾度か部分的に相違してきている。第十五回大会で決定された本来の綱領の「要求と活動の規準」の中にあつた「七、人民の基本的権利と政治的自由に対する抑圧絶対反対」という項目が全文欠落している。この項は、第十九回大会の際迄あつたが、二十一回大会（二十回大会でどうなつたか不明）の報告決定集（一九六六年四月）にのせられている綱領には見えていない。それ以後の知る限りの資料にものせられていない。二十回大会、二十一回大会の報告決定集の何処にもこの件に関する綱領改正の決定はのっていないのである。

又、17、18、19全国大会の際（日共の政治的指導の強い頃）には、この第七項はのつていないが、「一、生活の向上と環境改善、社会保障獲得のために」の第八項「公設の低家賃住宅の新設と増設」が欠落し「二、土地と仕事と産業振興のために」の第五項「零細過少農経営の切捨政策反対」も欠落している。

これらの綱領の相違が、正式の大会決定を経ているのか否かは、今は問わない。天皇や皇族らの特権的身分は、天皇制という政治的支配制度があつて始めて保障されているのである。「天皇制廃止」という明確な規定を欠落させ、その天皇制の一属性である特権的身分の廃止に限定しているのは、天皇制に対する闘いを大きく後退させるものであろう。今や「戦後民主主義」の下で雌伏していた天皇と天皇制は、日本帝国主義の内外の破綻的危機の中で、ごう然たる態度で日本人民とアジアの民衆の前に登場しようとしている。部落解放同盟の第十五回大会で提案され、決定された文字通り、「天皇制の廃止」の要求は、一字一句も誤つてはならない実践的目標としてある。

#### ② 天皇制絶対主義

ところで近代日本に於ける天皇制とは何か。このことを簡単に総括せぬ訳にはいくまい。

古代一氏族の酋長が、周辺を平らげ、大和地方を中心として勢力をなし、軍事と祭祀の力で以て諸氏族と人民を支配し、ある時から不そんにも「天皇」と称するようになった。我々はその時期をいわゆる大化の改新の頃と見よう。撰闕時代を経、鎌倉、江戸の幕府時代を経ながら漸次、その専制主義的な政治力を低下し、遂に徳川幕府の下、その子孫は、わずか数万石の小大名程度に迄零落したが、依然として「万世一系」朝廷としての儀礼と祭祀の主権として、天皇の形式を保っていた。

明治維新に際して、天皇とそれをとりまく公卿は、西南雄藩の、

及びその下級武士らと結合して、封建制から資本主義への移行をなしとげる日本の近代的統一の政治的象徴―結集点として、再び浮かび上がった。古代天皇制デスポティズム（専制主義）よりも、はるかに強大な天皇制―天皇制絶対主義として「王制復古」したのであつた。京都御所の紫宸殿に、朝臣百官を列して、明治天皇は、一八六八年、五ヶ条の誓文をなし、同日人民には、「党ヲ樹テ強訴シ或ハ相率テ田里ヲ去ル事勿レ」という、五條の揭示を旧幕府の掲条の代りに立てた。「上陛下より下百官僚属に至るまで主義を一にして動かす、目的を同うして変ぜず……陛下の愛信して股肱とし且つ以て国家の重をなす所の海陸軍及警視の勢威を左右に提げ、凜然として、下に臨み民心をして戦慄するところあらしむべし」（岩倉具視の手紙明十五年）とは絶対主義官僚の本領であつた。天皇制絶対主義は、十七世紀のフランスの絶対主義よりも、十八世紀のロシアのツァーリズムやプロシア絶対主義に似ていた。そもそも地方分権的封建国家の下に於て、貴族や大名ら封建領主の武力の支配下にあつたブルジョアジーは、中央集権的な絶対主義国家の下に、封建的大土地所有者と同等に均衡した。絶対主義権力は、この力の均衡の上を超越しこの両階級を相はませ、休載させることによつて自己に奉仕させ独立した専制的権力をふるうのであるが、しかし、この権力の直接の基盤は、封建的土地所有にあつた。軍隊と官僚権力を支柱とする中央集権的国家は、それ自体封建的国家の一変種とは云え、その経済政策は、絶対主義権力が自己を維持するためにこそ、封建的境界線を突破し、国民的な商業、工業、鉄道、通信の発達を促し

近代的租税制度等を強行して、封建的生産方法から資本制生産方法へ強権的に転化過程を助長するのである。ところで日本に於ける絶対主義権力は、明治維新に於て、ブルジョアジー及び人民の革命的指導性と物質力に於ける幼弱さと、封建的領主、多数の小大名貴族らの間の対立と無気力にもかわからず、列強の外圧の強烈さによる民族的危機に、にわかには五万石の物質力しかない天皇をかっぎ出したことよって、逆にかえって天皇制絶対主義を並びなく強権的に残忍な政治支配に成長せしめたのであった。この権力よって立つべき封建的土地所有勢力とブルジョアジーの「均衡」なるものはたいたものでは無い。ましてフランス革命のように正面から武力で衝突し、打倒される関係もないが滅びゆく封建領主、大名達は、鳥羽伏見の惨敗以来一戦も交えずに藩籍奉還して後、天皇政府によりかかり秩禄公債によりかかり、華族の虚位に列せられて満足した。この権力の主権者である天皇とその一族は、急速に財産を人民から略取し、六百町歩から三百七十万町歩の御料林野をとり、この国家は封建三百諸侯の土地を奪い、莫大な地租にかえた。又、別に、一千八百万町歩の土地を所有した。軍隊や官僚を野蛮な旧武士層により形成し、神がかつたポーズで、無力な人民を徹底的に無力にし搾取した。特権的大ブルジョアジーは、自分の財力で権力をたてに、封建的土地所有階級、地主に対抗するのではなく、まして自己より下層のあらゆる人民の反封建的エネルギーを結集して民主主義をかちとるのでは毛頭なく、権力から資本をもらい厚く保護されて犬のように利益をむさぼることに熱中していた。天皇制権力の下にブル

、地主らによる衆議院（それ自体天皇制の直接の藩へいたる皇族、華族や巨大ブルジョア、地主などによって独占される貴族院は論外）は、天皇制絶対主義の紛飾であり、協賛にすぎなかつたのである。

#### ◎天皇制ポナパルティズム

明治初期のうち続く農民一揆を弾圧し、特権政商以外のブルジョア、地主、没落士族と農民大衆を広く包み込む激烈な自由民権運動を制圧する中でうちきたえられ、又一方、沖繩を武力併合し、台湾・朝鮮を侵略して、明治憲法で軽く粉飾しながら確立した天皇制絶対主義の詳細については省く。だが、この絶対主義権力は、日清侵略戦争を経る中で、日本資本主義の飛躍とともに急速に自己の階級的性格を変容しつつあった。機械制大工場とりわけ紡績、製糸工業の発展や、八幡製鉄の創業にみる重工業―軍需工業の発展の開始、鉄道と海運、通信の全国的発達、農業への資本主義の浸透さらにはこれは、日露侵略戦争の後決定的となり、紡績、製糸などの軽工業は元より、特に製鉄、造船、電力化学などの重工業の発展はめざましく、国家権力と特別にむすんだ財閥、独占資本が、金融機関を頂点経済界を支配するに至った。天皇制絶対主義権力の中でも山県ら貴族、軍閥官僚、地主らの政治的力が漸次衰退しブルジョアジーの政治的進出が現出した。

日露戦争を終結するポーツマス条約調印時の民衆の東京での大暴動（一九〇五年）をはじめ、造船所、軍工廠、炭鉱、鉱山に於て、プロレタリアートの大争議や暴動が広がり、とりわけ足尾銅山では数千のプロレタリアートが火薬で武装し、軍隊と渡りあい、一九〇七

ジョアジーと封建的土地所有階級は、その卑屈さに於て「均衡」対立していたかの如くであった。列強のアジア侵略が進展する中で、我遅れじとばかり、天皇制絶対主義は、その主柱、陸海軍をいよいよ強大にし、維新の藩閥的軍閥と官僚はますます専制的、絶対的になり、「自由の公敵たる専制政府を転覆して公議政体を建立する」とする自由民権運動を撲殺し、懐柔して、「民心をして戦慄」せしめたのであった。「御親兵」から出発した軍隊は中でもこの権力の枢軸となった。統帥機関の政府からの、又、議会からの独立と天皇への直属、即ち、陸軍参謀本部（一八七八年）、海軍軍令部（一八九三年）である。これらは天皇に直接「総攬上奉」し、勝手に軍備を拡張し、勝手に戦争をおっぱじめ、独断で国運を左右することが出来た。陸海軍大臣は、武官専任制として内閣をおびやかす、軍の要求をのまぬ場合、倒閣さえした。彼らは後に台湾や朝鮮、「満州」を侵略して直接軍政をしいたのである。天皇制絶対主義は、激しい民権運動の譲歩として、明治二十二年、憲法、二十三年議會を開き、「立憲」の外形を整えたが、しかし権力の実権は、山県、伊藤ら元老―キャビネットメーカーが握り、その憲法たるや、徹底した君権主義に貫かれていた。天皇は万世一系であり、神聖である。天皇は統治権を総攬し、立法権を行ない法律を執行し、独立命令大権、緊急勅令大権、議会の召集、解散権、外交大権、戒嚴大権、官吏の任免権、陸海軍の統帥権、編成権を持ち、宣戦、講和を……およそ、あらゆる政治権力を天皇と官僚、軍閥が独占しているのである。議會が如何に無力であるかは言うに及ぶまい。極く一部のブルジョア

年には、堺利彦らを中心に日本社会党が結成された。山県、伊藤ら元老が政権を握り、「桂園時代」の十年を経て来た官僚軍閥に対する反抗は次第に高まり、一九一三年、大正政変は「憲政擁護、閥族打破」を叫んだ民衆の圧力で桂内閣をぶっ倒した。だが政友会はこれに代つて軍閥の一方と手を組んで山本権兵衛内閣をつくった。

大きな労働争議の弾圧、大逆事件を頂点とする社会主義者の弾圧、朝鮮半島の植民地化、日韓併合の中にすでにその本質を準備し、一九一三年の大正政変前後から一九一八年、シベリア出兵と米騒動の中から登場した、原内閣に至る政治過程、元老と軍閥と政友会ら政勢力の確執、ゆ着の過程、第一次大戦への参戦と対華二十一条の強要という日本帝国主義の確立の中には、天皇制権力の決定的歴史の変容―絶対主義の崩壊と近代的政治権力―天皇制ポナパルティズムへの暗転、不注意な見物人には見ることでできない発展がなされたのであった。米騒動の後には、労働者階級農民、市民、学生、部落民の階級的自覚が高まり大規模な争議や社会運動の組織化が本格的に発展し、又、普選運動として労働者大衆の政治的進出が革命的に發揮された。友愛会は発展して一九二一年、日本労働総同盟と改称し、一九二二年、全国水平社、日本農民組合が創立され又、日本共産党が創建された。そして、日本帝国主義の朝鮮・中国侵略に對して、一九一九年、朝鮮に於て巨大な民族解放の蜂起が開始された。三、一万歳闘争であり、又、中国に於ける「二十一条を廢止せよ」と立ち上がった五・四運動であった。絶対主義時代に鍛えあげ、肥大化した天皇・元老・軍隊・官僚・警察を主柱とする天皇制

権力は今や金融資本を頭とする帝国主義巨大ブルジョアと、日本プロレタリアートの荒々しい登場による対立と争闘及び、朝鮮、中国の植民地におけるほうはいとあがる民族解放闘争への敵対の上にそれ自身は、勢力の衰退した地主ではなく、金融資本財閥に依拠するが、ブルジョア（と寄生地主）とプロレタリアート及び植民地民衆の二つの階級の均衡の上に独立し、そびえたつ天皇制ボナパルティズムに転化した。一九二五年の普選後の代償につくった治安維持法「国体ヲ変革シ、及び私有財産制度ヲ否認セントスル」結社及び運動を禁じた憲法は天皇制ボナパルティズムの要諦であり完成であった。日本帝国主義が中国赤軍や米英の連合国軍に敗戦する迄、天皇制ボナパルティズムは、金融資本と封建的特権階級—軍閥、官僚・皇族・華族・寄生地主と仰着しながら外見的に立憲制を布き、又「赤子一如」の幻想をふりまきつつ、部落民を含む日本プロレタリア人民大衆や、アジアの民衆を抑圧し、搾取し続けてきたのであった。

天皇・皇族・元老・軍閥・財閥・華族・官僚・士族・平民・「新平民」・植民地人民という階級的、身分的、民族的差別序列は、天皇制の発展の過程で解消する所か、ますます巨大になり厳格になり権力と富の配分はいよいよ独占的になったのである。天皇の諸々の大権は、実際には、山県、井上、松方、西園寺、大山ら元老と、枢密院顧問官、内大臣、長州閥、薩摩閥、貴族院で固められた山県—桂、山本ら軍閥等一握りの連中によって龍断独占され、内閣や議會をほんろうした。これら藩閥、軍閥らはそれぞれ、三井や三菱と結

んで、帝国主義的ブルジョアの利害に奉仕し、又自己の私腹を肥やしていたのであった。

#### (四) 天皇制ボナパルティズムの論理

シベリア出兵というロシア革命への干渉と米騒動を頂点とする日本プロレタリアート人民への強圧、中国、朝鮮人民の民族解放運動への強圧を契機として天皇制権力の性格はボナパルティズムに決定的に転化した。大正昭和初年に渡って、日本プロレタリアート人民は、この権力によって立つ、ブルジョアジーとプロレタリアートの「均衡」を激しくゆきぶり天皇制にせまり各戦線で進撃したけれども、日本プロレタリアートは、日本共産党や革命的指導部の未熟、組織的理論的混迷、裏切りによって日本帝国主義の未曾有の政治的経済的危機—アジア侵略戦争の危機という30年代を革命的に突破することが出来ず、もろくも天皇制の前に屈服せられた。ただ屈服しただけではなく、左翼指導者、インテリゲンチアの大多数が天皇制を支持し積極的に軍部によって開かれた侵略戦争を肯定し、あたかも日本及びアジア民衆の「解放戦争」であるかの如く脚色して民衆をせん動したのである。我々は此処に問題の深刻さを見るのである。天皇制の下に於ても部落民を解放することが出来る。否、天皇制下に於ける「一視同仁」「赤子一如」「一君万民」の立場こそ部落民解放の立場であると水平社の指導部は、転向した。労働運動や農民運動、無産政党のほとんどが転向した。

#### (イ) 建国記念日、紀元節反対闘争の教訓

建国記念日—紀元節復活反対闘争の中で、左翼系歴史学者達の反対の理由は、例えば、「(一)旧紀元節の二月十一日を建国記念日とすることは、史実の上でまったく科学的根拠がなく、(二)戦後の日本史学及び考古学の成果を無視し歴史の事実をゆがめ、(三)そのため国民の歴史教育、ひいてはその歴史意識に混乱をまねく恐れのあることを深く憂慮するからであります。」(昭和41年 日本史研究会など関西の六歴史学会の声明)という。極めて弱い主張であった。「戦争と専制を否定し、平和と民主主義」を守ることが反対運動の基調であったが、すでに社会党は、民社党とともに紀元節復活をねらう祝日法案に賛成票を投じたように、何よりも既成左翼には、建国記念日そのものには反対しないという反動的な姿勢があった。二月十一日に対して、社会党は五月三日をを代案としていたのである。一九六六年十月二十四日、建国記念日に関する公聴会(於大阪府議会)の中では、京大生の右翼は、「事実と真実とは違う。史実うんぬんの小さな合理主義をすて、民族の伝統であり、日本人の心の真実である二月十一日の建国記念日として、現在の精神的混乱を脱脚する大きな合理主義をとりた」と発言し、又他の主張は「科学だけではだめだ、神話が必要だ」と叫んだ。右翼連中が紀元節復活に注いだ異状な熱情は、既成左翼の反対運動の全くの不熱心をはるかにしのいだ。その主張の論理でも、左翼の水準を超えていた。

確かに、二月十一日、神武天皇即位の日というのは何ら科学的ではないデッチあげである。紀元前六六〇年という石器時代に「三種

の神器」をもって活躍したなどという神話を史実とすることについて、歴史学は明らかに糾弾せねばならない。だが、日本の建国記念日そのものに賛成する立場であるなら、この記念日はどうしても天皇と結びつけられずにはおけない。何故なら、日本の本格的な国家の生誕は、明らかに「大化改新」から奈良朝にかけてある大和の豪族が、ある時より天皇と称するようになった時であることは「史実」とされているからである。つくられた神武天皇の名が出てくるのは壬申の乱の際の天武天皇の折であり、又、幕末の孝明天皇の折であった。(直木孝次郎)。支配階級の危機と回天の時に、国家の始祖が想い出され祭られる。その始祖がデッチあげであったとしても日本国家は古代天皇制専制主義として始まっているのである。日本の建国そのもの、国家そのものに対する徹底的否定の立場なしには、紀元節—建国記念日反対を貫徹しえなかつたのである。社会党の五月三日(新憲法発布の日)が、民社党の四月三日(聖徳太子十七条憲法発布)か、あるいは八月十五日かの建国記念日ならいいが、二月十一日旧紀元節は反対という構えは、反動派の策動への民主的後押しでしかなかつた。

今此処で問題にしたいのはそれだけではない。「科学的に根拠がない」という論理の弱さであり、平和と民主主義の立場の安易さである。

右翼思想家連中は、否、観念論思想家は科学を悟性の段階、近代主義の段階とみはし、その低次の段階の論争を超越して「科学をどのような思想で使うかが問題だ」といつているのである。それは

三島由紀夫らでさえ、現代資本主義の荒廃を論じ、疎外を嘆じ、それを戦後民主主義のせいにして天皇を持ち出そうとしていることや、例の公聴会の右翼学生のように、「大きな合理主義」を主張する所から、紀元節復活が考えられているのであった。彼ら反動派は、科学的根拠、史実の論争を目論んでいるのではなかった。左翼はこれに對して、極めて消極的で、現体制的であった。彼らは紀元節という復古主義の中に天皇を頂点とする彼らなりの近代の超克、現代社会の変革を意図していたのであった。プロレタリアートの立場で、彼らのこの挑戦に真向から闘い解答する中で、支配階級のつくった歴史を転覆し、圧制と反抗の人民の歴史と未来を鮮明に大衆にかかげるべきであった。このことに於て、完全に敗北した。

#### 〔四〕「金閣寺」三島由起夫の論理

小説「金閣寺」(昭和31年)は、没落貴族やブルジョアの斜陽階級の危機、絶望、反動的野心を描いた政治的作品である。三島の「美学」なるものは、極めて原始的で醜いものと美しいもの貴いものの対比、醜いものによる美しいものへの凌辱による「美的」なものの危機という徹底して差別的なものであるが、ここで描かれている、この上もなく美しい金閣寺とは、天皇制のことであろう。ひ弱で醜く、暗い性格の「青年僧」が、戦後の荒廃し、無気力な金閣寺の内部で老師と葛藤し、苦悩して自らもろとも金閣寺を焼くに至るというが、これはあたかも、崩壊し無力にされた天皇制と貴族らが、その窮屈な美的残映と余光の中で、みにくく利益を求め歪少となり、腐敗に耐えかねて、かつてのさんぜんと輝き、四海をなびかせた天皇

制を乾坤一擲、復活させんとして「決行」するクーデターでもあ

る。その「決行」、「行為」が決して、金閣寺を焼くという事もなく、その時雨夜の闇におぼれく金閣の絶対的な美、不壊不変を、幻想し尽くす中で「行為そのものは完全に夢みられ、私とその夢を完全に生きた以上、この上行爲する必要があるか。もはやそれは無駄事ではあるまいか」と自問したように、青年僧の焼くという当初の行為の内容がその直前に金閣寺をその全き姿、絶対美に夢みるという行為、天皇制の復活の願望により変り、焼くという行為そのものは、「一種の剰余にすぎぬ」。「徒爾だ」ということになっているのである。これは明らかに、金閣の支配者であり、偽善的で腐敗した老師に対する「青年僧の恨みによる放火ではない」。

「金閣は、つぎつぎと非報が届いてくる戦争の暗い状態を餌にして、一層いきいきと輝いているようにみえた」。「今も私の前には八月十五日の焔のような夏の光りが見える。すべての価値が崩壊したと人は言うが、私の内にはその逆に、永遠が目ざぬ、蘇り、その権利を主張した。金閣が、そこに未来永劫存在するということを語っている永遠」。「私にとつて、敗戦が何であったかを言っておかなくてはならない。それは解放ではなかった。断じて解放ではなかった。不変のもの、永遠なもの、日常の中に融け込んでいる仏教的な時間の復活にほかならなかった」。「しかし、敗戦後「やがて占領軍が到着し、俗世のみだらな風俗が金閣のまわりに群がるにいたった」。「青年僧は、米兵の命令によって、妊娠している日本の女を雪の中でふまされた」。

この光景は、あたかも、天皇がマッカーサの命令で日本の民衆の腹をふんでいるようではないか。金閣はこの青年僧を支配しあらゆる時に現われた。「女と私との間、人生と私との間に金閣が立ちあらわれる。すると私の擲もうとして手をふれるものは、忽ち灰になり、展望は沙漠と化してしまふのであった。そうする中で青年僧は金閣にむかつて、「いつかはきつとお前を支配してやる」というようになつた。やがて彼は「革命家の心理を理解した」。「金閣が焼けたら……金閣が焼けたら、こいつらの世界は変貌し、生活の金科玉条はくつがえされ、列車時刻表は混乱し、こいつらの法律は無効になるだろう」。「世界を変貌させるのは決して認識なんかじゃない」。「六月二十五日、朝鮮に動乱がぼつ発した。世界が確実に没落し破滅する」という私の予感はずもな事になった。急がなければならぬ」。「もうじきだ。もう少しの辛抱だ」。「私の内界と外界との間のこの錆びついた鍵がみごとにあくのだ。内界と外界は吹き抜けになり、風はそこを自在に吹きかようようになるのだ。釣瓶はかかるかと羽搏かんばかりにあり、すべてが広大な野の姿で私の前にひらけ、密室は滅びるのだ」。

絶対的な莊嚴をそえる金剛美をもつてそびえたち、その下で虫けらのようにうごめき、腐敗する人間を圧倒ししめつける金閣を、破壊するという「革命」行為「決行」によって蘇えらうとする論理が歪少なる醜い者によって焼かれようとする絶対美の悲劇的美しさに照り映えて強烈に危機的に追求されるや否や、しかし、先述のよう

に、この「行為一は、美的なもの、官能的なもの、虚無的なもの、」あらゆる破調を統括して、なおその上に君臨」する闇の中の金閣の幻想と贊嘆の「行為」によってすり変えられるのである。後に三島は、二、二六事件の首魁、磯部浅一の獄中での遺稿を評する中で「私には、事態が最悪の状況に立ち至つた時、人間に残されたものは想像力による抵抗だけであり、それこそは「最後の楽天主義」の英雄的根拠だと思われる。そのとき、単なる希望も一つの行為になり、ついに「実在となる」といつているように、それは逆の手法をろうして、日本プロレタリアートが破壊しようとする旧体制、天皇制に對する、斜陽皇族、貴族、ブルジョアらの痛切な哀惜であり、実際に金閣寺を焼くという正に革命的な行為そのものは「徒爾だ」という結末が示すように、決して、そこに意味をおくのではないのである。それは斜陽族らの失意の境遇を救う反動的願望なのである。それは自衛隊を襲撃することによって帝国主義軍隊の絶対的力を蘇らせようとした時の三島らの姿と同じである。

#### 〔八〕人倫の体系

紀元節復活の論理や、金閣寺の論理の中でこの反動が、あたかも現状破壊、変革の契機をもっているかのように見えたが、それは、二・二六事件に於ては最もよく示されている。「革命とは、順逆不二の法門にて、不立文字なり」という北一輝の思想を体して決起した将兵らには「現今の社会層を見るに、高級為政者の悖徳行為、政党的腐敗、大衆に無理解なる資本家、華族、国民思想の頹廢を誘導する言論機関、農村の荒廢、失業、不景氣、思想団体の進出、爛文

化の台頭、学生の愛国心の欠如、官公吏の自己保存主義等、寒心にたえざる事象の堆積なり……」という彼らなりの危機感と「大衆に根幹をおき、真に天皇を中心とする活気あり、明かなるべき国政の現出」というプランがあった。

天皇制絶対主義者やボナパルティストに奉仕する哲学者らは「ヘーゲルの国家観」を説明する金子武蔵のように「人倫の体系」を、絶対人倫（ジットリヒカイト）、相対人倫（ゲゼッツ）、原始人倫（ジッテ）とし、絶対人倫とは絶対の真理であり、神聖なものとして、これを貴族身分とする。これは国家的絶対者を体現し、統治と戦争という労働をする。相対人倫とは、権利、法、正義、平等であり、悟性的である。これを町人身分とし、原始人倫を感性的として農民身分とする。さらにこれは発展して「法哲学」に於ては、身分を、実体身分（貴族・農民）と産業身分（手職人・工業家・商人）と普遍身分（官吏）に分けられる。一方、西田幾多郎は「我々は何処までも超越的な一者（天皇のことであろう、筆者）に對することによって真の人格となるのである」と天皇制に哲学的重しを被せた。

さらに金子は、ヘーゲルが賤民といい、やがてマルクスがプロレタリアートと呼んだものの登場する段階について自ら説くには、マルクスの社会主義も経済史観を肯定し、経済社会、市民社会という点に於て激しく相剋しつつも、帝国主義国家と共通地盤であるという。即ちゲゼッツの段階にすぎないというのである。

二・二六事件の将兵達は、正に物質欲に頹腐したゲゼッツの市民

昌益なども「日本社会主義思想の一流流」と、一面的に評論したがしかし彼は天皇―皇室については何も批判せず「神道」を支持していたのである。又、部落の歴史の研究者でもある古代史の上田正昭教授は、今年の建国記念日と名を変えた紀元節の数日前、朝日新聞に「神道の再発見」なる反動的な記事をのせた。この「マルクス主義歴史学者」はいう。「『ケゲレ』を強調して、差別の合理化に役立つ「神道」よりも『タマフリ』すなわち内部生命力の不断の充足をめざした神道の伝統に今日の神道のあるべき姿を問いたい」とタマフリとは鎮魂と書く。部落差別に反対するということをいい口実にして鎮魂の神道―靖国神社の神道を唱えるのだ。彼らの役割は、民衆の力によって、引き倒された過去の支配者の群像や思想を左翼的粉飾を以て擁護し、民衆の闘いをまん着する所にあつた。例えば福沢諭吉という徹底した絶対主義思想家は、戦後民主主義の中では、あたかも自由と平等の先駆者のように祭りあげられてきた。「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らず」と彼らは中途で文章を切った。しかし実際に、福沢の「学問ノススメ初編」では、「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らずと云へり（傍点筆者）であり、福沢の主張する所は「されども今広く此人間世界を見渡すに、かしこき人あり、おろかなる人あり、貧しきもあり、富めるもあり貴人もあり、下人もありて、其有様雲と泥との相違あるに似たるは何ぞや。」又、世の中にむずかしき仕事もあり、やすき仕事もあり其むずかしき仕事をする者を身分重き人と名づけ、やすき仕事をする者を身分軽き人と云ふ……身分重くして貴き者と云ふべし。」こ

社会を超越して、天皇を主軸とする「道義的革命」を遂行して、ジットリヒカイトの国家を建設しようとしたのであろう。そのジットリヒカイトの高次の「道徳国家」が何であるかは、歴史の事実が示す通りであり、それは天皇制ボナパルティズムの完成と、プロレタリアート人民への暗黒の圧制であり、アジア侵略と亡国の道であつた。それこそ人倫の完全なる喪失態であつた。

## 【五】我々の実践的結論

### ① 偽りの思想を砕け！

雑誌「部落解放」の天皇問題について、我々はそれを、変節であるとは語るまい。

奈良本辰也氏は、昨年の三島由紀夫の暴挙をとりあげて賛美し、「これこそ武士道の復活だ」と喜んだ、三島の反革命的行為にさおさし、農民や町人、何よりも「エタ・非人」を切り捨て御免にし、人民から搾取して生きる武士道を賛美するとは？！

元々、彼は、左翼として戦後歴史学会に登場した折から、例えば「吉田松陰」であるが、奈良本氏は松陰をヒューマニズムの固まりのように美化しているが、彼は「大東亜戦争肯定論」の林房雄が引用しているように「艦はぼ具わり……砲はぼ足らば、則ち蝦夷を開墾し、諸侯を封建し、……琉球を論し、朝鮮を責め……北は満州の地を割き、南は台湾呂宋諸島を収め……。然る後、民を愛し、士を養い、慎く辺圉を守らば、則ち善く国を保つというべし。」（幽囚録）と主張しているのである。又、「不貴不賤不上不下不賢不愚」という安藤

これらの差別は、唯学問の力があるとなきとに由るのである。「されば前にも云へる通り、人は生れながらにして貴賤貧富の別なし。唯学問を勤て物事をよく知る者は貴人となり富人となり、無学なる者は貧人となり、下人となるなり」福沢は身分差別を新しい市民社会の論理で再編し確認しようとしたのである。又彼は「他人にけしかけられて暗殺を企てる者あり、新法を誤解して一撻を起す者あり、強訴を名として金持ちの家を毀ち酒を飲み、銭を盗む者あり。其挙動は殆ど人間の所業とは思はず。斯る賤民を取扱うには、釈迦も孔子も銘案なきは必定、是非とも苛酷の政を行ふことなるべし。」ともいう。さらに彼は、明治のアジア侵略の鼓吹者でもあつた。彼奴は徹底した反動的な絶対主義者であり、侵略主義者であり、差別主義者であつたのだ。それを民主的、科学的な歴史家や評論家どもは、極めて自由主義的、進歩的な男として左翼的に弁護して来たのである。最近この種の新手として我々にしたたかに糾弾されたのがあの「歴史よお前は誰のために」という差別映画であつた。長州奇兵隊の勤王先鋭分子の行動をあたかも、60年安保や10・8の革命的左翼の闘いにぞらえて、その部隊に参加する部落民を極めて屈辱的に描いたものであるが、それは第一にこれら奇兵隊の行動を美化し、第二に革命的左翼の闘いを、勤皇愛国的な志士の行動に低め歪曲しようとする極めて反動的な意図であつた。この監督は奇兵隊総官が部落民に刀を渡すシーンについて、この関係は何だと糾弾された時「それは美しい主従の関係だ」とひらきなおつた。その後彼は顔面に鉄拳をくらつたのだ。さらに彼が三島の反革命的暴挙を賛美す

るのは全くむべなるかなである。

我々はこれらの連中は決して人民の友ではない、彼らは支配階級の手先にすぎないことを胆に銘じなければならない。彼奴らのウン八百やダボラの千両言を封殺せよ。だ。

次々と化けの皮がはがれ、本性が野蠻にむき出しになってくる。

忠君愛国、武士道や神道の下で、部落解放運動を推進しようという連中、かつて水平社運動の指導者が、転落した道をふたたび走り出した者らがすでに出てきた。彼らは現状に不満であり、革命的心情を持っているかの如く装い、自らもそう信じて、一君万民、大東亜の共栄圏をおおる。

それに対して我々は真向から立ち向い自ら解答し、大衆とともに自ら実践し、その成果を自らの手中にする迄進撃してやまない、理論を展開せねばならない。我々も現状に不満である。否、我々無産者こそそうである。我々は現体制を擁護せねばならない一片の理由もない。我々は単なる「平和と民主主義」の戦々競々たる擁護者であつてよいはずはない。解答、我々は新しい秩序、プロレタリアの解放、共産主義の建設で以て答える。天皇制ポナパルティズムに対して、我々は、プロレタリアートの独裁樹立で以て大衆に呼びかける。日本帝国主義、天皇制権力の打倒と転覆を、そのための一大内乱をせん動するのだ。

### ④ 天皇制を打倒し絶滅せよ！

明治十一年八月二十三日、自由民権運動の高まりの中で、皇居のそばの竹橋兵營の近衛砲兵第一大隊の兵士二六〇人は大隊長と週番

士官を殺し、大砲で兵營前の大蔵大臣の二発ぶち込んだ。彼らの

計画ではさらに近衛歩兵隊と協同して皇居を焼き諸大臣をとらえようとしたという。反乱者五十三人は銃殺された。（「日本近代史」

井上清ら）帝国主義軍隊創成の中で天皇制絶対主義に文字通り真正面から反乱し、天皇に砲弾をぶち込もうとするとは、この空前絶後の革命的兵士の大胆さを、今こそ実現したのは、今年九月二十五日

のあの沖繩青年委員会の決死隊による皇居突入の快挙であつた。又昭和五年、岡山県久米郡厚生小学校差別糾弾闘争は、尋常科六年生の座席をきめるのに、教師が部落民と一般民を別々に並べたことから、水平社の部落の側の一ヶ月の同盟休校を軸にして闘われ、生徒の手によって全県下の闘争に発展したが、ちょうどその闘争の最中に陸軍大演習があり、天皇が来ることになつてゐた。演習期間中県警から、この争議の中止の申し入れがあつたが、これを拒否した更に今度は、天皇が岡山県入りするので、当日、選擇式をするから是非登校させてくれと校長の要請があつた。そこで一応、子供達は登校することになった。が村内の反動的差別分子の大人らは、あらかじめ学校に来ており、部落の子供らがスクラムを組み、喚声をあげて教室に入ろうとするのに対し、突如棍棒を振りまわしておどしつけた。この時決然と応戦した五、六年の高等科の部落の生徒は、下級生を部落にとばすと共に、机やイスで校庭の真中にバリケードを築き、援軍が到着する迄アジつた。「校長は天皇選擇に名をかりて、我々を登校させ、暴力団を使って我々をおどす目的でペテンにかけたのだ。このことは天皇に対する忠誠のために争議を混

乱させるためと、ピオニールをぶつつぶそうとする陰謀であつて、その元兇は天皇なんだ。われわれは天皇制を打倒しない限り自由も平等も解放もありえない。」（雑誌「部落」第四五号）と。

現在大阪の枚方高校で「天皇万才差別事件」糾弾闘争が闘われている。体育祭の時に、一部右翼的体育会の連中が、仮装行列中、突然「天皇閣下万才」なる愚劣な叫びをあげて行進し出した時、部落の一女生徒が敢然と起つて抗議し自己が部落民であることを宣明して、学校当局の妨害をはねのけ、天皇の存在が部落民や朝鮮人を如何に苦しめるものであるかを訴えた。この訴えは大きく同校に波紋し、部落解放同盟の糾弾する所となり、次々と同校の差別的落書や策動が、明るみに出され追求された。学校当局は、これを陰蔽するために、ある融和教育者と手を組んでこの闘いを抹殺すべく、「同和講演会」を全校生徒にほどこすという差別者の常套手段に出た。この全校一千余名の講演会は糾弾行動隊の手によつて占拠され、粉砕され、行動隊と生徒による糾弾集會に転化せられた。天皇という特権身分、日本人民圧制の象徴であり、アジア人民虐殺の総元締めを万才ということは差別であるとして徹底的に糾弾し、この主張は全校に貫徹されたのであつた。かつて、大正八年の米騒動の折、大阪朝日新聞がブルジョア的危機感から、この騒動について「白虹日を貫けり。金匱無欠の我が国体にもひびがはらう」と評した事が、権力らによつて大きな不敬事件として指弾され、ついに屈服して朝日の進歩的論客多数が筆禍にのまれて退陣した。白虹日を貫くとは古来、天子の身の上に兵乱の凶事がある不吉なことばであつた。

今や正に、我々はあらゆる人民の闘いを内包したプロレタリアーと部落民の武装した軍団で以て大逆し、内乱を起し堂々と白虹日を貫いて天皇制の復活を阻止し、その残存する形態を粉砕しその一切の高貴神聖な附屬物、貴族の特権はもとより、その宮殿から神社仏閣の端に至る迄、ことごとく破却し尽し、焼き尽くしそのガレキをふみしだいて、その上に新しい朝の搾取なき自由の国の建設のツチをふるわねばならない。我々は必ずやそれを実行するであろう。それをやりぬく革命党はさらにこの内乱的死闘の中で鮮烈に創設されつつあるのを人を見ることが出来るに違いない。

我々は以下の事をスローガンとせねばならない。

- ① 皇室典範の廃棄！
- ② 宮内庁の解体！皇室會議の廃止！
- ③ 天皇の象徴制の廃止、天皇の一切の国事行為の廃止！
- ④ 皇室財産の没収、解体、国民施設への転化、農民への分配！  
皇居・天皇陵・国家的諸神社の解体！
- ⑤ 天皇、皇族らの貴族の特権の廃絶！
- ⑥ 建国記念日、天皇誕生日の廃止！
- ⑦ 「天皇」称号、天皇年号、勲章の廃止！
- ⑧ 天皇の戦争責任の追求と処刑！
- ⑨ 天皇制の永久廢滅！



## 書評

# 賀川豊彦

## 「貧民心理之研究」批判

### 一、はじめに

賀川豊彦は、神戸新川地区に救霊団（一九〇九年創始、のちイエス団）をかまえ、「貧民救済事業」を行なっていた。一九一五年、それは、底辺人民とりわけ部落大衆を侮辱する差別論文「貧民心理之研究」として公にされた。

総論第一節において賀川は、次のように言う。一私は朝から晩まで貧民窟に住んで居るので貧乏のいかに辛いものであるかと云ふことをつくづく思ふのである。が、そのまた貧乏と云ふのが、精神生活に及ぼす影響の如何を考えまた目撃すると、実に口にも筆にも及ばぬ惨憺たるもので、折々窮りない厭世観にうなされることがある」と。賀川が、私は朝から晩まで貧民窟に住んでるので、と言うのをそのまま聞き流してしまうわけにはゆかない。賀川が「貧民窟」神戸新川地区で活動したのは「四年八カ月」であり、ただそれだけである。定価壹圓八拾銭の「貧民心理之研究」を書き終えるとすぐ

に、新川地区を去り「行李を纏めて北米合衆国に遊学に」でかけたのである。慈善家を気どり、貧しい者の苦しみはオレにもよくわかるという賀川は、金を得て逃亡した。

第一に、論文「貧民心理之研究」の引用によってその差別性を明らかにする。特に部落大衆に対する「人種起源説」に基づく露骨な差別を糾弾する。そして、第二に差別者賀川を擁護する「歴史家」ねずまさしの犯罪性を明らかにし、糾弾する。

### 二、「貧民心理之研究」の差別性、

#### その1、底辺人民総体に対する侮蔑

貧民心理之研究の構成を見ておこう。

#### 第一編 物資の欠乏したる人間の研究

#### 第二編 物資の欠乏の精神に及ぼす影響の研究

#### 第三編 物資の欠乏したる人間の精神の研究



特に第三編においては、「貧民の色情」「貧民の意志の退化」「変人及び狂人の研究」「なまけもの」の研究「犯罪種族と貧民窟の関係」等々と並べたててあざ笑っている。

「一体、貧乏人の間には変人と白痴と狂人が多いことは世界の学者の既に認めて居ることであつて、ロンドンの貧民窟には窟外より四倍の狂人があると云はれて居る。然し実際研究すればなかなか四倍や五倍でしかないであらうと私は思ふて居る。」

私自身が貧民窟四年間の住み心地から云つても、どうも貧民窟には変質者が多い。かう云つて挨拶すれば怒りはすまいと思つて御機嫌をとると、御本人様御機嫌がお悪い。少し暗示の変わったものが行くくと、不意とした処から変り者が出てくるひ出す。ランプの光で暗がりから害虫を誘ひ出すようなものである。貧民窟には変質者が多い。(第三編、第九章貧民窟の人格の研究(その二)第三節変人及び狂人の研究より)

貧しい怒れる者たちに趣味的にかかわる賀川の差別性を鋭くみぬいて警戒する者を変質者ときめつけ、害虫とののしつて居る。貧しい、抑圧され続けてきた大衆は差別者賀川の研究資料ではなかつた。賀川の立場を疑い、御機嫌をとるエセ貧乏人には敵意をむき出しにした。膨大な差別論文には、一貫してこの対応が続いている。貧乏人でない賀川の「研究」を疑い、彼の立場を追求する大衆の無言の反抗と、一切それをとらえきれないまま六百ページにも渡る字句をトクトクとして書き流した差別者賀川とのミソ。

部落解放運動を闘う我々一般民にとつて、この賀川の姿は他人事

なるまでの性情を備えて居るのである。貧民の多くは低能で有る。

そして低能の変性者が常習犯人となることは今日何人も認めて居ることだし、又たとひ犯人族が富者の地位に今居るもので有つてもそれはいつかはまた変性者の低能者となつて貧民となることは色々例証をあげることが出来る。

即ち今日貧民の中に混入したる変質者の或者は到底社会改良の経済的方面で何とも出来ないものであらうと私は考へて居る。(第三編、第十章 貧困と犯罪の関係の研究、第二節 不景気及凶作と犯罪の関係、第三節 犯罪種族と貧民窟の関係より) — 同情によつては押さえることのできない反抗者に対しては「人種改良学」の名でもって抹殺せんとするのである。

「近來日本に於てはよく民衆運動が起るがそれが愈に暴動或は騒擾と変化する場合に於てその中心となつて働くものは多く下層のもので有ることは、その裁判所の審理決定書を読んで驚くことである。神戸に於て大正二年二月十二日代議士小寺謙吉の行動を憤り同氏の邸宅を焼払ふと貼紙をして、暴れた連中は九十三名の中三十九名は職工で、其他は唯五、六を除いては凡て下層の無産者で有つた。で日本も行く行くは之等の人々が大騒ぎをやる時代が来るのであらう。」

(第三編、第十二章 貧民と群衆心理 第二節 貧民と暴動とストライキと革命より)

これが差別論文の結びである。米騒動の三年前、差別者賀川は底辺人民の「実証的研究」を通して同情と抹殺をふりかざし大衆の怒りを及び危機のりきりははかうとしたのである。

ではありえない。遊学する金のあるヤツが「貧民」を理解し救済しようとした。一般民、部落解放運動を自分の立場からどのように扱っているか。あの、差別映画「橋のない川」を流れる、一般民が部落大衆の受けて来た迫害をあたかも自分が受けて来たかのように涙を流すという誤りをどう一人一人が克服しているか。差別者「賀川」を部落研に結集する我々一般民は活動の中で克服することを部落大衆から要求されている。

「即ち此處で私の論断できることは、貧民の間にその六分及至一割五分のなまけものがあるがその過半は多く精神的に、肉体的に低能たり、無能であつて、大に同情すべき性質のものであると云ふことである。」(第三編、第九章、第五節「なまけもの」の研究より) 偽善者得意の同情、そして「即ち之を見ても貧民犯罪は、或程度までは充分社会改良によつて減退せしむることが出来ることを知るのである。私は七割位までは、充分社会改良によつて減退出来るものであると信じて居る。さてその残の三割である。」

私はその残の三割は全く人種改良学の力を借らなければ宗教の力でも、社会主義の力でも改善出来ないものと信じて居る。と云ふは之は全く犯罪人種の行為と雌雄競争の結果で有るからである。フェリは貧民の中の二割五分犯罪者であると云ふて居るが、私は思ふて居る、たとひ貧民が無くなつても今の様な程度で行けばこれ位の犯人族は残るであらうと。

今日の犯人族は必ずしも貧民では無い。然し貧民が犯人系統を作り出すに最も善き境遇に居るのを、犯人系統はまたいつかは貧民に

### 三、「貧民心理之研究」の差別性、

#### その2、部落大衆に対する侮蔑

##### 第一編第七章 日本に於ける貧民及貧民窟

###### 第一節 地方の貧民及貧民窟

###### 第二節 東京の貧民

###### 第三節 大阪の貧民

###### 第四節 神戸市の貧民窟

###### 第五節 磯多村の研究

「それから一つ日本全体の貧民窟から云へることは、もし都會に貧民窟と云ふ可きものがあるならば、それは特殊部落より發達して居ると云ふことである。實際之は驚く可き事実で、日本に於て實際、純平民の貧民窟は無いと云つて然る可きである。神戸の七貧民窟が全部さうである。……その外地方の貧民窟に於て殊にそうだ。又特別に近頃になつて地方の特殊民は都會の平等主義の方が遙に彼等の田舎の生活より圧迫が少ないから、皆挙つて都會へ流れ込むのである。即ち都會の貧民窟と云ふのもすこぶる怪しいもので、都會の貧民窟の或者などを調べると、決して出生地を云はない、(死んで)も云はないものが多い。私は之を屢々見た)が之は皆穢多族で、云ふを欲しないのである。」

それで、都會の貧民窟と云つても、実は穢多的結合をして居るものが多いため、殆ど人種的と云つてよからうと思ふのである。

東京の今日の貧民が然しどれだけ穢多から成立つて居るか云ふことはわからぬが、よく調べたら或は貧民の三分の二以上が穢多で

あるかも知れないと私は思つて居るのである。

之はだから日本の貧民窟研究に志すものが決して忘れてはならない、人種の貧民分解法である。之は欧米都市に於ける円頭人種と長頭人種の分類と少しも違わぬ大問題である」(第一編第七章、第一節地方の貧民及び貧民窟より)

二、において、賀川の論文は、底辺人民を侮蔑する「研究」であることが明らかになつたと思ひます。しかも「貧民」総体に対する侮蔑が何によつて支えられているのか、「貧民」をどうとらえることによつてあのような差別論文が平然とまかり通つたかが第一編第七章第一節よりの引用で明らかになるのです。

日本の「貧民」の核をなすものは部落民であり、後に引用するよりに、部落民は異人種であるというのが賀川の「貧民研究」の核心である。

「東京の貧民窟は先に云つた様に殆ど今日に於ては東京市の周囲を包圍する様になつて居るが、実に日本中で最も悲惨なものである。

然し日本一般の貧民窟の常として穢多が都市に流入して、如何なる下等なる生活をも辞しないと云ふ一種特別なやり方をするので、東京の貧民がどれだけ穢多族であるかは問題であると云ふことは前云つた通りである」(第一編第七章第二節東京の貧民より)

賀川の、底辺人民に対する侮蔑は部落民に対する徹底した差別によつて支えられている。先に引用した「宗教の力でも、社会主義の力でも改善出来ない」「人種改良学の力」によつてしか「解決」しようのない「犯人種」とは誰をさすのか。部落大衆をさしているの

ではあるまいか。「そして彼等が日本帝国中の犯罪種族であることは誰も拒むまい」(第一編第七章第五節穢多村の研究より)の字句を発見する。一〇一ページである。

慈善事業家、貧しい人のためにいろんなことをしてくれた人、賀川豊彦をつつむ一切の幻想をはぎとれ。部落大衆に対するこのスサマジイ差別を見よ。

「日本に於ける貧民を研究する者には穢多の研究は実に主要なるものであることは既に説いた。然し日本人が穢多に就て研究して居る処は実に僅である。起原に就ては「穢多の研究」と云ふ書がある。歴史的に研究せられたものには遠藤博士の「日本我」がある。社会的に研究せられたものには留岡氏の「社会と人道」などがある。然し未だ末だ穢多の研究は之れで尽きて居らない。言語学的研究もまだ出来ては居ない。人類学的研究もまだ出来て居ない。遺伝学も彼等の中に多くの何物をか発見するであろう。然し私も彼等に関して知る処は全く皆無である。(中略)

彼等の起原に関しては、職業によれる起原説(遠藤氏)人種によれる起原説、奴婢奴隷捕虜よりなれりとする起原説、罪人穢多編入説等がある。然し私は凡てが少しづつ真理であらうと思ふ。けれども私は主として、人種説を取る。それは彼等の或者が(例へば神戸長田村の如き)支那語のアクセントを發して居るものあり、播磨の或特種民は朝鮮語の名詞を保留し、近江南村のそれも韓語の形跡を留むと云う以上敢て疑ふ余地は無いが、殊に彼等の皮膚を研究すれば、穢多には一種特別の人種があることは確である。例へば、彼等

に白哲種の多いことである。之は実に驚く可き事実で、どうしても

カウカサス種の子孫としか私には取れないのである。穢多の間に美人が多いことは誰も認めて居る処であるが(遠藤氏も認めて居られる)之等も何かその辺に人種的起原があるのは確である。然し穢多は混合種であることは拒むことは出来ぬ。或者には支那人の骨相があり或者には日本人の骨相があり或者には白哲種の形がある。その系統を研究すれば必ず得る処があるに違いないのである。彼等に氏神なきも、彼等が日本人で無い強き証拠であり、彼等が仏教を固く信ずるのも朝鮮支那で信じていたからではあるまいか?彼等の或ものが捕虜になつて来たことは勿論拒むことは出来ぬ。長田官幣大社の如き広田官幣大社の如き穢多が皆祭の行列の先頭に立つは意識無くして行はれるものではない。然し、穢多と分類を異にして居るものには多く職業上から下等視せられたものもあれば、歴史的に日本人でありながら軽視せられたものも多からう。それにしても日本古代の奴隷も何時消滅したかわからぬが、私は今日穢多の血の中には必ず、古代の奴隷の血が混じて居ることを信じて止まないものである。そうかと云つて之は決して彼等を軽蔑して云ふのでは無い。

彼等が、今日太古の生活を遺伝して保続して居るからさう断定するのである。彼等の多くは今日猶穴居時代の様な家のつくりかたをして居る。窓の無い風通しの悪い奥の広い。家の区分の無い。荒壁の家を造つて居る。之は日本全国どこへ行つても同じである。彼等の家の構造は全く日本人と違つて居る。或者は床が無い。彼等には木は沢山あるのだから床を造ることは何んでもないのである。然し

彼等は太古の遺風で満足して居るのである。

彼等の多くは太古の遺風である肉食を継続した。彼等は徳川時代の肉食時代でも肉を食つて平氣でいた。彼等は凡ての賤しい労働で満足した。之が即ち奴隷のする仕事なのである。彼等の多くは今日なお糞細工計りして居る。日本に下駄の這入つたのは足利時代である。彼等は足利時代前の日本人の履物の供給者であつたのだが、今もなおそれを継続して居る。

彼等が人種的に異ると云ふのはただに之れだけでは無い。彼等の中に肥大漢が多く、身長は概して普通の日本人より大きく、感情も自ら日本人と違つた処があるではあるまいか。

激情 薄情 団結的 嫉妬深きは、ただ彼等の境遇のみから来たものであろうか?一種の民族的のものでは無からうか?彼等の中に美音家の多いのも事実である。彼等の中に特別な踊があり、特別の舞が有ると云ふは(伊予地方其他諸國のものに)誰も認めて居る。

彼等にはそればかりでは無い、普通の日本人と違つて特別の正月がある。旧の正月の二十四日(伊予宇和島在徳島在)が彼等の正月である。

又、或者が之れだけでは、まだ人種的差別がないと否定するならば「犯罪的傾向は如何?」と私は問ひたい。今私はロンプロゾやエリスの犯人退化種説を取るのでもないが、一般に犯人種が一種の血統系統を有して居ることは拒めまい。そして彼等が日本帝国中の犯罪種族であることは誰も拒むまい。近江蒲生郡南野村には人口二千六百しかないがその中には三百五人の前科者があり、和歌山県では

新平民の犯罪は平均普通平民の三倍半に当ると云ふではないか。彼等は即ち日本人中の退化種——また奴隸種、時代に遅れた太古民なのである。

即ち彼等が不潔なるも、眼病の多きも（播州飾磨郡妻鹿村の特種部落には総人口四千人あるがその中二千四百人まではトラホームにかかつて居る）皆一種の人的意義を持って居ると云へば云へるのである。その証拠には同じ特種民でも讃岐の山家の如きは、あまり普通民とは交際せぬが決して彼等の如く不潔ではないのである。面白いのは同じ貧民窟に住んで居ても、穢多の住んで居る家と普通民の住んで居る家とは一寸と見てもわかることである。穢多は家具などをかまわず、最低の生活に満足して居ると云ふ傾向がある。それで、隣の家には障子が有つても隣の穢多の家は年中戸を開けなくて平気で居ると云ふ様な形跡がある。彼等は日本の売春種族であり彼等は特種の知識を有して居る。（例へば獣皮製造の如き）然し私にはあまり人種説を偏重するを恐れるから、なお世の人類学者に此種の研究を切にすすめて其結果をきかせて貰ひたいと云ふ計りにして置こう。（中略）

然し私は決して特種民の改善に悲観するものではない。実際彼等の多くは今日既に改善せられて居り、また彼等自身も都会に流入して自己淘汰を行ひつつあるのである。近世都市は彼等を吸収して近い中には彼等の一部が犯罪人種として残る外は全部消滅させるであらう。又幸にも彼等の増加率は日本人全体の増加率より大で無いだけ、彼等の活力も少なく、唯貧民間の勢力が益々大になるばかりの

想を捨て、怒りをこめて糾弾せねばならない。

賀川の死んで存在しない今、我々は賀川を擁護する者たちを追求する。とりわけ、「貧民心理の研究」を貫ぬく部落大衆に対する差別を素通りして賀川を語る者を糾弾せねばならない。

四、賀川の差別思想をおし隠し差別者を擁護する、ねず・まさし

ねず・まさしは著書「日本現代史2」で賀川の「貧民心理の研究」をとりあげている。第一部夜明け、第十八章自由と解放を求めて(1)、3貧乏を救うために、の項目に河上肇の「貧乏物語」、賀川豊彦の「貧民心理の研究」という形でとりあげており、その調子は、河上の書齋的、修身的な研究を批判し、「民衆のなかへ病弱の体をおし進めて、彼らの物心両面の救済に努力する実践家」として賀川を評価したものである。

「わが国のように『仁慈広大な』天皇の統治する国家のなかに悲愴きまわる貧民窟があることを暴露した本は、しかも特殊部落が中心となつて居るという事実に対する研究は、不幸にして水平社の喜ぶ所ではなかつた。島崎藤村の『破戒』が彼らによつて問題とされた時、この賀川の研究も槍玉にあげられた。賀川が水平社の味方であるのに、彼らは怒つて本書の発行をとめてしまった。この水平社の態度は誤解にもとづくものではなからうか。現実の悲惨な貧民窟を、ありのままに社会に訴えてはじめて、世人や当局の関心を集め改良とか、救済の方法が真剣に考えだされるチャンスを生み出すのである。広大無辺の仁慈のある天皇国家の恥部を一掃すること、すなわち、部落や貧民窟のひとつにも、人間らしい生活を、差別の

外は取て憂ふるに足らぬから、よき淘汰法と教育によつては、普通の日本よりも善良優等なるものを創造し得るは私の信じて疑はぬ所である。私も多くの穢多と同じ床に寝、同じ食を食つて之を信じて疑はないのである。然しどうかすると、潜在して居る人種癖が勃然として現れて来ることも事実である。こんな時に彼等はよく罪を犯す。

穢多が日本の都市を侵略しつつあることに就ては既に述べたが、少なくとも神戸舞合新川に於ては之は驚く可き事実である。讃岐の穢多、和泉の穢多、阿波の穢多が群をなして貧民窟に來襲して来て居るので、初め明治四十二年頃に私が貧民窟に家を借りた時には南本町だけが穢多の住ひであつたのが、今日大通を越えて北本町半分以上を呑み滅ぼして居る。それが為めに今迄障子が明るく廊路に白く光つていたものが、今は闇く濁つた空気を貧民窟に漂はして居るのである。然し之は仕方が無いことでロンドンで猶太人は益々増加し数万を越え、その地方を廓正しつつありと云ふが、矢張り此傾向と同じで、彼等は普通の貧民より其の地に対する粘着力が強く、同胞相憐む心が強いから、普通の貧民が開けた家を後から借り込むのである。彼等の中の或者は一破戒」とは逆倒に、「私は之だから」と指四本出して、自らの穢多であることを明かし、悲哀な笑を漏して自己に対する社会の偏見を悲しんでいた。その人の孫は貧民窟の美音家で、好男子である。私は早く時代が醒めて、之等の哀れむべき兄弟等を救はんことを待つ。

第七章第五節 穢多村の研究の大半を引用した。賀川に対する幻

ない待遇を保証することこそ、「無限の恩恵をたまわる、ありがたしい」天皇国家の責任ではあるまいか。大日本帝国を秤にたとえれば一方の極には、「広大無辺な恩恵を万民にたまわる」と宣言する君主神があり、他の極には多数の部落や貧民窟という氏子がいる。まさにこの二つの極は、大日本帝国の表裏をあらわす象徴であつた。賀川の研究によつて、どんなに世の識者が啓発され、現代社会の矛盾に驚き、怒り、その救済と痛感する刺戟が与えられたらうか。しかし部落の救済とか解放の運動は、これとは別である。それは大正九年頃になって、部落民の自発的な運動として、あるいは他の社会運動の支持をうけて活発となることになる。そのためにも、本書は貴重な記念碑であつた。

水平社が賀川の差別論文を糾弾したことがこの文によつて明らかにされているのだが、驚くべきことに、ねずは水平社の賀川に対する糾弾は、水平社の誤解ではないかと反論している。賀川は水平社の味方であると言う。賀川は水平社の味方であるか。断じて否である。部落民は異人種であるとする賀川の基本認識にねずは一言も触れていない。

然し日本一般の貧民窟の常として穢多が都市に流入して、如何なる下等なる生活をも辞しないという一種特別なやり方をするのである。「……」、「彼等（部落民）は凡ての賤しい労働で満足した」、「穢多は家具などをかまわず、最低の生活に満足して居るといふ傾向がある」、「一そして彼等が日本帝国中の犯罪種族であることは誰も拒むまい」。こうした賀川の部落民に対する基本的な認識をぬずは一切

語らない。  
なぜか。

賀川とねずには共通した処があるからである。それは何か。それは、一賀川の研究によって、どんなに世の職者が啓蒙され、現代社会の矛盾に驚き、怒り、その救済を痛感する刺戟が与えられたらどうか」の文に明瞭である。彼らは、あらゆる矛盾を、識者に、まともにも矛盾を受けている部落民等にはなく知識人に売り渡すことを任務とする者なのだ。つまり、部落民は識者らによって救済されるべきものとして考えられているのである。これは部落民の自己解放を妨げる、悪辣な反革命である。おおげさに驚き、怒るかっこうをするだけで実は何もできやしない「識者」に、問題解決の能力があるかのように幻想させ、底辺人民、部落大衆から自己解放のエネルギーを奪う気だ。

賀川の神戸新川での四年八カ月の活動は、研究材料が充分得られたとの判断によって終わった。その研究は、本となり、「識者」に衝撃を与えた。それがどうした。思い起こそうではないか。「破戒」を読んだ友人の反応を。「橋のない川」を読み、映画を見た者の反応を。語られたばう大な言葉が、ただ一つの質問、それじゃ君も一緒に解放運動をやるか、によって無残に飛び散ったことを。解放運動を闘い続けている部落大衆、一般民の糾弾によってしか、動かなかった事実を。

水平社の賀川の「貧民心理之研究」に対する糾弾は正当である。水平社は賀川を誤解していない。賀川の研究は部落民に対する差別

思想で貫かれている。賀川の差別思想をおし隠し、差別者賀川を擁護するねず・まさしを糾弾することが必要である。

## 五、結び

「四年八カ月」の活動が賀川の判断によって終えたことを忘れてはならない。一般民賀川は自分で、活動の終わりを宣言することはできないのだ。部落解放運動の「終わり」は部落民によって宣言せられる。それまで戦い続けることのない一般民は、水平社の味方ではない。

全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ。ではじまる全国水平社創立宣言を賀川の差別論文と対置してみよう。人間に対する侮蔑に満ち、しかも侮蔑であることに気付かない賀川の論文は、ねずの擁護にもかかわらず、水平社宣言の前にその醜態をさらけ出す。差別され迫害されてきた部落大衆の闘いは、差別者の同情をふみつぶし、差別者の腐敗を眼前にさし出さずにはおかない。根本的変革が必要なのは差別者なのだ。

賀川の差別論文の批判を通して、我々は解放運動を闘う中で、差別者「賀川」を克服せねばならない。

差別者賀川を擁護するねず・まさしに対する糾弾を開始せねばならない。



## 資料一

# 高松地方裁判所検事局差別糾弾

## 闘争方針書

### 一、差別事件の真相と吾々の態度

#### 一 事件のあらまし

差別事件の発端となった結婚誘拐被告事件

事の起りは昭和七年十二月中旬、香川県鶯田村字馬場の同人山本雪太郎、久本米一等が岡山県下津井方面へ古鉄類の商買に出掛けたの帰り道、同県坂出港に向って行く発動機船の中で、乗り合せていた丸亀市某カフェーの女給である石原政江と云ふ女と親しくなり船が坂出に着いてから山本、久本、石原政江等は飲食店で夕食を一緒に食べ其の席上で久本米一等と石原政江の結婚話が持上り女は丸亀のカフェーで前借した三十七円の金を支払ひ父の承諾を受けて貰えば私は異存はないと答へた。

そして二人は其の数日間、高松市の友人宅に同棲し雪太郎、米一

は政江との約束を果すために百万金策に奔走したが工面がつかねた。其のため山本は政江を連れて彼女の父の承諾を求めべく折角親元を訪ねながら彼女の父にも会ふことが出来ず帰らねばならなかったのである。そして尚も色々と金策している内、政江を三十七円の金でカフェーに売込んだ彼女の父は、金になる娘を奪ったと一途に久本等を憎んで誘拐罪として告訴した。山本、久本等は高松警察署に検挙せられ、白水検事の取調べを受け、有罪として起訴せられて高松地方裁判所の公判に付された。五月二十五日、検事白水勝起、裁判長三浦通太、陪席判事小松種吉、久留実治によって審理され、六月、日、久本米一は一年、山本雪太郎は十ヶ月の懲役を言い渡され面名とも一審判決に服罪したのである。

#### 審理を一貫する裁判所の差別的態度

この両君の被告事件を取扱ふに当って白水検事、山下予審判事、

三浦裁判長の執った態度は始めから終りまで我々部落兄弟に対する身分的賤視観念を以て審理し、「兩名ハ特殊部落生マレニシテ」と特に肩書をつけ「特殊部落生れの者は一般人と交りの出来ぬもの」と公然と決めてか、り「ソモソモ結婚に於テハ自己ノ身分職業等ヲ相手ニ告ゲネバナラヌ。然ルニ雪太郎、米一ハ特殊部落民デアリナガラ自己ノ身分ヲ故サラニ秘シ……甘言詐謀ヲ用ヒ彼女ヲ誘拐シタルモノナリ」と断定している（予審終結書、公判廷に於ける検事の論告、判決理由書による）

即ち兩名が「特殊部落民たる事」を相手の女に打ち明けなかった事が罪の第一に数へられ、兩名が「特殊部落民」であつた事が犯罪成立の根本条件とされているのである。

## 二 問題は何処にあるか

すでに明かなる如く、次の三つの点は動かすことの出来ない事実である。

(一) 右被告事件の予審終結決定書の中で、予審判事山下雅邦は「特殊部落」云々の差別字句を歴然と記している。

(二) 五月二十五日、高松地方裁判所に於て開かれた山本、久本兩名に係る結婚誘拐被告事件の公判廷で、検事白水勝起が、被告人に対する論告、求刑に際し、公然と「特殊部落民」云々の差別言辞を用ひたこと。

(三) 裁判長三浦通太（陪審判事小林種吉、久留実治）は右の検事

## 三 吾々の態度はこうだ

このやうな暴戻極る××裁判をも「神聖なる法律」の審きとして、吾々はそれに文句なしに服従しなければならぬのだろうか？否だ！断じて否だ！吾々はかゝる不法なる××裁判による判決を殺されても承認することができない。若し吾々が此のまま泣き寝入りしているならば、この判決例は永久に残されるのだ、判決例は一の準則となる。若しか、る裁判が各地に於て行はれたとしたら、どれだけ多数の同胞が罪なくして罪せられ、牢獄に投げこまれることであらう。吾々は如何なる高価な犠牲を払つても、かゝる暴虐な判決例を残してはならない。

××裁判の判決を即時に取消せ！

××裁判の犠牲者山本、久本を即時釈放せよ！

××裁判の關係司法官を懲戒免職にせよ！

これが吾々のこの問題に対して闘争する基本的な態度であり、且つ要求である。吾々は堅き決意を以て闘はねばならない。そして戦いは断呼として勝たねばならない。

の意見を採用して差別的判決を下した。

苟も国家を代表して人民を罪する司法官が、公判廷に於て、公文書の中で、差別言辞や字句を用ひたことは、断じて許すことのない瀆職行為である。だが、吾々は差別的言辞だけを問題としていたのではない。それ以上に、否、決定的に重大な問題は山本、久本兩名の犯罪が成立する第一の要件として「特殊部落民たる身分を故さらに秘し」といふことが挙げられていることである。即ちたとへ相手が開ひ訊さない場合でも部落民は其の身分を打ち明ければならぬ若し打ち明けなかつたら処罰するぞ、という判決が問題なのである。このことは、公法上に存在しない「特殊部落民」なる一身分を、法律によつて改めて認めることになる。だからそれは明治四年八月二十八日に「爾今身分職業共平民同様」であると布告して封建的身分を解放した太政官布告第六十一号を取消し、再び「特殊部落民」なる名称によつて法制上の身分として規定せんとするものである。全国に散在する六千の部落、三百万の吾々同胞を封建制度の昔に引き戻し、最も賤しい身分として差別し迫害せんとするものである。

問題の重要性はこゝにあるのである。そしてそれこそが高松地方裁判所及び検事局のとつた態度である。白水検事、山下、三浦判事が差別言辞や字句を使ったことは、そのロコツな現はれに外ならない。

## 二、この事件はどんな内容を

もつか、従つて

吾々の闘争は何処に目標を

置くべきか

## 一 政治的な方面から見ると

この事件が何故に起きたか、といふ事について深く掘り下げて行くと、日本××の支配権力が、資本主義の勢力と封建性の残物である、絶対主義勢力とを組合せによつて成立している。といふ事実にあつかる。つまり資本家と地主の勢力によつて今日の日本は支配されているのだ。故に封建制度の残物が社会のあらゆる方面に残されている。部落民に対する身分的差別もその一つである。

かうした支配機構のうちでも殊に反動的なのは司法権である。「司法絶対主義」はロコツに封建的な反動勢力の正体を現している。

さらに吾等は現在の社会情勢を見なければならぬ。最も著しい傾向はファシズムの台頭である。反動勢力によつて独裁政治を強行せんとするファシズムは、あらゆる自由な思想、進歩的な傾向を粉碎しようとして狂奔している。その生々しい例を京都帝大の滝川教授事件に見られる。いま日本ではあらゆる進歩的思想に対して反動的な思想が漲っている。

かうした反動時代に、高松地方裁判所検事局に於て、吾々部落民

を徳川の昔に引き戻そうとする差別裁判が行はれた事は、決して偶然な出来事ではない。彼のナチスの独裁が行はれているファッショの独裁に於て、ユダヤ人に対する憎むべき残虐な迫害が加へられ、ユダヤ人退治に狂奔しているヒトラー政府が、日本人を「生みの母」に持つドイツ官吏を、ユダヤ人同様ドイツ民族の血を汚すものとして解職し、其の生活と恋愛を奪った（七月二十二日大阪毎日新聞）といふ事件と、日本の支配階級の裁判所が、部落民の結婚を破壊し、身分を秘したと言ふ理由で誘拐罪として投獄した事件とは、決してつながりのない事ではない。

## 二 経済的方面から見ると

吾々部落民は明治四年八月二十八日発布せられた太政官令によつて公法の上では解放せられた。だがそれは身分を解放することによつて「平民同様」に兵役、納税、教育の三つの義務を負はせ、又職業を解放する事によつて部落の特種職業を資本家が奪ふ事であつた。言葉を変へて言へば日本資本主義の発展のために必要であつたからこそ、封建的身分性を廃止して部落民を解放したのである。然し社会生活の上ではあらゆる方面で封建的身分の差別にしばりつけられていない。この身分関係による圧迫と資本の搾取との二重鉄鎖にしばられた部落民は、社会のドン底にふみつけられているのである。故に全国到るところの部落は、一目でそれが所謂特殊部落だとされる程、低い、惨めな生活状態に置かれている。身分的偏見のた

めに住居の自由を奪はれているのと資本がないために、限られた種類の殊に類稀な特殊な職業にぶら下り、同胞共喰ひ、共倒れの運命に置かれている。全国の部落に共通することは、農業なれば土地を持たない貧農、商業なれば極く資本の少ない行商、工業なれば大資本に圧倒されて没落して行く手工業、家内工業である。部落民の経済力は一般平均の三分の一にも足りない状態である。

この様な部落民の惨めな経済状態は、部落民を賤視差別する身分関係と切つても切れない関係にある。差別されるから貧乏になり、従つて生活程度、文化程度も低くなる。貧乏のため生活程度が低いから（みすばらしいからといって）、差別する——という具合に、交互作用が行はれるのである。

この関係は山本、久本両君の結婚誘拐事件にハッキリ現れている。彼等の住む部落の人々は殆んど屑物買ひ其の他の行商人であり、彼等も亦貧しい行商人である（職業の自由を奪はれていること）そのために女の前借三十七円の工面がつかなくなつた（経済的にみじめなこと）女を自宅へつれて来ると「自己等の身元家業情態等同女に暴露し同女の醜意をもたらずに至るべきことを虞れ」て知人の家連れ廻つた（部落の生活が生活状態がみじめなことそのために社会に差別觀念のあること）。

こうして考へて見ると、裁判所が犯罪事実として指摘した事のすべては身分関係に直接関係の原因があるものばかりである。だから若し彼等の行為が多少とも犯罪となるとするならば、一体何が彼等をそうさせたのかと我々は支配階級に問ひ返さねばならない。長い三、どんな闘争から取上げるべきか

### 一 大衆的署名運動を組織せよ

反ファッシズム闘争の最も具体的な問題として今吾々は高松地方裁判所、検事局の差別糾弾闘争を取り上げているのであるが、これを全国的な大衆闘争として拡大させるためには、次の様な署名運動を組織することが適切である。

- (一) ××裁判の犠牲者山本、久本の即時釈放の要求（高松地方裁判所検事正増田晴彦に対して）
- (二) ××裁判の判決を取消すためには非常上告の要求（大審院検事総長林頼三郎に対して）
- (三) ××裁判の関係司法官（白水検事、山下、三浦、小林、久留判事）の懲戒免職要求（司法大臣小山松吉氏に対して）

### 二 署名運動を如何に組織するか

イ、単に署名してもらうだけでは何万人の署名を取る事に成功しても署名運動の意義はない。署名に参加した大衆に事件の真相を知らせ、如何に暴戻不法なる支配階級のやり方であるかといふこと、これがファッシズムの正体であると云ふことを充分説明して大衆の反抗を昂め、それを組織するのだからならぬ。

ロ、署名運動を決して衷願運動としてはならない、支配階級に衷願するために署名を取るのではなく、××裁判を取消せ、犠牲者をすぐ出せ、責任判検事を免職せよ、と要求する意思表示としての署

間吾々を差別と搾取とによつて奴隷の地位にふみ付けておいた奴等こそ罪の償いを負はねばならぬ！

## 三 闘争の目標

以上の分析によつて、吾々の闘争の目標を何処に置かねばならぬかは明瞭である。即ち、政治的には此の事件を起す間接の背景となり、又直接の張本人ともなっているファッショ××機構に対する闘争であり、経済的には部落民を今日尚差別し迫害する差別觀念の根拠となつて居る処の、部落民の低いみじめな生活状態を改善するための経済的、文化的施設を、長い間吾々を虐げて来た賠償として徹底的にやれ、と要求する闘争である。

この二つの方面からの闘争は決して別々のものではなく結局に於て資本家地主の政治××に対する反抗闘争である。この目標に向つて広汎な大衆を動員し、組織するためには、苟も部落民である者は誰も彼も奮ひ起つ様な、極めて端的な要求を掲げて闘争を組織することが肝要である。そしてその端的な闘争に動員され、組織された大衆を、漸次より高度な闘争へ駆り立て導いて行かねばならぬ。

吾々は全国的闘争の拡大と発展に於て、時々刻々に、どんな大衆闘争を組織すべきかについて、敏速に指令するであらう。

を徳川の昔に引き戻そうとする差別裁判が行はれた事は、決して偶然な出来事ではない。彼のナチスの独裁が行はれているファシヨの独裁に於て、ユダヤ人に対する憎むべき残虐な迫害が加へられ、ユダヤ人退治に狂奔しているヒトラー政府が、日本人を「生みの母」に持つドイツ官吏を、ユダヤ人同様ドイツ民族の血を汚すものとして解職し、其の生活と恋愛を奪つた（七月二十二日大阪毎日新聞）といふ事件と、日本の支配階級の裁判所が、部落民の結婚を破壊し、身分を秘したと言ふ理由で誘拐罪として投獄した事件とは、決してつながりのない事ではない。

## 二 経済的方面から見ると

吾々部落民は明治四年八月二十八日発布せられた太政官令によつて公法の上では解放せられた。だがそれは身分を解放することによつて「平民同様」に兵役、納税、教育の三つの義務を負はせ、又職業を解放する事によつて部落の特種職業を資本家が奪ふ事であつた。言葉を換へて言へば日本資本主義の発展のために必要であつたからこそ、封建的身分性を廃止して部落民を解放したのである。然し社会生活の上ではあらゆる方面で封建的な身分の差別にしばりつけられている。職業、住居、婚姻等の市民的自由は今日尚ほ完全に与へられていない。この身分関係による圧迫と資本の搾取との二重鉄鎖にしばられた部落民は、社会のドンドンにふみつけられているのである。故に全国到るところの部落は、一目でそれが所謂特殊部落だと知れる程、低い、惨めな生活状態に置かれている。身分的偏見のた

めに住居の自由を奪はれているのと資本がないために、限られた種類の殊に類屍的な特殊な職業にぶら下り、同胞共喰ひ、共倒れの運命に置かれている。全国の部落に共通することは、農業なれば土地を持たない貧農、商業なれば極く資本の少ない行商、工業なれば大資本に圧倒されて没落して行く手工業、家内工業である。部落民の経済力は一般平均の三分の一にも足りない状態である。

この様な部落民の惨めな経済状態は、部落民を賤視差別する身分関係と切つても切れない関係にある。差別されるから貧乏になり、従つて生活程度、文化程度も低くなる。貧乏のため生活程度が低いから（みすばらしいからといって）差別する——という具合に、交互作用が行はれるのである。

この関係は山本、久本両君の結婚誘拐事件にハッキリ現れている。彼等の住む部落の人々は殆んど屑物買ひ其の他の行商人であり、彼等も亦貧しい行商人である（職業の自由を奪はれていること）そのために女の前借三十七円の工面がつかなくなつた（経済的にみじめなこと）女を自宅へつれて来ると「自己等の身元家業情態等同女に暴露し同女の醜意をもたらずに至るべきことを虞れ」て知人の家を連れ廻つた（部落の生活が生活状態がみじめなことそのために社会に差別觀念のあること）。

こうして考へて見ると、裁判所が犯罪事実として指摘した事のすべては身分関係に直接関係の原因があるものばかりである。だから若し彼等の行為が多少とも犯罪となるとするならば、一体何が彼等をそうさせたのかと我々は支配階級に問ひ返さねばならない。長い

間吾々を差別と搾取とによつて奴隷の地位にふみ付けておいた奴等こそ罪の償いを負はねばならぬ！

## 三 闘争の目標

以上の分析によつて、吾々の闘争の目標を何処に置かねばならぬかは明瞭である。即ち、政治的には此の事件を起す間接的背景となり、又直接の張本人ともなっているファシヨ××機構に対する闘争であり、経済的には部落民を今日尚差別し迫害する差別觀念の根柢となつて居る処の、部落民の低いみじめな生活状態を改善するための経済的、文化的施設を、長い間吾々を虐げて来た賠償として徹底的にやれ、と要求する闘争である。

この二つの方面からの闘争は決して別々のものではなく結局に於て資本家地主の政治××に対する反抗闘争である。この目標に向つて広汎な大衆を動員し、組織するためには、苟も部落民である者は誰も彼も奮ひ起つ様な、極めて端的な要求を掲げて闘争を組織することが肝要である。そしてその端的な闘争に動員され、組織された大衆を、漸次より高度な闘争へ駆り立て導いて行かねばならぬ。

吾々は全国的闘争の拡大と発展に於て、時々刻々に、どんな大衆闘争を組織すべきかについて、敏速に指令するであらう。

三、どんな闘争から取上げるべきか

### 一 大衆的署名運動を組織せよ

反ファシズム闘争の最も具体的な問題として今吾々は高松地方裁判所、検事局の差別糾弾闘争を取り上げているのであるが、これを全国的な大衆闘争として拡大させるためには、次の様な署名運動を組織することが適切である。

- (一) ××裁判の犠牲者山本、久本の即時釈放の要求（高松地方裁判所検事正増田晴彦に対して）
- (二) ××裁判の判決を取消すためには非常上告の要求（大審院検事総長林頼三郎に対して）
- (三) ××裁判の關係司法官（白水検事、山下、三浦、小林、久留判事）の懲戒免職要求（司法大臣小山松吉氏に対して）

### 二 署名運動を如何に組織するか

イ、単に署名してもらうだけでは何万人の署名を取る事に成功しても署名運動の意義はない。署名に参加した大衆に事件の真相を知らせ、如何に暴戾不法なる支配階級のやり方であるかといふこと、これがファシズムの正体であると云ふことを充分説明して大衆の反抗を昂め、それを組織するのだからならぬ。

ロ、署名運動を決して衷願運動としてはならない、支配階級に衷願するために署名を取るのではなく、××裁判を取消せ、犠牲者をすぐ出せ、責任判検事を免職せよ、と要求する意思表示としての署

名であることを大衆に意識させねばならぬ。

ハ、署名運動は出来るだけ大衆的にやれ、座談会、演説会、部落民大会等の会場で、署名帳を廻すことは効果的だ。会衆に一場の芝演説を試みたら尚よい。

ニ、青年団、在郷軍人会、消防組、婦人会、処女会等の団体署名をとれ、小学児童の署名をとるやうにせよ。

ホ、大衆動員を以て署名運動を組織し街頭に出て一般民衆の署名をとれ、又は町々、村々を廻って一般民衆の署名を集めよ。

ヘ、署名の形式は一定にせよ。(これは近く本部から送ることになっている)

ト、一段落ついたら地方でまとめて、或いは直接に部落の委員会か本部へ送ること。短い日時の間に多数の署名をとることが肝要だ。

### 三 部落施設要求運動を起せ

前に述べたやうに、この事件の原因の主要な一は、部落民の経済生活が惨めな程低いことである。

それは云うまでもなく部落民を差別する因襲が今日尚社会に残っていることよって、部落民の経済生活が脅かされるからである。殊に吾々は、差別観念の根拠となるところの部落の低い生活水準を高めるための種々な経済施設や文化施設を徹底的にやれ、と政府や県や市町村に対して具体的な要求をつきつけねばならぬ。

この部落施設要求こそ、差別撤廃の基本的な闘争である。この度の糾弾闘争をこの部落施設を要求する闘争に結び付け発展させなかつたら、述べたやうに、この事件の原因の主要な一は、部落民の経済生活が惨めな程低いことである。

ホ、そうすることによって大衆を奴等の影響から切り離し、吾々の側に大衆を獲得するため部落内のあらゆる要求、例えば共同浴場、共同作業場、託児所、無料診療所等の施設や、道路、下水、不良住宅等の改築や改修などの要求を取り上げて、その獲得のために先頭に立って戦はねばならぬ。

ヘ、融和運動に対するバクロ闘争は、部落施設運動の経済的方面についてのみでなく、政治的な方面に於ても彼等がファッシズムの手先であることをバクロしなければならぬ。例へば全国の融和団体は悉く政府の御用団体であり、その総元締はファッショの一方の首領である。×××××である。こうしたファッショの手先共が、どうして裁判所検事局の差別事件に対して闘うのか、彼等は同じ穴のムジナなのだから。

ト、各地方に於ける融和団体の裏切行為や個人の醜い行動などを一々生々しい事実によってあばき立てよ。そして一人も彼等を信用する者がいやうにしなければならぬ。

### 四、如何に組織すべきか

この度の問題は全国六千の部落、三百万の同胞の頭上に下された暴圧である。苟も部落民であるものは誰も彼も、一人残らずこの闘

つたら、それこそ過去十年間水戸社が犯して来た誤りを再び繰り返すことになる。

### 四 反動融和運動を徹底的に叩きつぶせ

部落施設要求運動の闘争方針書は、独立に極めて具体的なものを近く発表するから、ここではただ、融和運動に対する闘争の方針だけに触れておくことにする。

イ、吾々の部落施設要求運動は、政府の恩恵的な、しかもインチキでゴマ化しの施設を三拝九拝して頂く反動融和運動のやり方とは全く違ひ、支配階級は永い間部落民を奴隷のように虐げて来た賠償として当然徹底的な施設をやる義務があるし、吾々はそれを獲得する当然の権利があるのだ、と云ふのが吾々の態度である。だから、融和運動とは全面的に対立する。

ロ、故に先づ吾々は政府とその手先である融和運動をやっているところのインチキ部落経済更生運動及びゴマカシ改善施設を徹底的にバクロ排撃しなければならぬ。

ニ、真に部落民の経済的な要求や政治的利害の先頭に立って戦ふものは吾々であるといふことを、この闘争を通じて知らしめねばならぬ。いまは、最もいい時機である。部落民を徳川時代の昔に引戻そうとするような暴戾な法律上の差別事件が起きているにも拘らず全国の融和団体は他人の事のような顔をして平気で眺めているではないか。それどころか事件の地元である香川では「讃岐昭和会」の反動共が、差別した検事局、裁判所とグルになって部落大衆の反抗

争に参加しなければならぬ。吾々は部落民大衆の動員計画として樹てられるであらう。

#### A 町村委員会の組織について

##### 一 先づアヂ、プロ活動から

イ、組織の第一課は宣伝、煽動から始まる。だが何の計画も立てず無やみやたらにビラをまいたりニュースを配ったりしても多くの効果を得ることは出来ない。仕事は何時でも計画的に、組織的にやる事が肝要だ。一つの部落を組織しようとするには先づ戦略部落を選ぶことだ。

最も大きく政治的にも中心となっており、そこを起ち上らせたら県下の部落に最も大きな影響を与へる部落を、先づ奮ひ起たすために働きかけねばならない。それから次ぎ／＼と重要な所から順に手をつけて組織して行くべきだ。

ロ、中央から送るニュースや、リーフレット、パンフレットは一枚も無駄にせず生かして使はねばならぬ。再びプリント出来るものはして広汎に配布する事が必要だ。ビラ、伝票、ニュース等は出来るだけ各自作って撤かねばならぬ。文章印刷物によるアヂ、プロと共に座談会、演説会等の集会による宣伝、煽動が行はれねばならぬ。

ハ、ニュースやビラなどは決して難しい言葉を使つてはならぬ。最も分り易く最も親しみある言葉で、事件の真相、その批判、香川



をはじめ全国の兄弟が起ち上って闘争している事を、熱心に説き聞かせ、部落の大衆を駆り立てねばならぬ。

二、アヂプロは常に集中的に、全部落民に徹底するように反覆してなさせねばならぬ。一人一人を捉へて説き廻るのではなく、大衆集中的にやらねば効果が少い。

## 二 アヂプロの効果を逃がさず組織せよ

イ、ピラ、ニュース等文書による宣伝活動によって昂まった大衆の関心、不平不満、反抗を、時機を逸せず座談会、演説会等に組織せねばならぬ。時機を取り逃したら折角の宣伝の効果も台無しになつてしまひ、又最初からやりなほさねばならぬ。ニュースやピラが大衆にどういふ影響を与えたかを、注意深く眺めていて、それを機敏に組織せねばならぬ。

ロ、座談会を開いたら今度は演説会に持つて行き、常により大衆的な動員形態へ発展させることを忘れてはならぬ。

ハ、アヂ、プロの効果が現れたら部落内の各団体の中心分子を動かして団体を闘争に駆り立てよ、この事件の地元の鷺田村の馬場では青年団、在郷軍人会、消防組、戸主会、婦人会、処女会等の各団体が総会を開いて、各々実行委員を数名づつ選び出し、糾弾闘争委員会を組織した。之に少年団とか児童代表をも参加させたらとても素的だ。この経験を各地で生かせ。

ニ、その部落の大衆の昂まった反抗を部落民大会に組織せよ。演説会を開いてそれを部落民大会に変更することも効果的だ。だがそ

の場合よほどうまく技術的にやらないと、大衆は少数の策士による見えない策動に反感を持つものだ。演説会を部落民大会に必ず変更せねばならぬと考へて押しつけるやうなやり方をしては全然失敗する。飽くまでも大衆の総意による大会を開かねばならぬ。

## 三 部落民大会で何をすべきか

イ、大会はアヂ、プロ活動のヤマであり、次の闘争の出発点である。大会を開いても、それをやりっぱなしにしても組織しなかつたなんの力にもならない。

大会では必ず次の要求が決議されねばならない。

- 一、身分的賤視観念による××裁判を取消せよ
- 一、××裁判の犠牲者山本、久本を即時釈放せよ
- 一、××裁判の責任者白水検事並に山下、三浦、小林、久留判事を懲戒免職にせよ

一、糾弾闘争に対する干渉圧迫絶対反対

一、身分制を支持し部落民を反動化せんとする融和運動反対

一、差別の倍償として全額国庫負担による部落経済施設を徹底的にやれ

このほかにその部落、その地方の大衆の具体的な要求をまとめて附加へよ。そしてこの決議文を高松地方裁判所検事局差別糾弾闘争××村(町)部落民大会の名によって司法大臣(小山松吉)、検事総長(林頼三郎)、大審院長(和仁貞吉)、内務大臣(山本達雄)、社会局長官(田羽七郎)等へ送れ。

ロ、大会は右の決議をすると共に、大衆の中から数名の実行委員はその部落の闘争に先頭に立ち、指導するものであるから真面目で、熱心で大衆に信頼される人物を選ばねばならぬ。水平社に加盟している。いない。ここでは問題でない。全部落民大衆の利害の先頭に立つて戦つてくれる人であれば誰でもいい訳だ。假令水平社の委員と自称していてもモグリやカタリをやつたり、常に闘争をサボツたりして大衆の信頼を失っているものは実行委員に選んではならない。青年の優秀な分子や、熱心な有力者をどしどし引上げて委員にすべきだ。数は多くても構はない。

ハ、大会を開く前に、すでに実行委員を選んだところではその氏名を大会に於て発表し承認を求めねばならぬ。

## 四 選ばれた実行委員で 闘争委員会を組織せよ

イ、大会で選ばれた、若しくは承認せられた実行委員を以て高松地方裁判所検事局差別糾弾闘争××村(町)委員会を組織せよ。そして出来得れば事務所を持つて公然と看板を掲げることが望ましい。

ロ、闘争委員会は次のような部門を設けて活動を組織的にやらねばならない。

- 一、宣伝部
- 二、組織部
- 三、通信連絡部
- 四、財政部

これらの各部には部長一名を置き数名の適材を配置する。ここへ青年の有能な分子を引上げるやうにしなければならぬ。

ハ、闘争委員会はすべての活動を委員のみの活動として限つてはならない。委員は闘争の方針を樹て、それに従つて大衆を広汎に動員しなければならぬ。

ニ、闘争委員会は必ず定期的にニュースを発行しなければならぬ。それは刻々に動く闘争の情勢を報導し、アヂ、プロにより部落内の闘争を組織するための機関紙である。

## B 地方委員会の組織について

イ、戦略的に重要な部落から順次に近隣部落を組織して行くやり方が最も効果的だ。ここでも「委員会の組織について」に於て述べた戦術が功妙に適用されねばならぬ。

ロ、一の部落から他の部落へ、急速に短時日の間に宣伝、組織を拡大して行かねばならぬ。県下の全部落がまたは大部分が起ち上つたら、各部落の代表者を召集して高松地方裁判所検事局差別糾弾闘争××地方部落代表者会議を開催せよ。

ハ、××地方部落代表で決定して××地方部落民大会を開催し、大会に於て要求を決議し、委員を挙げて××地方委員会を組織すべきである。

ニ、××地方委員会はその府県に於ける闘争を統一するために、地方委員会ニュースを発行し、その地方の部落大衆の要求をまとめ

てスローガンを決定し、その地方の具体的情勢に応じた方針を樹てて闘争を指導しなければならない。

### C 全国委員会の組織について

イ、各地方委員会の代表者を以て全国部落代表者会議を開き、その決議によって全国部落民大会を招集する。

ロ、大会は全国六千の部落三百万人部落民の要求を統一して決議しなければならない。

ハ、大会は全国委員会を選定し、全国委員会を組織しなければならない。

ニ、全国委員は必要な部門を設けて全国的闘争方針の樹立、中央機関紙の発行等によって闘争を組織しなければならない。

## 五 スローガン

吾々はこの闘争に於て当面のスローガンを掲げる。

★身分的賤視観念による××裁判の判決を取消せ

★××裁判の犠牲者山本、久本を即時釈放せよ

★××裁判の關係司法官（白水検事並に山下、三浦、小林、久留判事）を懲戒免職にせよ

★糾弾闘争に対する干渉圧迫絶対反対

★身分制を支持し部落民を反動化せんとする政府の手先融和運動を撲滅せよ

★差別の賠償として全額国庫負担による部落経済施設を徹底的にやれ



## 資料2

# 部落解放同盟綱領

（一九六〇年第十五回大会決定）

全国に散在する六千の部落三百万の部落民は、身分的差別と階級的搾取のために屈辱と貧困のどん底につきおとされていく。日本国民は基本的人権と政治的自由を完全に保障されておらず、勤労大衆は低賃金、低生活にしばりつけられているが、その底辺におさえつけられているのが部落民である。

部落民は今日なお居住・就職・教育・結婚などの市民的権利と自由すら侵害されている。農村では土地所有からのけものにされ、都会では近代的な職場から締めだされている。部落の伝統的な産業は大資本に圧倒されて壊滅的打撃をうけている。部落には慢性的な失業者と生活困窮者が激増し固定化している。それゆえ環境はますますわるくなる一方である。

明治維新の変革によって封建的身分制度は廃止されたが、部落民は悲惨な生活と最低の社会的地位から解放されなかった。それは維新後の資本主義発展の過程において、支配階級が人民を搾取し支配するために封建的遺制を温存し利用したからである。第二次大戦後の改革によって日本の民主化はいちじるしく前進した。しかし事情

は本質的に変わっていない。アメリカ帝国主義に従属する日本の独占資本は、日本の民主化をくいとめる反動的意図のもとに部落に対する差別を利用してきている。それゆえに現在では独占資本とその政治的代弁者こそ部落を差別し圧迫する元兇である。

部落の解放なくして民主主義はありえない。部落解放は日本民主化の重要な課題である。部落の完全な解放は、労働者階級を中核とする農・漁民、勤労市民、青年、婦人、知識人など、すべての圧迫された人民大衆の解放闘争の勝利によって、日本の真の民主化が達成されたときはじめて実現する。それゆえに部落解放運動は平和と独立と民主主義のための広範な国民運動の一環であり、そのための統一戦線の一翼である。

部落民はいくつかの階級に分かれているが全体としては一つの身分階層として共通の利害と共通の意識の紐で結ばれている。したがって部落解放運動は全部落民を包含するものであるが、その中心となるのは部落の労働者農・漁民である。

部落解放同盟は部落民の自覚にもとづく自主的な解放運動の唯一

の大衆団体である。同盟は自らの行動規準にのっとり部落民のあらゆる不満や要求をとりあげて大衆闘争を組織しなければならない。

同盟の組織と活動の基礎は部落に置かねばならない全国六千の部落に支部をつくり、それぞれの部落の具体的事情に即した日常闘争を活発に展開し、地区的な規模から、全府県的全国的に拡大し、部分的・初歩的な要求を、より高い一般的な目的に結びつけ、さらに

究極の目標である部落解放——人民解放を達成するための闘争に発展させなければならない。

同盟はそのすべての活動を通じて、融和主義と鋭く対決し、その反動の本質をばくろし、徹底的に粉砕するためにたたかわなければならない。

## 要求と活動の規準

一、生活の向上と環境改善、社会保障獲得のために、  
1、診療所、トラコーマ治療所など無料診療施設の設定、拡充、増設。

- 2、国民健康保険制度の徹底と保険料金の減免。
- 3、徹底した社会保障制度の即時実施による最低生活の保障。
- 4、生活保護法の適用拡大と扶助基準額の大巾引上げ。
- 5、公民館、隣保館、保育所、乳児院などの設置、拡充、増設。
- 6、共同浴場、公益質屋、共同作業場などの設置。
- 7、地区整理法、不良住宅改良法の適用による道路、住宅、上下水道などの改善。

- 8、公設の低家賃住宅の新設と増設。
  - 9、河川、堤防、防波堤、橋などの改修新設による災害の防止。
  - 10、東西両本願寺その他の教団による寄付強要反対。
  - 11、一切の共有権、入会権などにおける差別撤廃。
  - 12、土地、家屋などの売買、貸借における差別撤廃。居住移転の自由獲得。
  - 13、就職における差別撤廃。就労の機会均等の獲得。
  - 14、社交、婚姻など社会生活における一切の差別撤廃。
- 二、土地と仕事と産業振興のために！
- 1、農地解放の徹底的実施。貧農への土地の分配。

- 2、山林、原野、池沼、などを含む土地所有制の改革。
- 3、土地取上げ、小作料の値上げ反対。
- 4、小土地所有に対する課税の減免。
- 5、零細過少農経営の切捨政策反対。
- 6、国費による未墾地の開墾と貧農への分配。
- 7、土地改良、農業技術、農業経営の改善のための援助。
- 8、農業協同組合の徹底的民主化。
- 9、零細漁業の保護。漁場の半封建的制限の撤廃。
- 10、沿岸小型漁船、漁網、漁業など漁業設備に対する補助。
- 11、網元、問屋などの半封建的な搾取と隷属化反対。
- 12、職業訓練所の増設、拡充による職業補導の徹底。
- 13、青少年の就職斡旋と近代的経営への就職の保障。
- 14、国の失業対策の強化徹底。失業者登録制限の撤廃。
- 15、失対賃金の値上げと完全就労の実施。
- 16、府県、市町村による農村失業対策の徹底実施。
- 17、生活賃金の原則にもとづく最低賃金制の確立。
- 18、労働法規の完全実施。半封建的な雇傭関係の徹底的廃止。
- 19、中小企業、零細自営企業の保護。
- 20、協同組合、企業組合などの組織による中小企業の協同化促進。
- 21、低利資金の融資増大と貸付条件の緩和。高利金融の一掃。
- 22、差別課税反対。税金の適正化。
- 23、低所得者に対する税金の減免と滞納税金の免除。

三、部落解放の教育と文化確立のために！

- 1、義務教育費国庫負担の完全実施。
  - 2、一切の教育費の父兄負担反対。
  - 3、貧困家庭児童の給食費、教科書・参考書・学用品代・修学旅行費などの全額支給。
  - 4、学区内に部落を有する小、中学校の教育条件の改善と教師の待遇改善。
  - 5、児童福祉法の徹底実施による養護児童の完全就学。
  - 6、民主教育の徹底と教職員組合との提携強化。
  - 7、差別的教育行政反対。PTAの民主化。
  - 8、差別を助長する反動的道德教育、軍国主義的・国家主義的教育反対。
  - 9、差別を助長するマス・コミ反対。差別的な出版物、映画、演劇などの一掃。
  - 10、学校における差別撤廃。教育の機会均等の獲得。
  - 11、民主的・進歩的な教育活動と文化活動の擁護。
- 四、平和と独立と民主主義のために！
- 1、人権尊重の徹底と人格平等の確立。
  - 2、家族制度、社会慣習などによる一切の抑圧と隷属化反対。
  - 3、差別的な行政反対。部落問題解決のための民主的行政の徹底。
  - 4、反動的な融和・改善主義反対。融和団体に対する行政的援助反対。
  - 5、性別、年令、家柄などによる差別待遇反対。
  - 6、天皇制の廃止、一切の貴族の特権の完全な廃止。

- 7、人民の基本的権利と政治的自由に対する抑圧絶対反対。
- 8、日本国憲法の民主的・平和的精神の擁護憲法改悪反対。
- 9、人種、民族、宗教の違いによる差別反対。
- 10、世界恒久平和の確立。軍備の完全撤廃。日本の再軍備反対。

- 11、日米安全保障条約および行政協定の廃棄。
  - 12、原水爆の製造、貯蔵、実験の禁止。
  - 13、一切の外国軍事基地の撤廃。
  - 14、平和と独立と民主主義のための統一戦線の強化。
- 以上

### 資料3

## 高松差別裁判判決文

### 判決

本籍並住居香川県香川郡鷺田村大字馬場

古物商 河本藤太郎 (仮名)

(当二十八八年)

本籍並住居前同所

古物商 公本喜市 (仮名)

(当三十二年)

右両名に対する結婚誘拐被告事件に付当裁判所は検事白水勝起関与審理を遂げ判決すること左の如し

〔主文〕

一月よりは其子清(当四歳)を右タケ子の手許より引取り養育することと為り居りたるより山辺健一及大藤重之と共謀の上政江を誘拐して喜市の妻たらしめんと企て同日坂出港棧橋附近の飲食店主越屋其他に於て政江に対し女給奉公を継続する間に次第に前借金嵩み遂には遊廓に身を売らるるが如き悲境に陥るべきを以て早く堅気の男と結婚して其身を固むるの得策なることを説きたる上被告人喜市は自動車部分品の売買業に従事する商人にして相当の財産と信用を有し家には老親の外何等繁累なき独身者なれば同人の妻として之と同棲し呉れ度前借金は直に被告人等に於て調達する旨甘言を弄して政江を誘惑し以て同夜同人を坂出町西通町木賃宿錦屋事三野七五三三方に連込み米一と同宿せしめ其翌十六日朝更に右三野七五三三方より政江を香川郡鷺田村大字馬場の被告人居守に伴ひ行かんとしたるも政江が被告人等の右鷺田村大字馬場の出身者たることを嫌忌し其の意に従はざるべきことを察したるより寧ろ其の居村以外の地に居所を構ふるに如かずと為し同日同人を伴ひて一先づ被告人等の知人たる高松市栗林町富永本蔵方に落着き同所に二泊せしめたる後政江に於て一応前記四篠村の親許に帰宅し度旨申出でたるを以て十九日迎へに行くに依り同日午後一時を期し琴高電車梗井停留場附近に待合はずべき旨堅く誓約せしめたる上被告人藤太郎附添ひ其の親許に政江を送り届け被告人藤太郎は十九日前記約束の場所に於て政江と落合ひ再び同人を高松市監上町吉本恒次方に連戻り其の後同市藤塚町二十九番地に一家を借入れ二十三日に至るまで同所に於て喜市と同棲を余儀なくせしめ以て誘拐の目的を遂げたるものなり

被告人喜市を懲役一年に被告人藤太郎を懲役十月に処す、被告人等に対する未決勾留日数全部を右各本刑に算入す、訴訟費用は被告人等の連帯負担とす

〔理由〕

被告人両名は異父兄弟にして香川郡鷺田村大字馬場に居住し紙屑等の売買を渡世として僅に一家の生計を支へ居れるものなる所、昭和七年十二月十五日岡山県下津井より帰宅の途次発動機船千當丸内に於て仲多度郡四篠村石原新太郎の長女にして当時丸亀市新町口一ヤル食堂に女給奉公中の政江(大正四年八月一日生)と相知るや被告人喜市が昭和七年五月頃其内縁の妻山條タケ子と離別し昭和八年

証拠を案ずるに判示事實は

一、被告人谷本喜市及河本藤太郎の当公廷に於ける各判示同趣旨の供述

一、被害者石原政江に対する予審訊問書中判示に照応する被害顛末の供述記載を綜合して之を認め仍て判示犯罪事實は其の証明ありたるものとす法律に照すに被告人等の判示所為は各刑法第二百二十五條に該当するを以て其の所定期限範囲内に於て被告人喜市を懲役一年に処し被告人藤太郎に付ては其の犯罪の情状憫諒すべきものあるを以て同法第六十六條、第六十八條に依り其の刑を減輕したる刑期間内内に於て同被告人を懲役十ヶ月に処し同法第二十一條に依り被告人等に対する未決勾留日数全部を其の各本刑に算入し訴訟費用は刑事訴訟法第二百三十七條第二百三十八條に依り被告人両名をして連帯して負担せしむべきものとす、仍て主文の如く判決す

昭和八年六月三日

高松地方裁判所刑事部

裁判長判事

三浦 通太

判事 小林種吉

判事 久留實治





▼一九七一年十一月十四日―十九日の沖繩返還協定批准阻止の大暴動的爆発は、近代歴史上希にみるものであった。学生、労働者をはじめ、数千数万の民衆の革命的行動―機動隊撃破の進撃は、社共の請願デモの色あせた無気力と比して余りにも鮮かであった。

全ての人民はこのような闘いを永続的に発展させることによってしかこれからの解放運動はありえないのである。荊冠NO.4は、この激動する十一月―十二月に準備されたため、どうしても当初の編集計画内容を大巾に割愛せざるを得なかった。

▼「狭山差別裁判糾弾闘争の歴史の意義」はその核心である第二章高松差別裁判の評価をめぐる一九三〇年代の解放運動の歴史の総括が印刷の時間ざれでのせることが出来ず次号にまわされた。筆者は残念至極である。

▼天皇制と部落問題については、日本の左翼インテリの精神の底に刻印されている菊の紋章が侵略の象徴にも又「変革」の象徴にもかつき出される論理を抹殺したい衝動のものに書かれた。ブルジョワジーが焼き込んだ菊の威力は実に圧倒的である。プロレタリアードの赤旗が菊と日の丸に代って日本の民衆を把

えるためには、なお多大の血潮を必要とするであろう。

▼資料の中、高松事件の糾弾要項に対する根本的批判は、前掲論文第二章に於て完ぶなき迄に果される。それは、大きな高松の闘争勝利が象徴とする日本帝国主義の打倒、アジア侵略の阻止に向けられず、経済的要求闘争に低められ解消せられていき、そして最後には階級的視点をもつ綱領「改正」―日帝の侵略戦争体制への屈服の道を水平社がたどっていった事実の一点をこの資料は示しているのである。我々は高松の闘争の偉大な勝利を学ぶこととその成果がどのように位置づけられていったかを明確に批判的に把まねばならないのである。それは狭山の闘いを如何なる勝利として実現していくかという最も現実的な問への歴史的答案となるものだからである。

▼部落解放同盟の綱領については一度荊冠NO.一二合併号でのせたが、しかし現在発表されているものが、正規のものとはくい違っていると判断したので正規の大会決定による綱領をのせた。それは「要求と活動の規準」の「四、平和と独立と民主主義のために」の第六項は現在発表されているのは、「天皇皇族など一切の貴族の特権の完全な廃止」となっている。又その第七項は現在発表されている綱領には見えていない。これらのことは不可思議である。解同二十一回大会に於て規約の改正はあったが、綱領の改正そのものは一度もなかったと思われるのである。現在

発表されているのも「第十五回大会―一九六〇年決定」と明記されている。我々は此処に当時の解放新聞等から参照してのせたものを正規のものとする。

▼一九七一年秋、この激闘の中で機動隊によって殺され傷ついた多数の戦士、同志のしかばねを越えてさらに進撃せよ！

差別によって抗議して死んだ故弓場美恵さんの追悼集会の折「同志は倒れぬ」の歌唱を指導してくれた辻敏明君が、正田三郎君とともに、関大闘争の岩を死守せんがため、憎むべきカクマルの手によって虐殺されたことは、かえすがえすも口惜しい。而同志の清烈な生と死に決然として命を惜まぬ革命への献身と敵権力とカクマルへの復讐をただ無心に墓前に誓うのみ。

君よ吾が行手を守れ。

編集発行	荊冠編集委員会
〒530 寝屋川市寝屋川郵便局私書箱27号	
一九七一年十二月二十五日	発行
荊冠 第四号	
定価	二〇〇円

# 日本・朝鮮・中国 第4号

300円

「朝鮮語講座」廃講にあたって私たちの反省

日帝のアジア侵略と日本人の階級性 内山宏行

特集■1971年1月16日 水谷保孝 河野実 韓正一

劉道昌君の闘いとわれわれの到達点 青野勲夫

掙扎 楊碧海

南朝鮮における日本資本の実態 原田誠之

破綻せる日朝友好運動(4) 梶田玲

## 青年アジア研究会

### 白い花

### 創刊号

頒価一五〇円

君は明日生きるか

―被爆者青年同盟 一九七〇・八一七―四一―  
1、被爆者の結成

2、朝鮮人被爆者孫振斗さんの日本人被爆者への告発

3、ピキニデーと被爆者の闘い/4、天皇来広糾弾闘争

帝国主義者の被爆者対策

被爆者青年同盟

七〇年八月ヒロシマが提起してくるもの

原水禁運動は何をしてきたか

ヒロシマとは何であるのか/何から始めるべきか

### 被爆者青年同盟

全国被爆者事務局―広島市千田町三一〇―二五電(0822) 43-9924  
東京被爆者事務局―東京都豊島区池袋二一九〇六中央会館十三号室  
児玉事務所 電(03) 982-6577

# 部落青年は日本帝国主義のアジア侵略戦争を阻止せよ！

## 狭山闘争勝利！ 沖縄奪還！ 入管体制解体！

### 東京高裁の狭山差別裁判結審——死刑判決を大衆的に粉碎せよ！

全国部落青年戦闘同志会  
全国部落研連合

全国の闘う部落青年の諸君！一九七一年の偉大な激闘をうけつぐ一九七二年は明けた。東京高裁における狭山差別裁判の結審がいよいよ来る二月八、十、十五日に設定された。全国の部落解放同盟はすでに数千人の部落大衆、民主団体の上京を決定し、各地区で広範な公判斗争決起集会が実行されつつある。

石川青年の無実が公判の度に、より明らかとなつていくにもかかわらず、敵東京高裁、井波裁判長は、何としても警察検察の威信を擁護すべく、威丈高になつて石川有罪！死刑をデッチあげ強行しようとしていた。全国の部落青年諸君！ただ部落民であるというだけで、九年間も獄に閉じ込められ、強制された「自白」以外には何の証拠もないのに、死刑に処せられるとは！何と無慈悲な暗黒裁判であることか！部落民への差別暴言行、虐待、デッチあげ逮捕、部落民と一般民との結婚への不当かつ差別的な介入と破壊、自主解放闘争への弾圧、福祉行政、学校教育等への不当干渉等、裁判所！警察は常に部落を犯罪の巢窟のように宣伝しながらますますすりかえし部落民の人権を蹂躪し続けてきた。戦前においては、高松差別裁判、そして現在の狭山差別裁判はまさにその象徴ではないか！このことは、未だに部落民が法的、政治的に身分差別から解放されていないことを示している。封建的「社会的身分」差別を撤廃せよ！

憲法第十四条は、華族などの貴族制度「門地」を撤廃しているけれども、部落民という封建的「社会的身分」は撤廃してはいらず、憲法学者や各省庁は、公然と、社会的身分とは社会的事情により、半永久的に、他人と区別される生来の身分であるとして、「部落民」や「帰化人の子孫」を実例にして解釈せよと宣伝している。我々は国家権力「公的機関」の一切の差別政策、差別事件を糾弾し、撤廃させるとともに、封建的「社会的身分」差別の政治的、法的、経済的、全人間的解消を闘いとらねばならない。狭山の闘いは高松の闘いを継承して、まさにこのような歴史的意義をもつて勝利させねばならない。

日本帝国主義のアジア侵略戦争を断固阻止せよ！

さらに部落青年の同志諸君！高松の闘いの時期がそうであったように、今や狭山の闘いは、日本帝国主義の大きな経済的破局の中からアジアに向けて帝国主義的な侵略戦争がはじめられようとしている時に闘われつつある。アジアの民衆に対して「大東亜戦争」という大がかりな侵略戦争の償いもいまだビター一文もなせず、合理化し、ひたすら朝鮮、台湾、東南アジアに資本進出し、搾取して平和的な経済成長を図ってきた日本帝国主義は、その自己の権益を守るために、アメリカ帝国主義と公然と一体となり、アジアの民族解放闘争をふみにじり圧殺し、植民地化するために、自衛隊を本格的な侵略軍隊として育成し、海外派兵しようとしてふみ出した。日米共同声明と沖縄「返還協定」はその宣言であり、またしても沖縄百万県民を犠牲とする具体的政策なのである。アジアの民衆の闘い、とりわけ、在日朝鮮人、中国人の解放闘争を抑圧し、差別し、日本人を排外主義と侵略思想に結集させるために、日本帝国主義は、入管体制をいよいよ嚴重にし抜本的改悪を国会場裡に策謀し続けている。部落民に対する差別の強化、労働者、学生、市民らへの搾取と治安取締りの強暴化、労組幹部、マスコミ、文化人知識人の転向、右翼化は併せて、アジア侵略の国内秩序の強再編に集約されつつある。部落の青年諸君！我々はこのような歴史の反動！戦争への道を再び許して一切の民主的権利や自主解放の道が閉ざされる暗黒の社会の到来に座視傍観してよいであろうか。我々は融和ボスとともに地域の要求に局せきすることに満足しておられようか？否！我々は部落を、部落民！人民解放の砦に転化し、日本革命闘争の聖域とし、差別と搾取と戦争のない新しい社会建設の礎えにしなければならないではないか！

闘う部落青年の革命思想

荊冠

No.12  
No.3  
No.4  
を讀もう

大阪府寝屋川市寝屋川郵便局私書箱27号

我々は、日本帝国主義に屈服し、天皇制イデオロギーに従って、アジア侵略に加担して  
いった戦前の全国水平社の敗北を、再びくり返してはならない。  
狭山の勝利の闘いの中で、今我々は、アジア侵略戦争に協力するのか、それとも日本帝  
国主義を打倒し、アジアの民衆の闘いと手を結んで、部落民解放の決定的巨歩を押し進め  
るのか、この歴史的選択の岐路に立っている。あらゆる警察、カクマル、右翼ら反動と弾  
圧誘惑と懐柔に屈せず純固として純なる革命の赤旗と荆冠旗の下に結集し水平社以来の部  
落青年の歴史的使命を今こそ荷い達成せよ。  
全国の部落青年は戦闘同志会に結集し部落解放同盟の闘いを発展させよ。  
狭山差別裁判糾弾闘争の勝利を日帝のアジア侵略阻止へ！

## 闘いのスローガン

- 東京高裁の二月結審を粉碎せよ！
- 狭山差別裁判徹底糾弾！石川一雄氏即時奪還！東京高裁の早期結審！死刑判決を許すな！
- 警察・検察庁の部落民への差別捜査・不当逮捕・拘留粉碎！
- 裁判所の部落民を理由とする差別判決粉碎！
- 部落民への封建的「社会的身分」差別を撤廃せよ！
- 議会における差別発言糾弾！
- 選挙活動における差別的宣伝・妨害を粉碎せよ！
- 部落民に教育の機会均等を保障せよ！こまかしく融和教育粉碎！
- 部落生徒の解放運動の自由！
- 企業・資本家による部落民への就職差別、首切り反対！失対事業の打ち切り反対！
- 低賃金！不安定な就労条件を撤廃せよ！
- 部落民に土地山林を解放せよ！
- 入会（海）権、水利権の差別を撤廃せよ！
- 部落への差別行政反対！融和政策（事業）による部落の破壊、立ちのきを阻止せよ！
- 部落解放への抜本的行政対策を構ぜよ！
- 部落の零細商工業を防衛せよ！
- 皮革産業等部落産業への差別偏見を一掃せよ！無（低）利子の資金を融資せよ！
- 部落零細商工農漁業への税金を大巾に減免せよ！
- 所得、土地への課税を免除せよ！
- 部落の生活と健康を守れ！
- 生活保護、医療など社会保障を拡充せよ！
- 部落の道路、下水、側溝などの環境を整備せよ！
- 公設無（低）家賃住宅を大量につくれ！隣保館、保育所をつくれ！
- 結婚差別反対！封建的家族制度を解体せよ！
- 女性に対する一切の差別、抑圧を根絶せよ！
- 部落民の団結！糾弾権を確立、防衛せよ！
- 解放運動への不当弾圧を許すな！
- 日本帝国主義打倒！部落解放！融和主義粉碎！
- 沖繩奪還！安保粉碎！日本帝国主義を打倒せよ！
- 沖繩「返還協定」を粉碎せよ！軍用地強制収用法案粉碎！
- 日本帝国主義のアジア侵略を阻止せよ！
- 入管法の国会再上程を許すな！日韓条約を粉碎せよ！入管体制を解体せよ！在日朝鮮・中国人民の闘いに断固連帯せよ！
- 三里塚軍事空港実力粉碎！砂川、北富士、能勢、全ての軍事基地演習場を撤去せよ！
- 自衛隊を解体し、兵士を人民に獲得せよ！
- 自衛隊の沖繩派兵、海外派兵を許すな！四次防を粉碎せよ！治安出動を許すな！
- 原水爆に反対し、被爆者の闘いに連帯せよ！
- 身心障害者への差別に反対せよ！コロニーを解体せよ！
- 天皇制の復活を阻止せよ！
- 建国記念日！紀元節粉碎！
- 破防法を実力で粉碎せよ！機動隊をせん滅せよ！カクマル反革命差別集団をせん滅せよ！
- 闘う部落青年は全国部落青年戦闘同志会に結集し、部落解放同盟を強化せよ！
- 日共の分裂策動を粉碎せよ！
- 権力の分裂支配をうち砕き、全ての人民は部落解放運動に連帯せよ！全国部落研連合を強化せよ！
- 反帝国主義・反スターリン主義の旗の下、全ての部落大衆、労働者、人民は団結し、日本革命に勝利せよ！日本革命をアジア革命の根拠地とせよ！
- 狭山差別裁判糾弾闘争勝利の力を日本帝国主義のアジア侵略阻止へ！

一九七二年十二月二十五日

荊冠

# 荊冠

1、2 合併号 定価 300円

日本帝国主義と部落解放  
 日本帝国主義と70年代部落解放闘争の革命的展望  
 封建制下の部落と抵抗  
 大阪府立豊中高校差別事件糾弾  
 特集 狭山差別裁判糾弾闘争  
 狭山差別裁判実力糾弾への道・他  
 資料 水平宣言 第2回水平社大会アピール・他

3号 定価 250円

アジア侵略に抗し、日本帝国主義を  
 打倒する部落解放運動 杉 進也  
 部落解放闘争は武装闘争である

特集 狭山差別裁判徹底糾弾勝利のために  
 請願書／判決文／弁護側控訴趣意書  
 狭山差別裁判の差別性とは何か 沢山保太郎  
 五・三〇関係資料

荊冠社 • 大阪府寝屋川市郵便局私書箱27号

定価 二〇〇円

(二五〇円)